

# 札幌市土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」を一部改定し、令和5年（2023年）10月1日より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第 1 編 共通編 第 1 章 総則	
1-1-1-2 用語の定義 1. ~24. (略) 25. 「書面」とは、工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、 <b>記名(署名または押印を含む)</b> したのも有効とする。 26. ~43. (略)	1-1-1-2 用語の定義 1. ~24. (略) 25. 「書面」とは、工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、 <b>署名又は押印</b> したのも有効とする。 26. ~43. (略)	諸基準類との統一
1-1-1-6 施工計画書 1. (略) 2. (1) ~ (13) (略) (14) <b>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</b> (15) <b>法定休日・所定休日(週休二日の導入)</b> (16) その他 なお、コンクリート橋上部(主桁製作)工事においては、5-5-4-1 コンクリート主桁製作工一般事項に記載されている事項を追加するものとする。	1-1-1-6 施工計画書 1. (略) 2. (1) ~ (13) (略) (14) <b>建設副産物の適正処理計画</b> (15) <b>再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書</b> (16) その他 なお、コンクリート橋上部(主桁製作)工事においては、5-5-4-1 コンクリート主桁製作工一般事項に記載されている事項を追加するものとする。	諸基準類との統一
1-1-1-7 契約図書に基づく処理方法 受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、工事施工協議簿で行わなければならない。 <hr/> <hr/>	1-1-1-7 契約図書に基づく処理方法 受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、工事施工協議簿で行わなければならない。 <b>なお、工事施工協議簿については、双方が署名又は押印した原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。</b>	諸基準類との統一
1-1-1-17 工事の一時中止 1. (略) 2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができる。 3. (略)	1-1-1-17 工事の一時中止 1. (略) 2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができる <b>ものとする。</b> 3. (略)	表現の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>1-1-1-19 工期変更</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約書第 20 条に基づき工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-1-19 工期変更</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員_____に提出するものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第 20 条に基づき工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員_____に提出するものとする。</p> <p>4. 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員_____に提出するものとする。</p> <p>5. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員_____に提出するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>1-1-1-22 建設副産物</b></p> <p>1. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用並びに「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「環境物品等」の使用を図らなければならない。</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に<b>その写しを添付して</b>、工事監督員に提出し、その内容を説明しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に<b>その写しを添付して</b>、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。</p> <p>9. 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により<b>公衆が見やすい場所</b>へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>10. (略)</p>	<p><b>1-1-1-22 建設副産物</b></p> <p>1. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、「建設汚泥の再<del>生</del>利用に関するガイドライン」（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用並びに「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「環境物品等」の使用を図らなければならない。</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に<b>含め</b>、工事監督員に提出し、その内容を説明しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に<b>含め</b>、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。</p> <p>9. 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により<b>工事現場</b>の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>10. (略)</p>	<p>誤植訂正</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
<p><b>1-1-1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等</b></p> <p>1.～5. (略)</p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、表 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5 段階確認一覧表に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項においても同様とすること。</p> <p>(2) 受注者は、あらかじめ別に定める段階確認願により、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、<u>工事監督員の確認を受けた書面を</u> <u>検査時に提出</u>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供 <b>しなければならない</b>。</p> <p>7. (略)</p>	<p><b>1-1-1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等</b></p> <p>1.～5. (略)</p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、表 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5 段階確認一覧表に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項においても同様とすること。</p> <p>(2) 受注者は、あらかじめ別に定める段階確認願により、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、<b>確認した箇所に係わる</b>工事監督員の<b>署名又は押印された書面を保管し</b>、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供 <b>するものとする</b>。</p> <p>7. (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>1-1-1-25 しゅん功検査</b></p> <p>1. 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、しゅん功届を<b>工事監督員を通じて</b>発注者に提出しなければならない。</p> <p>2.～6. (略)</p>	<p><b>1-1-1-25 しゅん功検査</b></p> <p>1. 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、しゅん功届を_____発注者に提出しなければならない。</p> <p>2.～6. (略)</p>	表現の変更
<p><b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和 5 年 3 月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社)日本海上起重技術協会）及び JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2.～22. (略)</p>	<p><b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和 4 年 2 月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社)日本海上起重技術協会）及び JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2.～22. (略)</p>	諸基準類の改定に伴う変更
<p><b>1-1-1-36 環境対策</b></p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）の規定の適用を原則とする。</p> <p style="color: red;">低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>4.～9. (略)</p>	<p><b>1-1-1-36 環境対策</b></p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）の規定の適用を原則とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4.～9. (略)</p>	諸基準類との統一

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>1-1-1-38 交通安全管理</b></p> <p><b>1. 一般事項</b>            受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に<b>工事公害による</b>損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。</p> <p><b>2. 施工計画書</b>            受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の<b>維持管理</b>、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、<b>発注者が特に支持する場合を除き</b>、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><b>3. 輸送災害の防止</b>            受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p><b>4. 交通安全等輸送計画</b>            受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p><b>5. 交通安全法令の遵守</b>            受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和 3 年 9 月 内閣府・国土交通省令第 2 号)、「道路工事現場における<b>標示施設等の設置基準</b>」(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、「道路工事現場における<b>標示施設等の設置基準の一部改正について</b>」(道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、「道路工事現場における<b>工事情報看板及び工事説明看板の設置について</b>」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)及び「<b>皿付表</b>」1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどとして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-38 安全管理</b></p> <p><b>1. 交通安全管理</b>  <b>(1)</b> 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する<b>ときは</b>、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に<b>_____</b>損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。</p> <p><b>(6)</b> 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の<b>新設、改良、維持、管理</b>、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、<b>_____</b>標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><b>(2)</b> 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p><b>(10)</b> 受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p><b>(3)</b> 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和 <u>2</u>年 <u>3</u>月 内閣府・国土交通省令第 2 号)、「道路工事現場における<b>表示施設等の設置基準</b>」(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、「道路工事現場における<b>標示施設等の設置基準の一部改正について</b>」(道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、「道路工事現場における<b>工事情報_____</b>板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)及び「<b>皿付表</b>」1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどとして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>条文題名の変更            項目題名の変更            諸基準類との統一</p> <p>項目題名の追加            項目番号の変更            諸基準類との統一</p> <p>項目題名の追加            項目番号の変更</p> <p>項目題名の追加            項目番号の変更</p> <p>項目題名の追加            項目番号の変更            諸基準類との統一            誤植訂正</p>

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><u>6. 工事用道路使用の責任</u> 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p><u>7. 工事用道路共用時の処置</u> 受注者は、<u>特記仕様書</u>に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p><u>8. 工事用道路の維持管理</u> 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p><u>9. 公衆交通の確保</u> 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により<u>建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き</u>一般の交通に使用される路面から<u>すべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</u></p> <p><u>10. 通行許可</u> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 4 年 1 月改正 政令第 16 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）第 57 条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><u>11. 交通規制等</u> (1)～(4) (略)</p>	<p><u>(4) 受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は 40 mm 以下とする。</u></p> <p><u>(7) 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</u></p> <p><u>(8) 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する工事の受注者と綿密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</u></p> <p><u>(5) 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</u></p> <p><u>(9) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により交通誘導警備員を配置しないで建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなければならない。</u></p> <p><u>(13) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正 政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 元 年 9 月改正 政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 元 年 6 月改正 法律第 37 号）第 57 条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>2. 交通規制等</u> (1)～(4) (略)</p>	<p>項目の削除</p> <p>項目題名の追加 項目番号の変更</p> <p>項目題名の追加 項目番号の変更 諸基準類との統一</p> <p>項目題名の追加 項目番号の変更</p> <p>項目題名の追加 項目番号の変更 諸基準類との統一</p> <p>項目題名の追加 項目番号の変更 諸基準類との統一</p> <p>項目番号の変更</p>

**札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表**

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>12. 交通誘導警備員の資格</b></p> <p>現道に係わる工事現場においては、交通誘導業務は原則として、警備業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。</p> <p>受注者は、市街地（人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を 1 名以上配置しなければならない。</p> <p>(2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。</p> <p><b>13. 児童の安全対策</b> (1)～(2) (略)</p> <p><b>14. 老人又は身体障害者対策</b> (略)</p> <p><b>15. 不法無線局及び違法無線局対策</b> (略)</p> <p><b>16. その他</b></p> <p>(1) 受注者は、運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上について十分留意するとともに下請負人の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。</p> <p>(2) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。</p>	<p>_____</p> <p><b>3. 児童の安全対策</b> (1)～(2) (略)</p> <p><b>4. 老人又は身体障害者対策</b> (略)</p> <p><b>5. 不法無線局及び違法無線局対策</b> (略)</p> <p>_____</p> <p><b>(11)</b>受注者は、運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上について十分留意するとともに下請負人の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。</p> <p><b>(12)</b>「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。</p>	<p>項目の追加</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目題名の追加 項目番号の変更 諸基準類との統一</p> <p>項目番号の変更 諸基準類との統一</p>
<p><b>1-1-1-39 施設管理</b></p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第 34 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について工事監督員と協議できる。</p> <p>なお、当該協議事項は、契約書第 9 条の規定に基づき処理させるものとする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>条文の追加 諸基準類との統一</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>1-1-1-40 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和 4 年 12 月改正法律第 101 号)</p> <p>(2)~(7) (略)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 4 年 3 月改正法律第 12 号)</p> <p>(9)~(11) (略)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正法律第 12 号)</p> <p>(13)~(14) (略)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和 4 年 4 月改正法律第 32 号)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和 4 年 4 月改正法律第 4 号)</p> <p>(18)~(21) (略)</p> <p>(22) 港湾法 (令和 4 年 3 月改正法律第 7 号)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) 水路業務法 (令和 4 年 6 月改正法律第 68 号)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 下水道法 (令和 4 年 5 月改正法律第 44 号)</p> <p>(27) 航空法 (令和 4 年 6 月改正法律第 62 号)</p> <p>(28)~(40) (略)</p> <p>(41) 電気事業法 (令和 4 年 6 月改正法律第 74 号)</p> <p>(42)~(43) (略)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和 4 年 5 月改正法律第 55 号)</p> <p>(45)~(55) (略)</p> <p>(56) 空港法 (令和 4 年 6 月改正法律第 62 号)</p> <p>(57)~(59) (略)</p> <p>(60) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4 年 5 月改正法律第 46 号)</p> <p>(61) (略)</p> <p>(62) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正法律第 12 号)</p> <p>(63) 所得税法 (令和 4 年 6 月改正法律第 71 号)</p> <p>(64)~(66) (略)</p> <p>(67) 電波法 (令和 4 年 6 月改正法律第 70 号)</p> <p>(68) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 4 月改正法律第 32 号)</p> <p>(69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正法律第 12 号)</p> <p>(70)~(74) (略)</p> <p>(75) <u>個人情報</u>の保護に関する法律 (令和 4 年 5 月改正法律第 54 号)</p> <p>(76) (略)</p> <p>(77) 都市計画法 (令和 4 年 11 月改正法律第 87 号)</p>	<p><b>1-1-1-39 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和 3 年 6 月改正法律第 54 号)</p> <p>(2)~(7) (略)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 3 年 6 月改正法律第 58 号)</p> <p>(9)~(11) (略)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 2 年 6 月改正法律第 14 号)</p> <p>(13)~(14) (略)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和 2 年 6 月改正法律第 52 号)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和 3 年 5 月改正法律第 37 号)</p> <p>(18)~(21) (略)</p> <p>(22) 港湾法 (令和 2 年 6 月改正法律第 49 号)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) 水路業務法 (<u>平成 30 年 12 月改正法律第 95 号</u>)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 下水道法 (令和 3 年 5 月改正法律第 31 号)</p> <p>(27) 航空法 (令和 3 年 6 月改正法律第 65 号)</p> <p>(28)~(40) (略)</p> <p>(41) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正法律第 41 号)</p> <p>(42)~(43) (略)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和 3 年 5 月改正法律第 44 号)</p> <p>(45)~(55) (略)</p> <p>(56) 空港法 (令和 元 年 6 月改正法律第 37 号)</p> <p>(57)~(59) (略)</p> <p>(60) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (<u>平成 26 年 6 月改正法律第 69 号</u>)</p> <p>(61) (略)</p> <p>(62) 職業安定法 (令和 元 年 6 月改正法律第 37 号)</p> <p>(63) 所得税法 (令和 3 年 5 月改正法律第 37 号)</p> <p>(64)~(66) (略)</p> <p>(67) 電波法 (令和 3 年 3 月改正法律第 19 号)</p> <p>(68) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正法律第 42 号)</p> <p>(69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 3 年 6 月改正法律第 58 号)</p> <p>(70)~(74) (略)</p> <p>(75) <u>行政機関の保有する個人情報</u>の保護に関する法律 (令和 3 年 5 月改正法律第 37 号)</p> <p>(76) (略)</p> <p>(77) 都市計画法 (令和 3 年 5 月改正法律第 31 号)</p>	<p><b>条文番号の変更</b></p> <p>諸法令の改定に伴う変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
(78) 土地収用法 (令和 3 年 6 月改正法律第 63 号) (79) 民法 (令和 4 年 12 月改正法律第 102 号) (80) 地方税法 (令和 5 年 3 月改正法律第 1 号) (81) 電気通信事業法 (令和 4 年 6 月改正法律第 70 号) (82) (略) 2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに書面にて工事監督員と協議しなければならない。	(78) 土地収用法 (令和 3 年 6 月改正法律第 65 号) (79) 民法 (令和 3 年 5 月改正法律第 37 号) (80) 地方税法 (令和 3 年 4 月改正法律第 1 号) (81) 電気通信事業法 (令和 3 年 6 月改正法律第 75 号) (82) (略) 2. 受注者は、諸法令 _____ に違反した場合発生する <u>ことが予想される</u> 責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、 <u>直ちに</u> 書面にて工事監督員に通知し、その確認を求めなければならない。	諸法令の改定に伴う変更 諸法令の改定に伴う変更 諸法令の改定に伴う変更 諸法令の改定に伴う変更  諸基準類との統一  表現の変更
1-1-1-41 官公庁等への手続等	1-1-1-40 官公庁等への手続等	条文番号の変更
1-1-1-42 施工時期及び施工時間の変更	1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更	条文番号の変更
1-1-1-43 工事測量	1-1-1-42 工事測量	条文番号の変更
1-1-1-44 提出書類	1-1-1-43 提出書類	条文番号の変更
1-1-1-45 天災及びその他不可抗力による損害	1-1-1-44 天災及びその他不可抗力による損害	条文番号の変更
1-1-1-46 特許権等	1-1-1-45 特許権等	条文番号の変更
1-1-1-47 保険の付保及び事故の補償	1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償	条文番号の変更
1-1-1-48 法定外の労災保険の付保 1. ~ 2. (略) 3. 受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」(以下、「法定外の労災保険」)を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、現場着手の前に締結すること。 4. 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しを、現場着手の前に、工事監督員へ提出しなければならない 5. ~ 6. (略) 7. なお、委託業務の場合は、上記の文言について、現場着手を業務着手に、受注者を受託者に、工期を委託期間に、工事監督員を業務担当員にそれぞれ読替える。	1-1-1-47 法定外の労災保険の付保 1. ~ 2. (略) 3. 受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」(以下、「法定外の労災保険」)を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、 <u>工事</u> 着手の前に締結すること。 4. 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しを、 <u>工事</u> 着手の前に、工事監督員へ提出しなければならない 5. ~ 6. (略) 7. なお、委託業務の場合は、上記の文言について、 <u>工事</u> 着手を業務着手に、受注者を受託者に、工期を委託期間に、工事監督員を業務担当員にそれぞれ読替える。	条文番号の変更  表現の変更  表現の変更
1-1-1-49 社内検査	1-1-1-48 社内検査	条文番号の変更
1-1-1-50 道産品及び札幌市域産品の使用	1-1-1-49 道産品及び札幌市域産品の使用	条文番号の変更
1-1-1-51 環境物品等の使用	1-1-1-50 環境物品等の使用	条文番号の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
1-1-1-52 季節労働者等の雇用	1-1-1-51 季節労働者等の雇用	条文番号の変更
1-1-1-53 技能士の活用	1-1-1-52 技能士の活用	条文番号の変更
1-1-1-54 起終点杭またはしゅん功杭の設置	1-1-1-53 起終点杭又はしゅん功杭の設置	条文番号の変更 条文題名の変更
1-1-1-55 工事特性・創意工夫・社会性等	1-1-1-54 工事特性・創意工夫・社会性等	条文番号の変更
<p>1-1-1-56 特定外来生物（植物）について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きたままの状態 で飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、その内容について、工事監督員へ報告 するものとする。 工事区域内に特定外来生物（植物）の生育が確認された場合で、除草行為を行う 必要がある場合は、「駆除」又は「防除」により行うこととし、その方法について は工事監督員と協議し、その指示によること。 なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを参照のこと。 (<a href="http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf">http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf</a>)</p> <p>札幌市内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の3種である。 種名： ・ルドベキア・ラキニアタ（オオハンゴンソウ） ・コレオプスイス・ランケオラタ（オオキンケイギク） ・ミユリオフフルム・アクアティクム（オオフサモ） (平成 27 年 10 月時点)</p> <p>3.~4. (略)</p> <p>5. 防除作業については、工事監督員と十分協議し指示によるものとし、「特定外 来生物ハンドブック-植物-」を参照すること。</p>	<p>1-1-1-55 特定外来生物（植物）について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きたままの状態 で飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、その内容について、工事監督員へ報告 するものとする。 工事区域内に特定外来生物（植物）の生育が確認された場合で、除草行為を行う 必要がある場合は、「駆除」又は「防除」により行うこととし、その方法について は工事監督員と協議し、その指示によること。 なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを参照のこと。 (簡易版:<a href="https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu.pdf">https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu.pdf</a>) (詳細版:<a href="http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu2.pdf">http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu2.pdf</a>)</p> <p>札幌市内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の3種である。 種名： ・ルドベキア・ラキニアタ（オオハンゴンソウ） ・コレオプスイス・ランケオラタ（オオキンケイギク） ・ミユリオフフルム・アクアティクム（オオフサモ） (平成 27 年 10 月時点)</p> <p>3.~4. (略)</p> <p>4. 防除作業については、工事監督員と十分協議し指示によるものとし、「特定外 来生物ハンドブック-植物-」を参照すること。</p>	<p>条文番号の変更</p> <p>リンク先のアドレスの変更</p> <p>項目番号の訂正</p>
1-1-1-57 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	1-1-1-56 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	条文番号の変更
1-1-1-58 ISO9001 適用工事	1-1-1-57 ISO9001 適用工事	条文番号の変更
1-1-1-59 単品スライド	1-1-1-58 単品スライド	条文番号の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>1-1-1-60 週休二日の対応</b></p> <p>1. 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</p>	<hr style="border: 1px solid red;"/>	<p>条文の追加 諸基準類との統一</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>第 1 編 共通編 第 2 章 材料</p> <p><b>1-2-5-1 一般事項</b></p> <p>1. 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) JIS A 5001 (道路用砕石)</p> <p>(2) JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</p> <p>(3) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第 1 部: 高炉スラグ骨材)</p> <p>(4) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第 2 部: フェロニッケルスラグ骨材)</p> <p>(5) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第 3 部: 銅スラグ骨材)</p> <p>(6) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第 4 部: 電気炉酸化スラグ骨材)</p> <p>(7) <b>JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第 5 部: 石炭ガス化スラグ骨材)</b></p> <p>(8) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)</p> <p>(9) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)</p> <p>(10) JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート附属書 A: レディーミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2. ~ 8. (略)</p>	<p>第 1 編 共通編 第 2 章 材料</p> <p><b>1-2-5-1 一般事項</b></p> <p>1. 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) JIS A 5001 (道路用砕石)</p> <p>(2) JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</p> <p>(3) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第 1 部: 高炉スラグ骨材)</p> <p>(4) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第 2 部: フェロニッケルスラグ骨材)</p> <p>(5) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第 3 部: 銅スラグ骨材)</p> <p>(6) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第 4 部: 電気炉酸化スラグ骨材)</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(7) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)</p> <p>(8) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)</p> <p>(9) JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート附属書 A: レディーミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2. ~ 8. (略)</p>	<p>諸基準類との統一</p> <p>項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更</p>
<p><b>1-2-8-3 混和材料</b></p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(基準編) [2018 年制定] JSCE-D 102-2018 吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018 年 10 月)の規格に適合するものとする。</p> <p>6. (略)</p>	<p><b>1-2-8-3 混和材料</b></p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(基準編) _____ JSCE-D 102-2005 吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成 30 年 10 月)の規格に適合するものとする。</p> <p>6. (略)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
<p><b>1-2-10-3 再生用添加剤</b></p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和 4 年 2 月改正 政令第 51 号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-34、2-35、2-36 の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>1-2-10-3 再生用添加剤</b></p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 _____ に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-34、2-35、2-36 の規格に適合するものとする。</p>	<p>諸法令の改定に伴う変更</p>
<p><b>1-2-11-1 生芝</b></p> <p>1. ~ 6. (略)</p> <p>7. 芝串は長さ 18 cm 程度の竹、柳、または割木で折れにくいものとする。</p>	<p><b>1-2-11-1 生芝</b></p> <p>1. ~ 6. (略)</p> <p>7. 芝串は長さ 20 cm 程度の竹、柳、又は割木で折れにくいものとする。</p>	<p>実態を考慮した変更</p>
<p><b>1-2-17-8 構造物履歴板</b></p> <p>構造物履歴板については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、下図によらなければならない。ただし、寸法や記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p><b>1-2-17-8 構造物履歴板</b></p> <p>構造物履歴板については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、下図によらなければならない。ただし、_____ 記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>実態を考慮した変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>第 1 編 共通編 第 3 章 一般施工</p> <p><b>1-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 日本 <b>グラウト</b>協会薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 環境省水質汚濁に係わる環境基準について (<b>環境省告示第 62 号</b>) (令和 3 年 10 月)</p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 全国特定法面保護協会のり砕工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>(17)～(44) (略)</p> <p>(45) 土木学会 コンクリート標準示方書 (基準編) [<b>2018 年制定</b>] (平成 30 年 10 月)</p> <p>(46) <b>地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル</b> (平成 23 年 8 月)</p> <p>(47) 建設工事における自然由来重金属等<b>含有岩石・土壌</b>への対応マニュアル改訂委員会 建設工事における自然由来重金属等<b>含有岩石・土壌</b>への対応マニュアル (<b>2023 年版</b>) (令和 5 年 3 月)</p> <p>(48) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成 30 年 1 月)</p> <p>(49) 国土交通省道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>第 1 編 共通編 第 3 章 一般施工</p> <p><b>1-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 日本 <b>薬液注入</b>協会薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 環境省水質汚濁に係わる環境基準について _____ (平成 31 年 3 月)</p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 全国特定法面保護協会のり砕工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>(17)～(44) (略)</p> <p>(45) 土木学会 コンクリート標準示方書 [<b>基準編</b>] _____ (平成 30 年 10 月)</p> <p>_____</p> <p>(46) 建設工事における自然由来重金属等<b>土砂</b>への対応マニュアル <b>検討委員会</b> 建設工事における自然由来重金属等 _____ 岩石・土壌への対応マニュアル (<b>暫定版</b>) (平成 22 年 3 月)</p> <p>(47) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成 30 年 1 月)</p> <p>(48) 国土交通省道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>誤植訂正</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p>
<p><b>1-3-3-2 材料</b></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間</p> <p>② 交通量が非常に多い<b>区間</b></p> <p>③ 海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)</p> <p>④ 温泉地帯など</p> <p>⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p> <p>5. ～6. (略)</p>	<p><b>1-3-3-2 材料</b></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間</p> <p>② 交通量が非常に多い<b>期間</b></p> <p>③ 海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)</p> <p>④ 温泉地帯など</p> <p>⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p> <p>5. ～6. (略)</p>	<p>誤植訂正</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
<p><b>1-3-3-7 植生工</b></p> <p>1. ~15. (略)</p> <p>16. 法面の土質・土壌試験の試験方法や試験基準については、次によること。 (1)~(2) (略)</p> <p>(3) 土壌硬度、有機含有量、土壌酸度 (PH)、リン酸吸収力 試験方法は、<b>土壌・作物栄養診断のための分析法 2012 (北海道立総合研究機構農業研究本部)</b> 及び肥料分析法 (農林水産省農業環境技術研究所)、またはこれらと同等の試験方法による。 試験基準は、土質ごと1,000m<sup>2</sup>につき1箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が1,000m<sup>2</sup>未満の場合は、土質ごとに最低1箇所とする。</p> <p>17. ~26. (略)</p>	<p><b>1-3-3-7 植生工</b></p> <p>1. ~15. (略)</p> <p>16. 法面の土質・土壌試験の試験方法や試験基準については、次によること。 (1)~(2) (略)</p> <p>(3) 土壌硬度、有機含有量、土壌酸度 (PH)、リン酸吸収力 試験方法は、<b>土壌及び作物栄養の診断基準 (北海道立中央農業試験場、北海道農政部農業改良課)</b> 及び肥料分析法 (農林水産省農業環境技術研究所)、またはこれらと同等の試験方法による。 試験基準は、土質ごと1,000m<sup>2</sup>につき1箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が1,000m<sup>2</sup>未満の場合は、土質ごとに最低1箇所とする。</p> <p>17. ~26. (略)</p>	諸基準類の改定に伴う変更
<p><b>1-3-4-5 場所打杭工</b></p> <p>1. ~19. (略)</p> <p>20. 受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準 _____ (環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>21. ~23. (略)</p>	<p><b>1-3-4-5 場所打杭工</b></p> <p>1. ~19. (略)</p> <p>20. 受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準 <b>について</b> (環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>21. ~23. (略)</p>	表現の変更
<p><b>1-3-6-5 アスファルト舗装工</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。 (1)~(9) (略)</p> <p>(10) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、<b>一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。</b>ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、<b>中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して工事監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。</b></p> <p>(11)~(19) (略)</p> <p>3. ~4. (略)</p>	<p><b>1-3-6-5 アスファルト舗装工</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。 (1)~(9) (略)</p> <p>(10) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、<b>1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。</b>ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合 _____ は、_____ 工事監督員と協議の上、_____ 混合物の _____ 温度を決定するものとする。</p> <p>(11)~(19) (略)</p> <p>3. ~4. (略)</p>	諸基準類との統一



## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 1 編 共通編 第 4 章 土工	第 1 編 共通編 第 4 章 土工	
<p><b>1-4-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p><b>1-4-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	表現の変更
<p><b>1-4-3-2 掘削工 (切土工)</b></p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑がかからないように<b>努め</b>なければならない。</p>	<p><b>1-4-3-2 掘削工 (切土工)</b></p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民 _____ に迷惑がかからないように<b>つとめ</b>なければならない。</p>	表現の変更
<p><b>1-4-3-3 盛土工</b></p> <p>1. ～10. (略)</p> <p>11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>12. ～20. (略)</p>	<p><b>1-4-3-3 盛土工</b></p> <p>1. ～10. (略)</p> <p>11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 _____ に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>12. ～20. (略)</p>	表現の変更
<p><b>1-4-3-7 作業残土処理工 (残土搬出工)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 作業残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑がかからないよう努めなければならない。</p>	<p><b>1-4-3-7 作業残土処理工 (残土搬出工)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 作業残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民 _____ に迷惑がかからないよう努めなければならない。</p>	表現の変更
<p><b>1-4-4-2 掘削工 (切土工)</b></p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑をかけないようにしなければならない。</p> <p>9. (略)</p>	<p><b>1-4-4-2 掘削工 (切土工)</b></p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民 _____ に迷惑をかけないようにしなければならない。</p> <p>9. (略)</p>	表現の変更
<p><b>1-4-4-3 盛土工</b></p> <p>1. ～15. (略)</p> <p>16. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑がかからないように<b>努め</b>なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	<p><b>1-4-4-3 盛土工</b></p> <p>1. ～15. (略)</p> <p>16. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 _____ に迷惑がかからないように<b>つとめ</b>なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	表現の変更

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考																																																																																																																														
<p>第 1 編 共通編 第 5 章 無筋、鉄筋コンクリート</p> <p><b>1-5-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017 年制定] (平成 30 年 3 月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017 年制定] (平成 30 年 3 月) (3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012 年版] (平成 24 年 6 月) (4) (略) (5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2020 年制定] (令和 2 年 3 月) (6)~(13) (略)</p>	<p>第 1 編 共通編 第 5 章 無筋、鉄筋コンクリート</p> <p><b>1-5-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) _____ (平成 30 年 3 月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) _____ (平成 30 年 3 月) (3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 _____ (平成 24 年 6 月) (4) (略) (5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 _____ (令和 2 年 3 月) (6)~(13) (略)</p>	<p style="text-align: center;">表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>																																																																																																																														
<p><b>1-5-3-1 一般事項</b> 1. ~ 6. (略)</p> <p style="text-align: center;">表 5-1 コンクリートの標準配合条件<sup>4)</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>記号<sup>4)</sup></th> <th>設計基準強度<sup>4)</sup> N/mm<sup>2</sup></th> <th>スランプ<sup>4)</sup> Cm<sup>3</sup></th> <th>空気量<sup>4)</sup> %</th> <th>最大<sup>4)</sup> 水セメント比<sup>4)</sup> %</th> <th>粗骨材<sup>4)</sup> 最大寸法<sup>4)</sup> mm<sup>3</sup></th> <th>最少単位<sup>4)</sup> セメント量<sup>4)</sup> kg/m<sup>3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-1<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> <td>20 または 25<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-1 P<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> <td>20 または 25<sup>4)</sup></td> <td>270<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-4<sup>4)</sup></td> <td>18<sup>4)</sup></td> <td>5.0<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>55<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-4 P<sup>4)</sup></td> <td>18<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>55<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>270<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-6-1<sup>4)</sup></td> <td>21<sup>4)</sup></td> <td>5.0<sup>4)</sup></td> <td>5.5<sup>4)</sup></td> <td>50<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-6-1 P<sup>4)</sup></td> <td>21<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>5.5<sup>4)</sup></td> <td>50<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>270<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-7<sup>4)</sup></td> <td>σ<sub>ck</sub>= 4.5<sup>4)</sup></td> <td>2.5<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>45<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>280<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-7-1<sup>4)</sup></td> <td>σ<sub>ck</sub>= 4.5<sup>4)</sup></td> <td>6.5<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>45<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>280<sup>4)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">以下 (略) <sup>4)</sup></p>	記号 <sup>4)</sup>	設計基準強度 <sup>4)</sup> N/mm <sup>2</sup>	スランプ <sup>4)</sup> Cm <sup>3</sup>	空気量 <sup>4)</sup> %	最大 <sup>4)</sup> 水セメント比 <sup>4)</sup> %	粗骨材 <sup>4)</sup> 最大寸法 <sup>4)</sup> mm <sup>3</sup>	最少単位 <sup>4)</sup> セメント量 <sup>4)</sup> kg/m <sup>3</sup>	C-1 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	20 または 25 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	C-1 P <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	20 または 25 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>	C-4 <sup>4)</sup>	18 <sup>4)</sup>	5.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	55 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	C-4 P <sup>4)</sup>	18 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	55 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>	C-6-1 <sup>4)</sup>	21 <sup>4)</sup>	5.0 <sup>4)</sup>	5.5 <sup>4)</sup>	50 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	C-6-1 P <sup>4)</sup>	21 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	5.5 <sup>4)</sup>	50 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>	C-7 <sup>4)</sup>	σ <sub>ck</sub> = 4.5 <sup>4)</sup>	2.5 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	45 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	280 <sup>4)</sup>	C-7-1 <sup>4)</sup>	σ <sub>ck</sub> = 4.5 <sup>4)</sup>	6.5 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	45 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	280 <sup>4)</sup>	<p><b>1-5-3-1 一般事項</b> 1. ~ 6. (略)</p> <p style="text-align: center;">表 5-1 コンクリートの標準配合条件<sup>4)</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>記号<sup>4)</sup></th> <th>設計基準強度<sup>4)</sup> N/mm<sup>2</sup></th> <th>スランプ<sup>4)</sup> Cm<sup>3</sup></th> <th>空気量<sup>4)</sup> %</th> <th>最大<sup>4)</sup> 水セメント比<sup>4)</sup> %</th> <th>粗骨材<sup>4)</sup> 最大寸法<sup>4)</sup> mm<sup>3</sup></th> <th>最少単位<sup>4)</sup> セメント量<sup>4)</sup> kg/m<sup>3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-1<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> <td>20 <del>又は</del> 25<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-1 P<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> <td>20 <del>又は</del> 25<sup>4)</sup></td> <td>270<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-4<sup>4)</sup></td> <td>18<sup>4)</sup></td> <td>5.0<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>55<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-4 P<sup>4)</sup></td> <td>18<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>55<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>270<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-6-1<sup>4)</sup></td> <td>21<sup>4)</sup></td> <td>5.0<sup>4)</sup></td> <td>5.5<sup>4)</sup></td> <td>50<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>-<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-6-1 P<sup>4)</sup></td> <td>21<sup>4)</sup></td> <td>8.0<sup>4)</sup></td> <td>5.5<sup>4)</sup></td> <td>50<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>270<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-7<sup>4)</sup></td> <td>σ<sub>ck</sub>= 4.5<sup>4)</sup></td> <td>2.5<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>45<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>280<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>C-7-1<sup>4)</sup></td> <td>σ<sub>ck</sub>= 4.5<sup>4)</sup></td> <td>6.5<sup>4)</sup></td> <td>4.5<sup>4)</sup></td> <td>45<sup>4)</sup></td> <td>40<sup>4)</sup></td> <td>280<sup>4)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">以下 (略) <sup>4)</sup></p>	記号 <sup>4)</sup>	設計基準強度 <sup>4)</sup> N/mm <sup>2</sup>	スランプ <sup>4)</sup> Cm <sup>3</sup>	空気量 <sup>4)</sup> %	最大 <sup>4)</sup> 水セメント比 <sup>4)</sup> %	粗骨材 <sup>4)</sup> 最大寸法 <sup>4)</sup> mm <sup>3</sup>	最少単位 <sup>4)</sup> セメント量 <sup>4)</sup> kg/m <sup>3</sup>	C-1 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	20 <del>又は</del> 25 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	C-1 P <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	20 <del>又は</del> 25 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>	C-4 <sup>4)</sup>	18 <sup>4)</sup>	5.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	55 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	C-4 P <sup>4)</sup>	18 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	55 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>	C-6-1 <sup>4)</sup>	21 <sup>4)</sup>	5.0 <sup>4)</sup>	5.5 <sup>4)</sup>	50 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	C-6-1 P <sup>4)</sup>	21 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	5.5 <sup>4)</sup>	50 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>	C-7 <sup>4)</sup>	σ <sub>ck</sub> = 4.5 <sup>4)</sup>	2.5 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	45 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	280 <sup>4)</sup>	C-7-1 <sup>4)</sup>	σ <sub>ck</sub> = 4.5 <sup>4)</sup>	6.5 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	45 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	280 <sup>4)</sup>	<p>諸基準類との統一</p>
記号 <sup>4)</sup>	設計基準強度 <sup>4)</sup> N/mm <sup>2</sup>	スランプ <sup>4)</sup> Cm <sup>3</sup>	空気量 <sup>4)</sup> %	最大 <sup>4)</sup> 水セメント比 <sup>4)</sup> %	粗骨材 <sup>4)</sup> 最大寸法 <sup>4)</sup> mm <sup>3</sup>	最少単位 <sup>4)</sup> セメント量 <sup>4)</sup> kg/m <sup>3</sup>																																																																																																																										
C-1 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	20 または 25 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-1 P <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	20 または 25 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-4 <sup>4)</sup>	18 <sup>4)</sup>	5.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	55 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-4 P <sup>4)</sup>	18 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	55 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-6-1 <sup>4)</sup>	21 <sup>4)</sup>	5.0 <sup>4)</sup>	5.5 <sup>4)</sup>	50 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-6-1 P <sup>4)</sup>	21 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	5.5 <sup>4)</sup>	50 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-7 <sup>4)</sup>	σ <sub>ck</sub> = 4.5 <sup>4)</sup>	2.5 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	45 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	280 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-7-1 <sup>4)</sup>	σ <sub>ck</sub> = 4.5 <sup>4)</sup>	6.5 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	45 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	280 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
記号 <sup>4)</sup>	設計基準強度 <sup>4)</sup> N/mm <sup>2</sup>	スランプ <sup>4)</sup> Cm <sup>3</sup>	空気量 <sup>4)</sup> %	最大 <sup>4)</sup> 水セメント比 <sup>4)</sup> %	粗骨材 <sup>4)</sup> 最大寸法 <sup>4)</sup> mm <sup>3</sup>	最少単位 <sup>4)</sup> セメント量 <sup>4)</sup> kg/m <sup>3</sup>																																																																																																																										
C-1 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	20 <del>又は</del> 25 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-1 P <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>	20 <del>又は</del> 25 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-4 <sup>4)</sup>	18 <sup>4)</sup>	5.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	55 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-4 P <sup>4)</sup>	18 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	55 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-6-1 <sup>4)</sup>	21 <sup>4)</sup>	5.0 <sup>4)</sup>	5.5 <sup>4)</sup>	50 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	- <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-6-1 P <sup>4)</sup>	21 <sup>4)</sup>	8.0 <sup>4)</sup>	5.5 <sup>4)</sup>	50 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	270 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-7 <sup>4)</sup>	σ <sub>ck</sub> = 4.5 <sup>4)</sup>	2.5 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	45 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	280 <sup>4)</sup>																																																																																																																										
C-7-1 <sup>4)</sup>	σ <sub>ck</sub> = 4.5 <sup>4)</sup>	6.5 <sup>4)</sup>	4.5 <sup>4)</sup>	45 <sup>4)</sup>	40 <sup>4)</sup>	280 <sup>4)</sup>																																																																																																																										

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>1-5-3-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>(1) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（<b>令和 4 年 6 月改正法律第 68 号</b>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士<b>または</b>コンクリート技士の資格（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（<b>令和 4 年 6 月改正法律第 68 号</b>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>3. ~ 5. (略)</p>	<p>1-5-3-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>(1) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法<b>の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日公布 法律第 33 号）</b>に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士<b>又は</b>コンクリート技士の資格（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法<b>の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日公布 法律第 33 号）</b>に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>3. ~ 5. (略)</p>	<p>諸法令類の改定に伴う変更</p> <p>諸法令類の改定に伴う変更</p>



## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>1-5-5-4 鉄筋の継手</b></p> <p>1. ~7. (略)</p> <p>8. 受注者は、機械式継手工法について、以下の各号によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時には、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定]（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>1-5-5-4 鉄筋の継手</b></p> <p>1. ~7. (略)</p> <p>8. 受注者は、機械式継手工法について、以下の各号によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時には、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針_____（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 2 編 河川編 第 1 章 築堤・護岸	第 2 編 河川編 第 1 章 築堤・護岸	
<b>2-1-1-1 適用</b> 1. ～3. (略) 4. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	<b>2-1-1-1 適用</b> 1. ～3. (略) 4. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬替等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	誤植訂正
<b>2-1-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月) (2) 国土交通省 河川砂防技術基準 (案) 同解説 (令和 4 年 6 月)	<b>2-1-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 22 年 6 月) (2) 国土交通省 河川砂防技術基準 (案) 同解説 (令和 3 年 4 月)	表現の変更  諸基準類の改定に伴う変更 諸基準類の改定に伴う変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
第2編 河川編 第3章 樋門・樋管（排水工）	第2編 河川編 第3章 樋門・樋管（排水工）	
<b>2-3-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>また</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) (略) (2) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月) (3)～(5) (略) (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案） (令和4年3月) (7) (略)	<b>2-3-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>なお</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) (略) (2) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月) (3)～(5) (略) (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案） (令和3年3月) (7) (略)	表現の変更  諸基準類の改定に伴う変更  諸基準類の改定に伴う変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
第2編 河川編 第4章 水門	第2編 河川編 第4章 水門	
<p><b>2-4-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)</p> <p>(3)～(11) (略)</p>	<p><b>2-4-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月)</p> <p>(3)～(11) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 2 編 河川編 第 5 章 堰	第 2 編 河川編 第 5 章 堰	
<p><b>2-5-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和 4 年 6 月)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)</p> <p>(11) (略)</p>	<p><b>2-5-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和 2 年 4 月)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>誤植訂正</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
第2編 河川編 第6章 排水機場  <b>2-6-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>また</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(2) (略) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 _____ (令和4年6月) (4) (略)	第2編 河川編 第6章 排水機場  <b>2-6-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>なお</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(2) (略) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 <u>(案) 同解説</u> (令和3年4月) (4) (略)	表現の変更  諸基準類の改定に伴う変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 2 編 河川編 第 7 章 床止め	第 2 編 河川編 第 7 章 床止め	
<p><b>2-7-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通省 河川砂防技術基準 _____ (令和 4 年 6 月)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>2-7-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通省 河川砂防技術基準 <u>(案) 同解説</u> (令和 3 年 4 月)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 2 編 河川編 第 8 章 河川維持	第 2 編 河川編 第 8 章 河川維持	
<p><b>2-8-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和 53 年 7 月)</p>	<p><b>2-8-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和 53 年 7 月)</p>	表現の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 2 編 河川編 第 9 章 河川修繕	第 2 編 河川編 第 9 章 河川修繕	
<p><b>2-9-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><b>2-9-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	表現の変更



## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 4 編 砂防編 第 2 章 溪流保全 (流路)	第 4 編 砂防編 第 2 章 溪流保全 (流路)	
<p><b>4-2-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 国土交通省 河川砂防技術基準 _____ (令和 4 年 6 月)                      (2)～(4) (略)</p>	<p><b>4-2-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 国土交通省 河川砂防技術基準 <b>(案) 同解説</b> (令和 3 年 4 月)                      (2)～(4) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 4 編 砂防編 第 3 章 地すべり、急傾斜対策	第 4 編 砂防編 第 3 章 地すべり、急傾斜対策	
<p><b>4-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p><b>4-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	表現の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>第 5 編 道路編 第 1 章 道路改良</p> <p>5-1-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 日本道路協会 道路土工—盛土工指針 (平成 22 年 4 月)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>(17) 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成 16 年 12 月)</p> <p>(18)～(28) (略)</p>	<p>第 5 編 道路編 第 1 章 道路改良</p> <p>5-1-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 日本道路協会 道路土工—盛土工指針 (平成 22 年 5 月)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計 施工指針 (改訂版第 3 版) (平成 25 年 10 月)</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>(17) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成 16 年 12 月)</p> <p>(18)～(28) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>誤植訂正</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>誤植訂正</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考																																				
<p>第 5 編 道路編 第 2 章 舗装</p> <p><b>5-2-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(10) (略) (11) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月) (12)～(19) (略)</p>	<p>第 5 編 道路編 第 2 章 舗装</p> <p><b>5-2-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) (略) (11) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 26 年 5 月) (12)～(19) (略)</p>	<p></p> <p>表現の変更</p> <p>誤植訂正</p>																																				
<p><b>5-2-5-5 ブロック舗装工</b> 1. ～6. (略)</p> <p style="text-align: center;">表 2-2 インターロッキングブロックの品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">項目</th> <th>車道</th> <th>歩行者系道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場 (大型車主体)</td> <td>駐車場 (乗用車主体)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歩道の車両乗入れ部 (大型車主体)</td> <td>歩道の車両乗入れ部 (乗用車主体)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防車両乗入れ部</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">以下 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	項目	車道	歩行者系道路	駐車場 (大型車主体)	駐車場 (乗用車主体)		歩道の車両乗入れ部 (大型車主体)	歩道の車両乗入れ部 (乗用車主体)			消防車両乗入れ部		—	以下 (略)				<p><b>5-2-5-5 ブロック舗装工</b> 1. ～6. (略)</p> <p style="text-align: center;">表 2-2 インターロッキングブロックの品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">項目</th> <th>車道</th> <th>歩行者系道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐者場 (大型車主体)</td> <td>駐者場 (乗用車主体)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歩道の車両乗入れ部 (大型車主体)</td> <td>歩道の車両乗入れ部 (乗用車主体)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防車両乗入れ部</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">以下 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	項目	車道	歩行者系道路	駐者場 (大型車主体)	駐者場 (乗用車主体)		歩道の車両乗入れ部 (大型車主体)	歩道の車両乗入れ部 (乗用車主体)			消防車両乗入れ部		—	以下 (略)				<p></p> <p>誤植訂正</p>
種類			項目	車道	歩行者系道路																																	
	駐車場 (大型車主体)	駐車場 (乗用車主体)																																				
	歩道の車両乗入れ部 (大型車主体)	歩道の車両乗入れ部 (乗用車主体)																																				
	消防車両乗入れ部		—																																			
以下 (略)																																						
種類	項目	車道	歩行者系道路																																			
		駐者場 (大型車主体)	駐者場 (乗用車主体)																																			
	歩道の車両乗入れ部 (大型車主体)	歩道の車両乗入れ部 (乗用車主体)																																				
	消防車両乗入れ部		—																																			
以下 (略)																																						
<p><b>5-2-7-2 材料</b> 1.～12. (略) 13. 芝串は、長さ 18cm 程度の竹、割木などの根付けがないものを使用するものとする。</p>	<p><b>5-2-7-2 材料</b> 1.～12. (略) 13. 芝串は、長さ 20cm 程度の竹、割木などの根付けがないものを使用するものとする。</p>	<p></p> <p>実態を考慮した変更</p>																																				
<p><b>5-2-7-3 区画線工</b> 1. 区画線工の施工にあたっては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び 1-3-3-12 区画線工 の規定によるものとする。 2. 区画線について設計図書に示されていない事項は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により施工するものとする。 2～4. (略)</p>	<p><b>5-2-7-3 区画線工</b> 1. 区画線工の施工については、<u>1-3-3-12 区画線工</u> の規定によるものとする。 2. 区画線について設計図書に示されていない事項は、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工するものとする。 3～4. (略)</p>	<p></p> <p>諸基準類との統一</p>																																				

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考																												
第 5 編 道路編 第 3 章 橋梁下部	第 5 編 道路編 第 3 章 橋梁下部																													
<b>5-3-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>また</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(17) (略)	<b>5-3-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>なお</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(17) (略)	表現の変更																												
<b>5-3-3-4 アンカーフレーム製作工</b> 1.～2. (略) <p style="text-align: center;">表 3-1 ねじの種類、ピッチ及び精度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">6.8mm以下</th> <th style="text-align: center;">6.8mmを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ねじの種類</td> <td style="text-align: center;">メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> <td style="text-align: center;">メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ピッチ</td> <td style="text-align: center;">JIS規格による</td> <td style="text-align: center;">6mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">精 度</td> <td style="text-align: center;">3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)</td> <td style="text-align: center;">3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)</td> </tr> </tbody> </table>		ボルトの呼び径		6.8mm以下	6.8mmを超えるもの	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	ピッチ	JIS規格による	6mm	精 度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)	<b>5-3-3-4 アンカーフレーム製作工</b> 1.～2. (略) <p style="text-align: center;">表 3-1 ねじの種類、ピッチ及び精度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">6.8mm以下</th> <th style="text-align: center;">6.8mmを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ねじの種類</td> <td style="text-align: center;">メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> <td style="text-align: center;">メートル細目ねじ JIS B 0207 (一般用メートルねじ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ピッチ</td> <td style="text-align: center;">JIS規格による</td> <td style="text-align: center;">6mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">精 度</td> <td style="text-align: center;">3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)</td> <td style="text-align: center;">3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)</td> </tr> </tbody> </table>		ボルトの呼び径		6.8mm以下	6.8mmを超えるもの	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0207 (一般用メートルねじ)	ピッチ	JIS規格による	6mm	精 度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)	誤植訂正
		ボルトの呼び径																												
		6.8mm以下	6.8mmを超えるもの																											
	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)																											
ピッチ	JIS規格による	6mm																												
精 度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)																												
	ボルトの呼び径																													
	6.8mm以下	6.8mmを超えるもの																												
	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0207 (一般用メートルねじ)																											
ピッチ	JIS規格による	6mm																												
精 度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ—公差—)																												
<b>5-3-8-1 銘板工</b> 橋梁下部には原則として橋台、橋脚ごとに橋歴板を上流側の目視しやすい位置に取り付けるものとする。材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法は上部工に準ずるものとし記載事項は下記による。ただし、 <b>寸法</b> や記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。 (以下略)	<b>5-3-8-1 銘板工</b> 橋梁下部には原則として橋台、橋脚ごとに橋歴板を上流側の目視しやすい位置に取り付けるものとする。材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法は上部工に準ずるものとし記載事項は下記による。ただし、 <u>          </u> 記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。 (以下略)	実態を考慮した変更																												

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考																																																																																										
第 5 編 道路編 第 4 章 鋼橋上部	第 5 編 道路編 第 4 章 鋼橋上部																																																																																											
<b>5-4-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>また</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(18) (略)	<b>5-4-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>なお</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(18) (略)	表現の変更																																																																																										
<b>5-4-5-3 現場塗装工</b> 1.～9. (略)	<b>5-4-5-3 現場塗装工</b> 1.～9. (略)	誤植訂正																																																																																										
表 4-9 塗装禁止条件	表 4-9 塗装禁止条件																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">塗装の種類</th> <th style="width: 20%;">気温 (°C)</th> <th style="width: 50%;">湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジंकリッチプライマー</td> <td style="text-align: center;">0 以下</td> <td style="text-align: center;">50 以下</td> </tr> <tr> <td>無機ジंकリッチペイント</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>有機ジंकリッチペイント</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 *</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 *</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 *</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5 以下、<b>20 以上</b></td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5 以下、<b>20 以上</b></td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5 以下、<b>20 以上</b></td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	無機ジंकリッチプライマー	0 以下	50 以下	無機ジंकリッチペイント	5 以下	85 以上	有機ジंकリッチペイント	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 *	10 以下	85 以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗 *	10 以下	85 以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 *	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5 以下、 <b>20 以上</b>	85 以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5 以下、 <b>20 以上</b>	85 以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、 <b>20 以上</b>	85 以上	以下 (略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">塗装の種類</th> <th style="width: 20%;">気温 (°C)</th> <th style="width: 50%;">湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジंकリッチプライマー</td> <td style="text-align: center;">0 以下</td> <td style="text-align: center;">50 以下</td> </tr> <tr> <td>無機ジंकリッチペイント</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>有機ジंकリッチペイント</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 *</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 *</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 *</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5 以下、<b>10 以下</b></td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5 以下、<b>10 以下</b></td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5 以下、<b>10 以下</b></td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	無機ジंकリッチプライマー	0 以下	50 以下	無機ジंकリッチペイント	5 以下	85 以上	有機ジंकリッチペイント	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 *	10 以下	85 以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗 *	10 以下	85 以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 *	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5 以下、 <b>10 以下</b>	85 以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5 以下、 <b>10 以下</b>	85 以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、 <b>10 以下</b>	85 以上	以下 (略)			
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)																																																																																										
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上																																																																																										
無機ジंकリッチプライマー	0 以下	50 以下																																																																																										
無機ジंकリッチペイント	5 以下	85 以上																																																																																										
有機ジंकリッチペイント	5 以下	85 以上																																																																																										
エポキシ樹脂塗料下塗 *	10 以下	85 以上																																																																																										
変性エポキシ樹脂塗料下塗 *	10 以下	85 以上																																																																																										
変性エポキシ樹脂塗料内面用 *	10 以下	85 以上																																																																																										
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																										
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																										
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上																																																																																										
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5 以下、 <b>20 以上</b>	85 以上																																																																																										
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5 以下、 <b>20 以上</b>	85 以上																																																																																										
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、 <b>20 以上</b>	85 以上																																																																																										
以下 (略)																																																																																												
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)																																																																																										
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上																																																																																										
無機ジंकリッチプライマー	0 以下	50 以下																																																																																										
無機ジंकリッチペイント	5 以下	85 以上																																																																																										
有機ジंकリッチペイント	5 以下	85 以上																																																																																										
エポキシ樹脂塗料下塗 *	10 以下	85 以上																																																																																										
変性エポキシ樹脂塗料下塗 *	10 以下	85 以上																																																																																										
変性エポキシ樹脂塗料内面用 *	10 以下	85 以上																																																																																										
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																										
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																										
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上																																																																																										
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5 以下、 <b>10 以下</b>	85 以上																																																																																										
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5 以下、 <b>10 以下</b>	85 以上																																																																																										
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、 <b>10 以下</b>	85 以上																																																																																										
以下 (略)																																																																																												
10.～17. (略)	10.～17. (略)																																																																																											

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>5-4-8-4 落橋防止装置等の溶接</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 溶接検査について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) <b>に基づくレベル 2 以上の有資格者とする</b>。なお、資格証明書 (写) を施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5.～7. (略)</p>	<p>5-4-8-4 落橋防止装置等の溶接</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 溶接検査について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) <b>の資格を有した者でなければならない</b>。なお、資格証明書 (写) を施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5.～7. (略)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
<p>5-4-8-10 銘板工</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、図 4-4 によらなければならない。ただし、<b>寸法</b>や記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3.～6. (略)</p>	<p>5-4-8-10 銘板工</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、図 4-4 によらなければならない。ただし、<u>          </u>記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3.～6. (略)</p>	<p>実態を考慮した変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 5 章 コンクリート橋上部	第 5 編 道路編 第 5 章 コンクリート橋上部	
<b>5-5-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>また</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)~(16) (略)	<b>5-5-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>なお</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)~(16) (略)	表現の変更
<b>5-5-4-3 ポストテンション T (I) 桁製作工</b> 1. 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。 (1)~(16) (略) (5) <b>受注者</b> は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければいけない。 2. ~7. (略)	<b>5-5-4-3 ポストテンション T (I) 桁製作工</b> 1. 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。 (1)~(16) (略) (5) <b>請負者</b> は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければいけない。 2. ~7. (略)	誤植訂正
<b>5-5-4-5 プレキャストブロック桁組立工</b> 1. (略) 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり、材質がエポキシ樹脂系接着剤で、強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 カ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使用時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法 <u>                    </u> は「 <u>コンクリート標準示方書(規準編)</u> 」[2018 年制定]」(土木学会、2018 年 10 月)における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用 <u>                    </u> 樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格 <u>                    </u> による <u>                    </u> 。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 (2)~(4) (略) 3. ~4. (略)	<b>5-5-4-5 プレキャストブロック桁組立工</b> 1. (略) 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり、材質がエポキシ樹脂系接着剤で、強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 カ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使用時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法 <u>としては</u> <u>                    </u> 、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用 <u>エポキシ樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)</u> (土木学会 <u>コンクリート標準示方書[規準編]</u> )による <u>ものとする</u> 。 (2)~(4) (略) 3. ~4. (略)	諸基準類の改定に伴う変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>5-5-8-8 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、図 5-1 によらなければならない。ただし、<b>寸法</b>や記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. ~ 3. (略)</p>	<p><b>5-5-8-8 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、図 5-1 によらなければならない。ただし、<u>      </u>記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. ~ 3. (略)</p>	<p>実態を考慮した変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
<p>第5編 道路編 第6章 トンネル(NATM)</p> <p><b>5-6-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 土木学会 トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説[2016年制定] 平成28年8月)</p> <p>(5) 土木学会 トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説[2016年制定] (平成28年8月)</p> <p>(6) 土木学会 トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説[2016年制定] (平成28年8月)</p> <p>(7)～(21) (略)</p>	<p>第5編 道路編 第6章 トンネル(NATM)</p> <p><b>5-6-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 土木学会 トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説 _____ (平成28年8月)</p> <p>(5) 土木学会 トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説 _____ (平成28年8月)</p> <p>(6) 土木学会 トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説 _____ (平成28年8月)</p> <p>(7)～(21) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
<p><b>5-6-5-3 覆工コンクリート工</b> 1.～5. (略)</p> <p>6. 受注者は、<b>つま</b>型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。妻型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</p> <p>7.～12. (略)</p>	<p><b>5-6-5-3 覆工コンクリート工</b> 1.～5. (略)</p> <p>6. 受注者は、<b>妻</b>型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。妻型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</p> <p>7.～12. (略)</p>	<p>表現の変更</p>
<p><b>5-6-8-6 銘板工</b> 1. (略)</p> <p>2. 受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とし、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。ただし、<b>寸法</b>や記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. (略)</p>	<p><b>5-6-8-6 銘板工</b> 1. (略)</p> <p>2. 受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とし、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。ただし、 _____ 記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. (略)</p>	<p>実態を考慮した変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 7 章 照明	第 5 編 道路編 第 7 章 照明	
<p><b>5-7-2-1 一般事項</b></p> <p>1. 適用基準                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。                      (1)～(12) (略)</p> <p>2.～3. (略)</p>	<p><b>5-7-2-1 一般事項</b></p> <p>1. 適用基準                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。                      (1)～(12) (略)</p> <p>2.～3. (略)</p>	表現の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 8 章 コンクリートシェッド	第 5 編 道路編 第 8 章 コンクリートシェッド	
<p><b>5-8-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <b>[2017 年制定]</b>                      (平成 30 年 3 月)</p> <p>(14) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <b>[2017 年制定]</b>                      (平成 30 年 3 月)</p> <p>(15)～(21) (略)</p>	<p><b>5-8-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） _____                      (平成 30 年 3 月)</p> <p>(14) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） _____                      (平成 30 年 3 月)</p> <p>(15)～(21) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
<p><b>5-8-6-5 銘板工</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 銘板の材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図 8-1 によらなければならない。ただし、<b>寸法</b>や記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. (略)</p>	<p><b>5-8-6-5 銘板工</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 銘板の材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図 8-1 によらなければならない。ただし、_____記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. (略)</p>	<p>実態を考慮した変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 9 章 鋼製シェッド	第 5 編 道路編 第 9 章 鋼製シェッド	
<p><b>5-9-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(21) (略)</p>	<p><b>5-9-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(21) (略)</p>	表現の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 10 章 共同溝	第 5 編 道路編 第 10 章 共同溝	
<p><b>5-10-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p><b>5-10-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	表現の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 11 章 電線共同溝	第 5 編 道路編 第 11 章 電線共同溝	
<p><b>5-11-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>5-11-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	表現の変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 12 章 道路維持	第 5 編 道路編 第 12 章 道路維持	
<b>5-12-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>また</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (令和 2 年 8 月) (6)～(13) (略) (14) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	<b>5-12-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>なお</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (平成 27 年 6 月) (6)～(13) (略) (14) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (令和 2 年 6 月)	表現の変更  誤植訂正  誤植訂正
<b>5-12-7-4 路肩整正工</b> 受注者は、路肩 <b>整正</b> の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、 <b>または</b> 土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	<b>5-12-7-4 路肩整正工</b> 受注者は、路肩 <b>正整</b> の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、 <b>又は</b> 土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤植訂正 表現の変更
<b>5-12-8-3 樹木・芝生管理工</b> 1. (略) 2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <b>改正</b> について(厚生労働省 令和 2 年 1 月)によるものとし、各樹種の特長および施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 3. ～23. (略)	<b>5-12-8-3 樹木・芝生管理工</b> 1. (略) 2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <b>策定</b> について_____によるものとし、各樹種の特長および施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 3. ～23. (略)	諸基準類の改定に伴う変更

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 13 章 道路修繕	第 5 編 道路編 第 13 章 道路修繕	
<b>5-13-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>また</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和 54 年 2 月) (6)～(11) (略)	<b>5-13-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>なお</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (平成元年 8 月) (6)～(11) (略)	表現の変更  誤植訂正
<b>5-13-6-17 RC 橋脚鋼板巻立て工 (無収縮モルタル)</b> 1. ～29. (略) 30. 超音波探傷試験の検査技術者は、 <b>JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に規定するレベル 2 以上の有資格者とする。</b> 31. ～33. (略)	<b>5-13-6-17 RC 橋脚鋼板巻立て工 (無収縮モルタル)</b> 1. ～29. (略) 30. 超音波探傷試験の検査技術者は、 <b><u>(一社) 日本非破壊検査協会「NDIS0601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された 2 種以上の有資格者とする。</u></b> 31. ～33. (略)	諸基準類の改定に伴う変更

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>第 7 編 公園緑地編 第 1 章 基盤整備</p> <p><b>7-1-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(27) (略)</p>	<p>第 7 編 公園緑地編 第 1 章 基盤整備</p> <p><b>7-1-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(27) (略)</p>	表現の変更
<p><b>7-1-4-2 小規模造成工</b></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 受注者は、小規模敷均し・締固めにあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を 30 cm 以下を基本とし、各層ごとに締固めを <u>  </u> しなければならない。</p> <p>5. (略)</p>	<p><b>7-1-4-2 小規模造成工</b></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 受注者は、小規模敷均し・締固めにあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を 30 cm 以下を基本とし、各層ごとに締固めを <b>施工</b> しなければならない。</p> <p>5. (略)</p>	表現の変更
<p><b>7-1-5-1 一般事項</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。</p> <p>なお、植物の生育にふさわしい地盤とは、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤をいう。 <u>  </u></p> <p><u>  </u></p> <p>3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これに示されていない場合は、工事着手前に、工事監督員と協議の <b>うえ</b>、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。</p>	<p><b>7-1-5-1 一般事項</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。</p> <p>なお、植物の生育にふさわしい地盤とは、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤をいう。<b>参考として、対象とする造成厚は、有効土層の確保のため、一般的には次のとおりである。</b></p> <p><b>低木 ～ 高木      60cm～150cm</b></p> <p><b>地被及び草花    15cm～ 30cm</b></p> <p>3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これに示されていない場合は、工事着手前に、工事監督員と協議の <b>上</b>、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。</p>	<p>諸基準類との統一</p> <p>表現の変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>7-1-5-2 材 料</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いるものとするが、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または商品名・種類(成分表)・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。</p>	<p><b>7-1-5-2 材 料</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いる場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標又は商品名・種類(成分表)・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
<p><b>7-1-5-4 土層改良工</b></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 心土破碎は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改善するものである。</p> <p>5. ～6. (略)</p> <p>7. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締め固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定しがたい場合は、試験施工を行い、工事監督員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。</p>	<p><b>7-1-5-4 土層改良工</b></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 心土破碎は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改良するものである。</p> <p>5. ～6. (略)</p> <p>7. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締め固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定しがたい場合は、試験施工を行い、工事監督員と協議の上、回数設定を行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
<p><b>7-1-5-6 表土盛土工</b></p> <p>1. 受注者は、表土盛土工の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受注者は、敷き均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いたうえで、設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 受注者は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p><b>7-1-5-6 表土盛土工</b></p> <p>1. 受注者は、表土盛土工の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受注者は、敷き均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いた上で、設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 受注者は、流用表土盛土及び発生表土盛土、採取表土盛土、購入表土盛土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>7-1-6-3 法面ネット工</b></p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 受注者は、<b>法面</b>ネットの施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 受注者は、法肩部では巻き込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、<u>  </u>工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p><b>7-1-6-3 法面ネット工</b></p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 受注者は、<b>埋設ネット及び被覆</b>ネットの施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 受注者は、法肩部では巻き込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、<b>アンカー長、本数を</b>工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
<p><b>7-1-8-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、<b>補強土壁工</b>、場所打小型擁壁工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積工、建築用ブロックウォール、れんがウォール、小舗石ウォール、平石張ウォールその他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 受注者は、擁壁工の施工については、道路土工-擁壁工指針 5-11-<b>6-10</b> 施工一般 及び 土木構造物標準設計第2巻 解説書 3.2.2 施工上の注意事項の規定によらなければならない。</p> <p>3. ~ 4. (略)</p> <p>5. 受注者は水抜きパイプは、設計図書に示されていない場合は、<b>3</b>m<sup>2</sup>に1箇所を標準とし、地盤面<b>または</b>L.W.L 面から2/3の高さの間に千鳥に配置するものとする。</p> <p>なお、水抜きパイプは、硬質塩化ビニル管（外径φ60mm、厚1.8mm）とし、裏込め材に達するように設けなければならない。</p>	<p><b>7-1-8-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、<u>                        </u>場所打小型擁壁工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積工、建築用ブロックウォール、れんがウォール、小舗石ウォール、平石張ウォールその他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 受注者は、擁壁工の施工については、道路土工-擁壁工指針 5-11-<u>                </u> 施工一般 及び 土木構造物標準設計第2巻 解説書 3.2.2 施工上の注意事項の規定によらなければならない。</p> <p>3. ~ 4. (略)</p> <p>5. 受注者は水抜きパイプは、設計図書に示されていない場合は、<b>2</b>m<sup>2</sup>に1箇所を標準とし、地盤面<b>又は</b>L.W.L 面から2/3の高さの間に千鳥に配置するものとする。</p> <p>なお、水抜きパイプは、硬質塩化ビニル管（外径φ60mm、厚1.8mm）とし、裏込め材に達するように設けなければならない。</p>	<p>諸基準類との統一</p> <p>諸基準類との統一</p> <p>諸基準類との統一 表現の変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考																																																																																		
<p><b>7-1-8-2 材 料</b></p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>4. 受注者は、石材は、産地による色合いその他の特性を備えた品質良好なものとし、JIS A 5003 (石材) のほか、下記を参照とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: center;">表1-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">圧縮強さ (N/cm<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">参 考 値</th> </tr> <tr> <th>吸水率 (%)</th> <th>見掛比重 (g/cm<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬 石</td> <td>4903以上</td> <td>5未満</td> <td>約2.7~2.5</td> </tr> <tr> <td>準硬石</td> <td>4903未満 981以上</td> <td>5以上 15未満</td> <td>約2.5~2</td> </tr> <tr> <td>軟 石</td> <td>981未満</td> <td>15以上</td> <td>約2未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">表1-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>厚さ(cm)</th> <th>幅(cm)</th> <th>長さ(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12の15</td> <td>12</td> <td>15</td> <td rowspan="7">91、100、150</td> </tr> <tr> <td>15の18</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>15の21</td> <td>15</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>15の24</td> <td>15</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>15の30</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>18の30</td> <td>18</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 厚さと幅では、長い方を幅とする。</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	種 類	圧縮強さ (N/cm <sup>2</sup> )	参 考 値		吸水率 (%)	見掛比重 (g/cm <sup>3</sup> )	硬 石	4903以上	5未満	約2.7~2.5	準硬石	4903未満 981以上	5以上 15未満	約2.5~2	軟 石	981未満	15以上	約2未満	種 類	厚さ(cm)	幅(cm)	長さ(cm)	12の15	12	15	91、100、150	15の18	15	18	15の21	15	21	15の24	15	24	15の30	15	30	18の30	18	30	<p><b>7-1-8-2 材 料</b></p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>4. 受注者は、石材は、産地による色合いその他の特性を備えた品質良好なものとす<b>るほか、下記を参照とする。(JIS A 5003 参照)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: center;">表1-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">圧縮強さ (N/cm<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">参 考 値</th> </tr> <tr> <th>吸水率 (%)</th> <th>見掛比重 (g/cm<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬 石</td> <td>4900以上</td> <td>5未満</td> <td>約2.7~2.5</td> </tr> <tr> <td>準硬石</td> <td>4900未満 980以上</td> <td>5以上 15未満</td> <td>約2.5~2</td> </tr> <tr> <td>軟 石</td> <td>980未満</td> <td>15以上</td> <td>約2未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">表1-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>厚さ(cm)</th> <th>幅(cm)</th> <th>長さ(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12の15</td> <td>12</td> <td>15</td> <td rowspan="7">91、100、150</td> </tr> <tr> <td>15の18</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>15の21</td> <td>15</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>15の24</td> <td>15</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>15の30</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>18の30</td> <td>18</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 厚さと幅では、長い方を幅とする。</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	種 類	圧縮強さ (N/cm <sup>2</sup> )	参 考 値		吸水率 (%)	見掛比重 (g/cm <sup>3</sup> )	硬 石	4900以上	5未満	約2.7~2.5	準硬石	4900未満 980以上	5以上 15未満	約2.5~2	軟 石	980未満	15以上	約2未満	種 類	厚さ(cm)	幅(cm)	長さ(cm)	12の15	12	15	91、100、150	15の18	15	18	15の21	15	21	15の24	15	24	15の30	15	30	18の30	18	30	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>諸基準類との統一</p> <p>諸基準類との統一</p> <p>諸基準類との統一</p>
種 類			圧縮強さ (N/cm <sup>2</sup> )	参 考 値																																																																																
	吸水率 (%)	見掛比重 (g/cm <sup>3</sup> )																																																																																		
硬 石	4903以上	5未満	約2.7~2.5																																																																																	
準硬石	4903未満 981以上	5以上 15未満	約2.5~2																																																																																	
軟 石	981未満	15以上	約2未満																																																																																	
種 類	厚さ(cm)	幅(cm)	長さ(cm)																																																																																	
12の15	12	15	91、100、150																																																																																	
15の18	15	18																																																																																		
15の21	15	21																																																																																		
15の24	15	24																																																																																		
15の30	15	30																																																																																		
18の30	18	30																																																																																		
種 類	圧縮強さ (N/cm <sup>2</sup> )	参 考 値																																																																																		
		吸水率 (%)	見掛比重 (g/cm <sup>3</sup> )																																																																																	
硬 石	4900以上	5未満	約2.7~2.5																																																																																	
準硬石	4900未満 980以上	5以上 15未満	約2.5~2																																																																																	
軟 石	980未満	15以上	約2未満																																																																																	
種 類	厚さ(cm)	幅(cm)	長さ(cm)																																																																																	
12の15	12	15	91、100、150																																																																																	
15の18	15	18																																																																																		
15の21	15	21																																																																																		
15の24	15	24																																																																																		
15の30	15	30																																																																																		
18の30	18	30																																																																																		

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
<p><b>7-1-8-9 石積工</b></p> <p>1. 受注者は、石積工の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2. ～11. (略)</p> <p>12. 受注者は、練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、<b>3 m</b>以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. 受注者は、崩れ積の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. 受注者は、玉石積の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>17. <b>受注者は、小端積の施工については、以下の事項により施工しなければならない。</b></p> <p>(1) <b>小端積は、小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の小端石材を、小口が見えるように組み合わせて積むものこととし、受注者は、施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。</b></p> <p>(2) <b>受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。</b></p> <p>18. 受注者は、修景割石積の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. 受注者は、こぶだし石積の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>21. 受注者は、割小端積の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p><b>7-1-8-9 石積工</b></p> <p>1. 受注者は、石積工の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2. ～11. (略)</p> <p>12. 受注者は、練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、<b>2 m</b>以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. 受注者は、崩れ積の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. 受注者は、玉石積の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>17. _____</p> <p><b>野面小端積は、野面小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の野面小端石材を、小口が見えるように組み合わせて積むものことであり、受注者は、施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。</b></p> <p>_____</p> <p>18. 受注者は、修景割石積の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. 受注者は、こぶだし石積の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>21. 受注者は、割小端積の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>諸基準類との統一</p> <p>表現の変更</p> <p>諸基準類との統一</p> <p>項目の追加 諸基準類との統一</p> <p>項目の追加</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>22. 受注者は、間知石積、雑割石積、割石積の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。 (1)～(4) (略)</p> <p>23. 受注者は裏込材の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。 (1)～(3) (略)</p> <p>24. (略)</p>	<p>22. 受注者は、間知石積、雑割石積、割石積の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。 (1)～(4) (略)</p> <p>23. 受注者は裏込材の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。 (1)～(3) (略)</p> <p>24. (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
<p>7-1-10-1 一般事項</p> <p>1. ～3. (略)</p> <hr style="border: 1px solid red;"/>	<p>7-1-10-1 一般事項</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p><b>4. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、工事監督員の指示を受けなければならない。</b></p>	<p>項目の削除</p>
<p>7-1-10-4 移設工</p> <p>1. 受注者は、移設工の施工については、<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。 (1)～(4) (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>7-1-10-4 移設工</p> <p>1. 受注者は、移設工の施工については、<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。 (1)～(4) (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>表現の変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
第7編 公園緑地編 第2章 植栽	第7編 公園緑地編 第2章 植栽	
<p><b>7-2-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>7-2-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	表現の変更
<p><b>7-2-3-2 材 料</b></p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 公園用芝は、1-2-11-1 生芝 の規定によるもののほか、下記のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(7) 長さ <b>18</b> cm程度の竹、柳、<b>または</b>割木で折れにくいものとする。</p> <p>6.～7. (略)</p> <p><b>8. 客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。また、これにより難しい場合は、工事着手前に、工事監督員と協議しなければならない。</b></p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p>	<p><b>7-2-3-2 材 料</b></p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 公園用芝は、1-2-11-1 生芝 の規定によるもののほか、下記のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(7) 芝串は、長さ <b>20</b> cm程度の竹、柳、<b>又は</b>割木で折れにくいものとする。</p> <p>6.～7. (略)</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p><b>8.</b> (略)</p> <p><b>9.</b> (略)</p> <p><b>10.</b> (略)</p> <p><b>11.</b> (略)</p> <p><b>12.</b> (略)</p>	<p>実態を考慮した変更</p> <p>項目の追加</p> <p>項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更</p>
<p><b>7-2-3-6 地被類植栽工</b></p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 受注者は、種子吹付工及び客土吹付工の施工については、1-3-3-7 植生工 の規定によるほか、下記の事項により施工するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 肥料は、高度化成肥料を使用するのを原則とし、窒素、<b>リン</b>酸、カリ、の3成分の配合については、土壌特性及び肥効期間を考慮して決定するものとする。。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4.～7. (略)</p>	<p><b>7-2-3-6 地被類植栽工</b></p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 受注者は、種子吹付工及び客土吹付工の施工については、1-3-3-7 植生工 の規定によるほか、下記の事項により施工するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 肥料は、高度化成肥料を使用するのを原則とし、窒素、<b>燐</b>酸、カリ、の3成分の配合については、土壌特性及び肥効期間を考慮して決定するものとする。。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4.～7. (略)</p>	表現の変更
<p><b>7-2-3-7 草花種子散布工</b></p> <p>1. 受注者は、草<b>花</b>種子散布工の施工については、1-3-3-7 植生工 の規定により施工するものとする。</p> <p>2. (略)</p>	<p><b>7-2-3-7 草<b>化</b>種子散布工</b></p> <p>1. 受注者は、草<b>化</b>種子散布工の施工については、1-3-3-7 植生工 の規定により施工するものとする。</p> <p>2. (略)</p>	誤植訂正 誤植訂正

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>7-2-3-14 壁面緑化施設工</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械__設備工事編、電気設備工事編）の規定により施工するものとする。</p>	<p>7-2-3-14 壁面緑化施設工</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械<u>衛生</u>設備工事編、電気設備工事編）の規定により施工するものとする。</p>	誤植訂正
<p>7-2-4-1 一般事項</p> <p>1. ~ 11. (略)</p> <p>12. 受注者は、植え付けにあたっては、下記の事項により施工しなければならない。 (1) ~ (9) (略) (10) 受注者は、<u>樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</u> (11) ~ (15) (略)</p>	<p>7-2-4-1 一般事項</p> <p>1. ~ 11. (略)</p> <p>12. 受注者は、植え付けにあたっては、下記の事項により施工しなければならない。 (1) ~ (9) (略) (10) 受注者は、<u>支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。</u> (11) ~ (15) (略)</p>	諸基準類との統一
<p>7-2-4-3 根回し工</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか<u>支柱</u>の取り付けを行わなければならない。</p>	<p>7-2-4-3 根回し工</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか<u>控え木</u>の取り付けを行わなければならない。</p>	諸基準類との統一
<p>7-2-4-5 根株移植工</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り扱いについては、設計図書によるものとし、<u>これにより難しい場合は、工事監督員と協議することとする。</u> 4. ~ 5. (略)</p>	<p>7-2-4-5 根株移植工</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り扱いについては、設計図書によるもの____とする。 4. ~ 5. (略)</p>	表現の変更
<p>7-2-5-1 一般事項</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、<u>これにより難しい場合は、工事監督員と協議するものとする。</u></p>	<p>7-2-5-1 一般事項</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に<u>示されていない</u>場合は、工事監督員と協議するものとする。</p>	表現の変更
<p>7-2-5-5 樹勢回復工</p> <p>1. 受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に<u>施工</u>時期、<u>施工</u>方法については工事監督員の承諾を得なければならない。 2. (略)</p>	<p>7-2-5-5 樹勢回復工</p> <p>1. 受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に<u>施与</u>時期、<u>施与</u>方法については工事監督員の承諾を得なければならない。 2. (略)</p>	誤植訂正

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	第 7 編 公園緑地編 第 3 章 施設整備	
<b>7-3-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>また</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(34) (略)	<b>7-3-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <b>なお</b> 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(34) (略)	表現の変更
<b>7-3-3-5 循環設備工</b> 1.～3. (略) 4. 受注者は、噴水装置、循環装置、 <b>ろ過装置</b> 、滅菌装置の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 5.～8. (略) 9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備__類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。 10. 受注者は、配管材の接合については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、 <b>その管内に異物がないことを確かめ</b> 、切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。 (2)～(5) (略) 11. 受注者は、 <b>建物</b> 導入部の配管で、 <b>不</b> 同沈下の恐れがある場合、 <b>公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)建築物導入部の変位吸収配管要領(一)の</b> フレキシブルジョイントを使用 <b>した方法で使用</b> して施工しなければならない。ただし、排水及び通気配管を除く。 12.～14. (略)	<b>7-3-3-5 循環設備工</b> 1.～3. (略) 4. 受注者は、噴水装置、循環装置、_____滅菌装置の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 5.～8. (略) 9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備 <b>管</b> 類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。 10. 受注者は、配管材の接合については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、_____切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。 (2)～(5) (略) 11. 受注者は、 <b>躯体</b> 導入部の配管で、 <b>不</b> 等沈下の恐れがある場合、 <b>排水・通気管を除き</b> 、フレキシブルジョイントを使用し_____て施工しなければならない。ただし、排水及び通気配管を除く。 12.～14. (略)	諸基準類との統一  諸基準類との統一  諸基準類との統一  諸基準類の改定に伴う変更
<b>7-3-3-6 散水施設工</b> 1.～3. (略) 4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に_____取り付けなければならない。 5. (略)	<b>7-3-3-6 散水施設工</b> 1.～3. (略) 4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に <b>垂直に</b> 取り付けなければならない。 5. (略)	諸基準類との統一

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
<p><b>7-3-3-10 給水管路工</b></p> <p>1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。 なお、これにより<b>難しい</b>場合は、工事監督員と協議の<b>うえ</b>施工しなければならない。 (1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。なお、<b>布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすこと</b>によって障害物をかわしてはならない。 (2) (略) (3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行<b>または</b>交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープ <b> </b>により防護しなければならない。 (4)~(8) (略) 2. ~13. (略)</p>	<p><b>7-3-3-10 給水管路工</b></p> <p>1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。 なお、これにより<b>難しい</b>場合は、工事監督員と協議の<b>うえ</b>施工しなければならない。 (1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。なお、<b>布設路線に障害</b>がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。 (2) (略) (3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行<b>または</b>交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープ<b>など</b>により防護しなければならない。 (4)~(8) (略) 2. ~13. (略)</p>	<p>表現の変更 諸基準類との統一</p> <p>表現の変更</p>
<p><b>7-3-4-7 管渠工</b></p> <p><b>1. 側溝工の施工は、5-1-7-2 側溝工の規定によるものとする</b> 2. (略) 3. 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側<b>または</b>高い側にソケットを向けなければならない。 4. 受注者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリート<b>または</b>固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。 5. 受注者は、柵<b>または</b>マンホール間においては、管を屈曲してはならない。 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. 受注者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、現地の状況により示された水路勾配によりがたい場合は、工事監督員と協議の上指示による勾配で、下流側<b>または</b>低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。 11. (略) 12. (略) 13. 受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項により施工しなければならない。 (1)~(4) (略) (5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な<b>造形</b>を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。 14. (略) 15. (略) 16. (略) 17. (略) 18. (略)</p>	<p><b>7-3-4-7 管渠工</b></p> <hr/> <p><u>1.</u> (略) <u>2.</u> 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側<b>又は</b>高い側にソケットを向けなければならない。 <u>3.</u> 受注者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリート<b>又は</b>固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。 <u>4.</u> 受注者は、柵<b>又は</b>マンホール間においては、管を屈曲してはならない。 <u>5.</u> (略) <u>6.</u> (略) <u>7.</u> (略) <u>8.</u> (略) <u>9.</u> 受注者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、現地の状況により示された水路勾配によりがたい場合は、工事監督員と協議の上指示による勾配で、下流側<b>又は</b>低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。 <u>10.</u> (略) <u>11.</u> (略) <u>12.</u> 受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項により施工しなければならない。 (1)~(4) (略) (5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な<b>造形</b>を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。 <u>13.</u> (略) <u>14.</u> (略) <u>15.</u> (略) <u>16.</u> (略) <u>17.</u> (略)</p>	<p>項目の追加 項目番号の変更 項目番号及び表現の変更</p> <p>項目番号及び表現の変更</p> <p>項目番号及び表現の変更 項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更 項目番号の変更</p>





## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p><b>7-3-7-16 階段工</b></p> <p>1. 階段工の施工については、第 1 編 第 5 章 無筋、鉄筋コンクリート、及び本章 第 14 節 施設仕上げ工 の規定によるもののほか、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、階段高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p><b>7-3-7-16 階段工</b></p> <p>1. 階段工の施工については、第 1 編 第 5 章 無筋、鉄筋コンクリート、及び本章 第 14 節 施設仕上げ工 の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。</p> <p>2. <u>受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <hr/> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>項目の追加</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p>
<p><b>7-3-8-2 材料</b></p> <p>1. 受注者は、修景施設整備工において、使用する機能及び意匠に関わる材料については、<u>施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>2. ~3. (略)</p> <p>4. 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>5. ~6. (略)</p>	<p><b>7-3-8-2 材料</b></p> <p>1. 受注者は、修景施設整備工において、使用する材料又は仕上がり見本品及び性能等を証明する資料等は、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. ~3. (略)</p> <p>4. 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本工業規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>5. ~6. (略)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>誤植訂正</p>
<p><b>7-3-9-2 材料</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) ボルト・ナット類は、亜鉛メッキ (JIS H 8610 又は JIS H 8641) 2 種、ステンレスまたは同等品以上とする。かすがい、丸釘、座金の金具類は、日本産業規格またはこれと同等以上の品質を有するものとする。また、原則としてボルトには座金を使用するものとする。</p> <p>(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、日本産業規格またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)</p> <p>JIS G 5705 (可鍛鋳鉄品)</p> <p>(6) 金属材料は、じんあい、油類等の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕 _____ を講じるものとする。</p> <p>3. ~9. (略)</p>	<p><b>7-3-9-2 材料</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) ボルト・ナット類は、亜鉛メッキ (JIS H 8610 又は JIS H 8641) 2 種、ステンレス又は同等品以上とする。かすがい、丸釘、座金の金具類は、日本工業規格又はこれと同等以上の品質を有するものとする。また、原則としてボルトには座金を使用するものとする。</p> <p>(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、日本工業規格又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)</p> <p>JIS G 5705 (可鍛鋳鉄品)</p> <p>(6) 金属材料は、じんあい、油類等の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕の方法を講じるものとする。</p> <p>3. ~9. (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>誤植訂正</p> <p>表現の変更</p> <p>誤植訂正</p> <p>表現の変更</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
<p>7-3-12-3 四阿工</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 受注者は、四阿の木材使用については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、全て荒削り、<u>または</u>機械、かんな削りの<u>うえ</u>、仕上げ削りをしなければならない。</p> <p>(2) ~ (10) (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>7-3-12-3 四阿工</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 受注者は、四阿の木材使用については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、全て荒削り、<u>又は</u>機械、かんな削りの<u>上</u>、仕上げ削りをしなければならない。</p> <p>(2) ~ (10) (略)</p> <p>4. (略)</p>	表現の変更
<p>7-3-14-2 材 料</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 塗装仕上げの材料については、下記の事項によるものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 受注者は、塗料の有効期限については、<u>5-4-3-2 材料の規定によるものとする。</u></p> <p>(5) ~ (7) (略)</p> <p>3. ~ 13. (略)</p>	<p>7-3-14-2 材 料</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 塗装仕上げの材料については、下記の事項によるものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 受注者は、塗料の有効期限に<u>をジंकリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</u></p> <p>(5) ~ (7) (略)</p> <p>3. ~ 13. (略)</p>	諸基準類との統一
<p>7-3-14-3 塗装仕上げ工</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、現場での塗装仕上げの施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて<u>こしわけ</u>して塗装しなければならない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、<u>ちり回り等</u>は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。</p> <p>ア 受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。</p> <p>イ 受注者は、吹き付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径及び空気圧は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、<u>ちり回り</u>は小ばけ<u>または</u>専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。</p> <p>3. ~ 4. (略)</p>	<p>7-3-14-3 塗装仕上げ工</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 受注者は、現場での塗装仕上げの施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて<u>小分けに</u>して塗装しなければならない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅<u>々</u>は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。</p> <p>ア 受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。</p> <p>イ 受注者は、吹き付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径及び空気圧は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、<u>ちり回り</u>は小ばけ<u>又は</u>専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。</p> <p>3. ~ 4. (略)</p>	諸基準類との統一  諸基準類との統一  諸基準類との統一

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考																																																																																																																																						
<p>5. 受注者は、パテ<b>かい</b>については、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いの部分に、パテをへら<b>または</b>こてでなるべく薄く <u>      </u> 付けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテ<b>かい</b>の工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごきを取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテ<b>かい</b>、研磨紙ずりの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗りつけ、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 受注者は、オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、下記の事項によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2 オイルステインワニス塗り</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th colspan="3">塗装その他</th> <th rowspan="2">希釈剤</th> <th rowspan="2">希釈剤 (%)</th> <th rowspan="2">塗布量 (kg/m<sup>2</sup>)</th> <th rowspan="2">放置時間</th> </tr> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>規格種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 素地ごしらえ</td> <td colspan="3">7-3-14-3 素地ごしらえ 木部</td> <td colspan="4">による</td> </tr> <tr> <td>2 着色 (1回目)</td> <td>-</td> <td>油性ステイン</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20以下</td> <td>各発注機関の仕様による</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3 ふき取り</td> <td colspan="7">全面布片でふき取る</td> </tr> <tr> <td>4 着色 (2回目)</td> <td>-</td> <td>油性ステイン</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20以下</td> <td>各発注機関の仕様による</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5 ふき取り</td> <td colspan="7">全面布片でふき取る</td> </tr> <tr> <td>6 色押さえ</td> <td>JIS K 5431</td> <td>セラックニス</td> <td>1種</td> <td>変性アルコール</td> <td>10以下</td> <td>各発注機関の仕様による</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>7 仕上げ塗り</td> <td>JIS K 5562</td> <td>フタル酸樹脂ワニス</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>10以下</td> <td>各発注機関の仕様による</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>10. (略)</p>	工 程	塗装その他			希釈剤	希釈剤 (%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )	放置時間	規格番号	規格名称	規格種別	1 素地ごしらえ	7-3-14-3 素地ごしらえ 木部			による				2 着色 (1回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10	3 ふき取り	全面布片でふき取る							4 着色 (2回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10	5 ふき取り	全面布片でふき取る							6 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による	24	7 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による	-	<p>5. 受注者は、パテ<b>こ</b>いについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いの部分に、パテをへら<b>又は</b>こてでなるべく薄く <u>拾い</u> 付けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテ<b>こ</b>い<sup>い</sup>の工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごきを取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテ<b>こ</b>い<sup>い</sup>、研磨紙ずりの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗りつけ、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 受注者は、オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、下記の事項によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2 オイルステインワニス塗り</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th colspan="3">塗装その他</th> <th rowspan="2">希釈剤</th> <th rowspan="2">希釈剤 (%)</th> <th rowspan="2">塗布量 (kg/m<sup>2</sup>)</th> <th rowspan="2">放置時間</th> </tr> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>規格種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 素地ごしらえ</td> <td colspan="3">3-13-3 素地ごしらえ 木部</td> <td colspan="4">による</td> </tr> <tr> <td>2 着色 (1回目)</td> <td>-</td> <td>油性ステイン</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20以下</td> <td>各発注機関の仕様による</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3 ふき取り</td> <td colspan="7">全面布片でふき取る</td> </tr> <tr> <td>4 着色 (2回目)</td> <td>-</td> <td>油性ステイン</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20以下</td> <td>各発注機関の仕様による</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5 ふき取り</td> <td colspan="7">全面布片でふき取る</td> </tr> <tr> <td>6 色押さえ</td> <td>JIS K 5431</td> <td>セラックニス</td> <td>1種</td> <td>変性アルコール</td> <td>10以下</td> <td>各発注機関の仕様による</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>7 仕上げ塗り</td> <td>JIS K 5562</td> <td>フタル酸樹脂ワニス</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>10以下</td> <td>各発注機関の仕様による</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>10. (略)</p>	工 程	塗装その他			希釈剤	希釈剤 (%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )	放置時間	規格番号	規格名称	規格種別	1 素地ごしらえ	3-13-3 素地ごしらえ 木部			による				2 着色 (1回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10	3 ふき取り	全面布片でふき取る							4 着色 (2回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10	5 ふき取り	全面布片でふき取る							6 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による	24	7 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による	-	<p>諸基準類との統一</p> <p>諸基準類との統一</p> <p>諸基準類との統一</p>
工 程		塗装その他							希釈剤	希釈剤 (%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )	放置時間																																																																																																																												
	規格番号	規格名称	規格種別																																																																																																																																					
1 素地ごしらえ	7-3-14-3 素地ごしらえ 木部			による																																																																																																																																				
2 着色 (1回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10																																																																																																																																	
3 ふき取り	全面布片でふき取る																																																																																																																																							
4 着色 (2回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10																																																																																																																																	
5 ふき取り	全面布片でふき取る																																																																																																																																							
6 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による	24																																																																																																																																	
7 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による	-																																																																																																																																	
工 程	塗装その他			希釈剤	希釈剤 (%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )	放置時間																																																																																																																																	
	規格番号	規格名称	規格種別																																																																																																																																					
1 素地ごしらえ	3-13-3 素地ごしらえ 木部			による																																																																																																																																				
2 着色 (1回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10																																																																																																																																	
3 ふき取り	全面布片でふき取る																																																																																																																																							
4 着色 (2回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による	10																																																																																																																																	
5 ふき取り	全面布片でふき取る																																																																																																																																							
6 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による	24																																																																																																																																	
7 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による	-																																																																																																																																	
<p><b>7-3-14-2 人造石塗り仕上げ工</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 工 法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人造石研ぎ出し</p> <p>ア 受注者は、壁は中塗りまでモルタル塗りと同様とし、中塗り面の半乾燥時に下付けとしてモルタル (<b>質量</b>配合 セメント1：砂1) を薄く塗り付けた後、上塗りを入念に塗り付け、種石ののろを水ばけで拭い取らなければならない。</p> <p>イ~エ (略)</p>	<p><b>7-3-14-2 人造石塗り仕上げ工</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 工 法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人造石研ぎ出し</p> <p>ア 受注者は、壁は中塗りまでモルタル塗りと同様とし、中塗り面の半乾燥時に下付けとしてモルタル (<b>容積</b>配合 セメント1：砂1) を薄く塗り付けた後、上塗りを入念に塗り付け、種石ののろを水ばけで拭い取らなければならない。</p> <p>イ~エ (略)</p>	<p>諸基準類との統一</p>																																																																																																																																						

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考																																																		
<p>第7編 公園緑地編 第4章 グラウンド・コート整備</p> <p><b>7-4-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(20) (略)</p>	<p>第7編 公園緑地編 第4章 グラウンド・コート整備</p> <p><b>7-4-2-1 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(20) (略)</p>	表現の変更																																																		
<p><b>7-4-3-1 一般事項</b> 1.～3. (略) 4. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の<b>路盤、基層</b>及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向<b>交互</b>に行わなければならない。 (2)～(4) (略) 5.～6. (略)</p>	<p><b>7-4-3-1 一般事項</b> 1.～3. (略) 4. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の<b>路床、基盤、基礎</b>及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向<b>十分</b>に行わなければならない。 (2)～(4) (略) 5.～6. (略)</p>	諸基準類との統一 諸基準類との統一																																																		
<p><b>7-4-3-2 材 料</b> 1.～11. (略) 12. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。 表 4-1～表 4-3 (略) 表 4-4 アクリル樹脂系表層材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標 準 値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべり抵抗</td> <td>湿潤時 40 以上</td> <td>ASTM E 303 86T (ホークスキッド・レンダスタスタ)</td> </tr> <tr> <td>反発弾性</td> <td>20%以下</td> <td>SB 反発試験</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衝撃吸収材</td> <td>クッション無 50～70%</td> <td rowspan="2">GB 反発試験</td> </tr> <tr> <td>クッション有 20～60%</td> </tr> <tr> <td>耐摩耗性</td> <td>800mg 以下</td> <td>JIS K 7204 テーパ-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)</td> </tr> <tr> <td>接 着 性</td> <td>0.3N/mm<sup>2</sup> 以上</td> <td>JIS K <b>6854</b> (20℃)</td> </tr> <tr> <td>耐候性：屋外曝露</td> <td>ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。</td> <td>一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。</td> </tr> <tr> <td>耐候性：促進曝露</td> <td></td> <td>JIS A 1415 WS-A 型ウェザ-メータ 1000 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	標 準 値	試験方法	すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E 303 86T (ホークスキッド・レンダスタスタ)	反発弾性	20%以下	SB 反発試験	衝撃吸収材	クッション無 50～70%	GB 反発試験	クッション有 20～60%	耐摩耗性	800mg 以下	JIS K 7204 テーパ-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)	接 着 性	0.3N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K <b>6854</b> (20℃)	耐候性：屋外曝露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。	耐候性：促進曝露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザ-メータ 1000 時間	<p><b>7-4-3-2 材 料</b> 1.～11. (略) 12. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。 表 4-1～表 4-3 (略) 表 4-4 アクリル樹脂系表層材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標 準 値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべり抵抗</td> <td>湿潤時 40 以上</td> <td>ASTM E 303 86T (ホークスキッド・レンダスタスタ)</td> </tr> <tr> <td>反発弾性</td> <td>20%以下</td> <td>SB 反発試験</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衝撃吸収材</td> <td>クッション無 50～70%</td> <td rowspan="2">GB 反発試験</td> </tr> <tr> <td>クッション有 20～60%</td> </tr> <tr> <td>耐摩耗性</td> <td>800mg 以下</td> <td>JIS K 7204 テーパ-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)</td> </tr> <tr> <td>接 着 性</td> <td>0.3N/mm<sup>2</sup> 以上</td> <td>JIS K <b>6909</b> (20℃)</td> </tr> <tr> <td>耐候性：屋外曝露</td> <td>ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。</td> <td>一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。</td> </tr> <tr> <td>耐候性：促進曝露</td> <td></td> <td>JIS A 1415 WS-A 型ウェザ-メータ 1000 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	標 準 値	試験方法	すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E 303 86T (ホークスキッド・レンダスタスタ)	反発弾性	20%以下	SB 反発試験	衝撃吸収材	クッション無 50～70%	GB 反発試験	クッション有 20～60%	耐摩耗性	800mg 以下	JIS K 7204 テーパ-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)	接 着 性	0.3N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K <b>6909</b> (20℃)	耐候性：屋外曝露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。	耐候性：促進曝露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザ-メータ 1000 時間	諸基準類との統一
項 目	標 準 値	試験方法																																																		
すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E 303 86T (ホークスキッド・レンダスタスタ)																																																		
反発弾性	20%以下	SB 反発試験																																																		
衝撃吸収材	クッション無 50～70%	GB 反発試験																																																		
	クッション有 20～60%																																																			
耐摩耗性	800mg 以下	JIS K 7204 テーパ-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)																																																		
接 着 性	0.3N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K <b>6854</b> (20℃)																																																		
耐候性：屋外曝露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。																																																		
耐候性：促進曝露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザ-メータ 1000 時間																																																		
項 目	標 準 値	試験方法																																																		
すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E 303 86T (ホークスキッド・レンダスタスタ)																																																		
反発弾性	20%以下	SB 反発試験																																																		
衝撃吸収材	クッション無 50～70%	GB 反発試験																																																		
	クッション有 20～60%																																																			
耐摩耗性	800mg 以下	JIS K 7204 テーパ-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)																																																		
接 着 性	0.3N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K <b>6909</b> (20℃)																																																		
耐候性：屋外曝露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。																																																		
耐候性：促進曝露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザ-メータ 1000 時間																																																		

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考																																																						
<p style="text-align: center;">表 4-5 (略) 表 4-6 透水性現場施工品表層材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項目</th> <th style="width: 25%;">標準値</th> <th style="width: 50%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比重</td> <td>0.65 以上</td> <td>JIS K 6767</td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>0.5N/mm 以上</td> <td>JIS K <b>6521</b></td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>50%以上</td> <td>JIS K <b>6521</b></td> </tr> <tr> <td>耐摩耗性</td> <td>200mg 以下</td> <td>JIS K 7204 テーパ°-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)</td> </tr> <tr> <td>反発弾性</td> <td>25%以上</td> <td>JIS K 6255</td> </tr> <tr> <td>すべり抵抗</td> <td>湿潤時 40 以上</td> <td>ASTM E 303 66T (ホークスケットレジスタンス)</td> </tr> <tr> <td>耐候性: 屋外曝露</td> <td>ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。</td> <td>一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマター 1000 時間</td> </tr> <tr> <td>耐候性: 促進曝露</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13. 受注者は、グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A <b>5373</b> (プレキャスト<b>プレストレスト</b>コンクリート製品) の歩車道境界ブロック、地先境界ブロック<b>または</b>同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については、設計図書によるものとする。</p> <p>14. ~17. (略)</p>	項目	標準値	試験方法	比重	0.65 以上	JIS K 6767	引張強度	0.5N/mm 以上	JIS K <b>6521</b>	伸び	50%以上	JIS K <b>6521</b>	耐摩耗性	200mg 以下	JIS K 7204 テーパ°-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)	反発弾性	25%以上	JIS K 6255	すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E 303 66T (ホークスケットレジスタンス)	耐候性: 屋外曝露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマター 1000 時間	耐候性: 促進曝露			<p style="text-align: center;">表 4-5 (略) 表 4-6 透水性現場施工品表層材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項目</th> <th style="width: 25%;">標準値</th> <th style="width: 50%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比重</td> <td>0.65 以上</td> <td>JIS K 6767</td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>0.5Mpa 以上</td> <td>JIS K <b>6251</b></td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>50%以上</td> <td>JIS K <b>6251</b></td> </tr> <tr> <td>耐摩耗性</td> <td>200mg 以下</td> <td>JIS K 7204 テーパ°-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)</td> </tr> <tr> <td>反発弾性</td> <td>25%以上</td> <td>JIS K 6255</td> </tr> <tr> <td>すべり抵抗</td> <td>湿潤時 40 以上</td> <td>ASTM E 303 66T (ホークスケットレジスタンス)</td> </tr> <tr> <td>耐候性: 屋外曝露</td> <td>ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。</td> <td>一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマター 1000 時間</td> </tr> <tr> <td>耐候性: 促進曝露</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13. 受注者は、グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A <b>5371</b> (プレキャスト<b>無筋</b>コンクリート製品) の歩車道境界ブロック、地先境界ブロック<b>又は</b>同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については、設計図書によるものとする。</p> <p>14. ~17. (略)</p>	項目	標準値	試験方法	比重	0.65 以上	JIS K 6767	引張強度	0.5Mpa 以上	JIS K <b>6251</b>	伸び	50%以上	JIS K <b>6251</b>	耐摩耗性	200mg 以下	JIS K 7204 テーパ°-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)	反発弾性	25%以上	JIS K 6255	すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E 303 66T (ホークスケットレジスタンス)	耐候性: 屋外曝露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマター 1000 時間	耐候性: 促進曝露			<p style="text-align: center;">諸基準類との統一</p> <p style="text-align: center;">諸基準類との統一 表現の変更</p>
項目	標準値	試験方法																																																						
比重	0.65 以上	JIS K 6767																																																						
引張強度	0.5N/mm 以上	JIS K <b>6521</b>																																																						
伸び	50%以上	JIS K <b>6521</b>																																																						
耐摩耗性	200mg 以下	JIS K 7204 テーパ°-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)																																																						
反発弾性	25%以上	JIS K 6255																																																						
すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E 303 66T (ホークスケットレジスタンス)																																																						
耐候性: 屋外曝露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマター 1000 時間																																																						
耐候性: 促進曝露																																																								
項目	標準値	試験方法																																																						
比重	0.65 以上	JIS K 6767																																																						
引張強度	0.5Mpa 以上	JIS K <b>6251</b>																																																						
伸び	50%以上	JIS K <b>6251</b>																																																						
耐摩耗性	200mg 以下	JIS K 7204 テーパ°-摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000 回)																																																						
反発弾性	25%以上	JIS K 6255																																																						
すべり抵抗	湿潤時 40 以上	ASTM E 303 66T (ホークスケットレジスタンス)																																																						
耐候性: 屋外曝露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に曝露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマター 1000 時間																																																						
耐候性: 促進曝露																																																								
<p><b>7-4-3-4 グラウンド・コート用舗装工</b></p> <p>1. ~6. (略)</p> <p>7. 受注者は、人工芝舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋め込み後、専用砂散布機(サンド・スプレッダー)を用いて均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら砂を設計図書に示す高さ及び厚さに充てんしなければならない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>8. ~13. (略)</p> <p>14. 受注者は、全天候型舗装の透水性表層材の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで、1 週間の養生期間をおかななければならない。</p> <p>(10)~(13) (略)</p> <p>15. ~16. (略)</p>	<p><b>7-4-3-4 グラウンド・コート用舗装工</b></p> <p>1. ~6. (略)</p> <p>7. 受注者は、人工芝舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋め込み後、専用砂散布機(サンド・スプレッ<u>サ</u>ー)を用いて均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら砂を設計図書に示す高さ及び厚さに充てんしなければならない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>8. ~13. (略)</p> <p>14. 受注者は、全天候型舗装の透水性表層材の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで、1 週間の養生<u>成</u>期間をおかななければならない。</p> <p>(10)~(13) (略)</p> <p>15. ~16. (略)</p>	<p style="text-align: center;">誤植訂正</p> <p style="text-align: center;">誤植訂正</p>																																																						

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 7 編 公園緑地編 第 5 章 自然育成	第 7 編 公園緑地編 第 5 章 自然育成	
7-5-4-3 湿地移設工 受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、施工前に十分調査の上、時期、工法の施工計画を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。	7-5-4-3 湿地移設工 受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、施工前に十分調査の上、時期、工法の施行計画を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。	誤植訂正

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b> 1 施工管理一般	<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b> 1 施工管理一般	
<b>1-6 管理項目及び方法</b> 1. 工程管理 受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はパーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急工事 <b>または維持工事</b> 等の当初計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。	<b>1-6 管理項目及び方法</b> 1. 工程管理 受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はパーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急工事 <b>または維持工事</b> 等の当初計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。	諸基準類との統一
<b>1-11 3次元データによる出来形管理</b> ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。 <b>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</b>	<b>1-11 3次元データによる出来形管理</b> ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。 <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/>	諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	9		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			
						基礎	幅 W (D)	-30			基礎1基毎
							高さ h	-30			
							根入長	設計値以上			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	9		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			
						基礎	幅 W (D)	-30			基礎1基毎
							高さ h	-30			
							根入長	設計値以上			

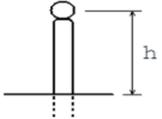
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

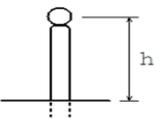
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 2		区画線工	厚さ (溶融式のみ)	設計値 以上	各線種毎に、1箇所測定する。		出来形管理 書類とし て、施工箇 所などを記 入した路線 図、平面図 及びその他 の調書を提 出すること。
						路面表示 幅 長さ	+10、-5 -100	路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に4個に1個、各部 の寸法を測定する。		
						文字矢印の寸法 幅	±50	±50		
						長さ(破線の塗布長) <u>長さ(破線の間隔)</u>	個々の測定値 ±200かつ L≧設計値 個々の測定値 ±200かつ ℓ≦設計値	施工区間延長10Km 毎に1箇所測定し最 低3箇所とする。ただし、施工区間延長が 2Km以下の場合は1箇所とする。(車線 境界線、外測線は上下線とも測定)	破線の長さ及び間隔は1箇所30m区間で個々 に測定し、破線の平均値をL、間隔の平均値を ℓとする。	
						車線幅員(1車線の幅)	+75~0	直線部 施工区間延長10Km 毎に1箇所測定し最 低3箇所とする。ただし、施工区間延長が 2Km以下の場合は1箇所とする(上下線 とも測定) 曲線部 曲線毎に1箇所(上下線とも測定)※車 線幅員の拡幅量に留意すること	※舗装工事の新設、改築、維持などの工事に適 用(区画線維持工事については工事監督員と 協議のこと。)	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 3		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 3		道路付属物工 (鋼製大型視線誘導 標)	基礎幅 W1W2	-30	基礎1基毎	測定箇所は、5-1-10-4-1 大型標識工に準じ る。	
						基礎高さ h	-30			
						設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基	測定箇所は、5-1-10-4-2 大型標識工に 準じる。	

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 2		区画線工	厚さ (溶融式のみ)	設計値 以上	各線種毎に、1箇所測定する。		出来形管理 書類とし て、施工箇 所などを記 入した路線 図、平面図 及びその他 の調書を提 出すること。
						路面表示 幅 長さ	+10、-5 -100	路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に4個に1個、各部 の寸法を測定する。		
						文字矢印の寸法 幅	±50	±50		
						長さ(破線の塗布長) <u>長さ(破線の間隔)</u>	個々の測定値 ±200かつ L≧設計値 個々の測定値 ±200かつ ℓ≦設計値	施工区間延長10Km 毎に1箇所測定し最 低3箇所とする。ただし、施工区間延長が 2Km以下の場合は1箇所とする。(車線 境界線、外測線は上下線とも測定)	破線の長さ及び間隔は1箇所30m区間で個々 に測定し、破線の平均値をL、間隔の平均値を ℓとする。	
						車線幅員(1車線の幅)	+75~0	直線部 施工区間延長10Km 毎に1箇所測定し最 低3箇所とする。ただし、施工区間延長が 2Km以下の場合は1箇所とする(上下線 とも測定) 曲線部 曲線毎に1箇所(上下線とも測定)※車 線幅員の拡幅量に留意すること	※舗装工事の新設、改築、維持などの工事に適 用(区画線維持工事については工事監督員と 協議のこと。)	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 3		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 3		道路付属物工 (鋼製大型視線誘導 標)	基礎幅 W1W2	-30	基礎1基毎	測定箇所は、5-1-10-4-1 大型標識工に準じ る。	
						基礎高さ h	-30			
						設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基	測定箇所は、5-1-10-4-2 大型標識工に 準じる。	

備考

諸基準類との統一、誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 4	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		
						堤長L	±30			
						堤長l	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			
						本体の傾き	±H/500			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 5		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 4	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10			
						堤長L	±50			
						堤長l	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			
						本体の傾き	±H/500			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	1 5		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		

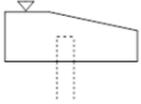
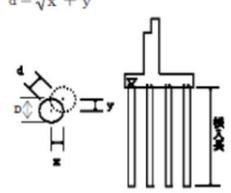
備考

諸基準類との統一

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

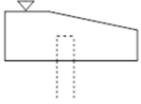
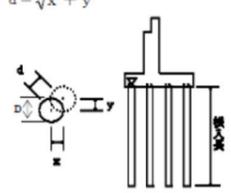
(改定後) 令和5年10月版一部改定

## 2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径(公称径)-30以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計(公称径)以上※			

(旧) 令和4年10月版

## 2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径(公称径)-30以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計(公称径)以上※			

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは厚さ及び幅の規格値とする。
						厚さ	-45	-15			
						幅	-50	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	+40 -15			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは厚さ及び幅の規格値とする。
						厚さ	-45	-15			
						幅	-50	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	+40 -15			

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-2	幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは1000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等)によることができる。維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-25	-			
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-2	(略)		
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-2	幅は、延長 80m毎に 1箇所割とし、厚さは1000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等)によることができる。維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-25	-			
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-2	(略)		
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	9	橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~ +50 標		標準重ね幅 100 mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

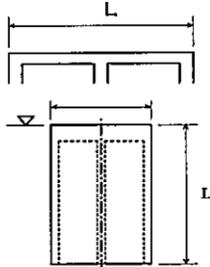
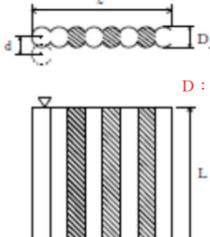
備考

誤植訂正、項目の掲載箇所移行

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

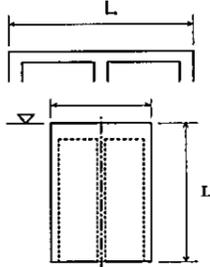
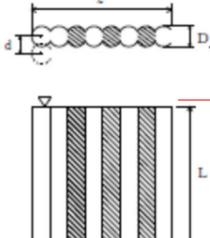
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	8		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						連壁の長さL	-50			
						変位	300			
						壁体長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		—
						連壁の長さL	-50			
						変位	D/4以内			
						壁体長L	-200			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	8		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						連壁の長さL	-50			
						変位	300			
						壁体長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		D: 杭径
						連壁の長さL	-50			
						変位	D/4以内			
						壁体長L	-200			

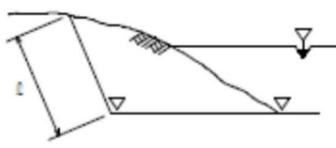
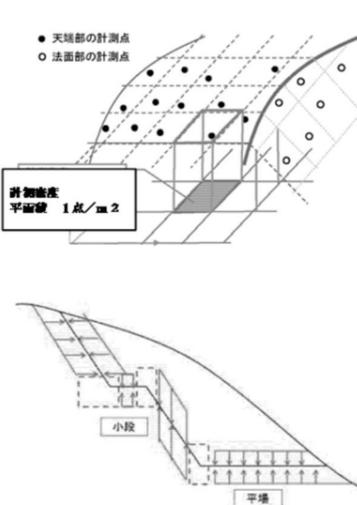
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

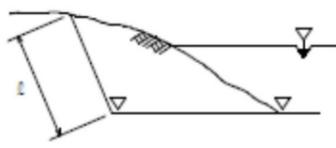
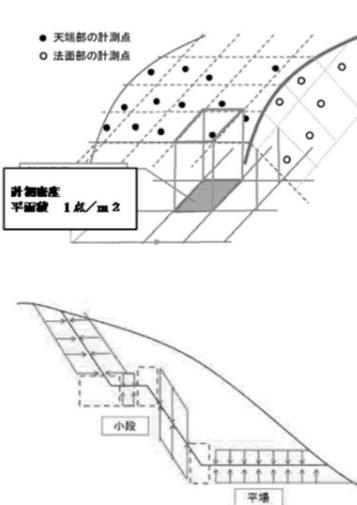
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第4章 土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
1 共通編	4 土工	3 砂防土工、 河川土工、 海岸土工、	2	1	掘削工(切土工)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長L	L < 5m				-200	
							L ≥ 5m				法長-4%	
						延長	設計値以上					
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第4章 土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
1 共通編	4 土工	3 砂防土工、 河川土工、 海岸土工、	2	1	掘削工(切土工)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長L	L < 5m				-200	
							L ≥ 5m				法長-4%	
						延長	設計値以上					
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

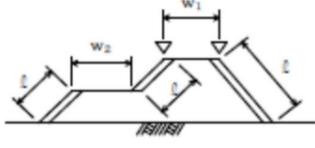
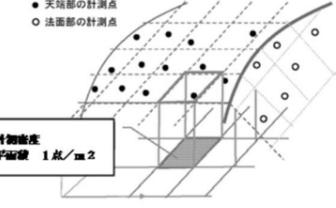
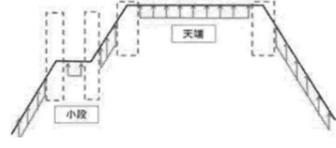
備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

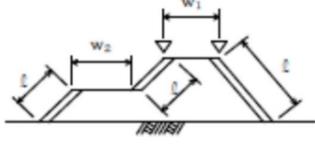
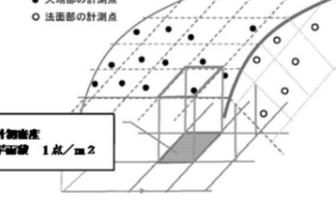
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第4章 土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
1 共通編	4 土工	3 砂防土工 河川土工、 海岸土工、	3	1	盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は各法肩で測定。				
						法長L	L < 5m				-100	
							L ≥ 5m				法長-2%	
						幅W1W2					-100	
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均值 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. ~3. ((略)) 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. (略)				
						平場	標高較差				-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差				-50	-170
						法面 4割≧勾配(小段含む)	水平または 標高較差				-60	-170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの。						
												

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第4章 土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
1 共通編	4 土工	3 砂防土工 河川土工、 海岸土工、	3	1	盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。				
						法長L	L < 5m				-100	
							L ≥ 5m				法長-2%	
						幅W1W2					-100	
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均值 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. ~3. ((略)) 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. (略)				
						平場	標高較差				-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差				-50	-170
						法面 4割≧勾配(小段含む)	水平または 標高較差				-60	-170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの。						
												

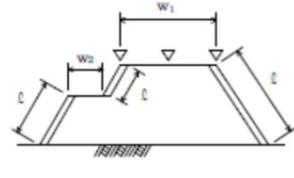
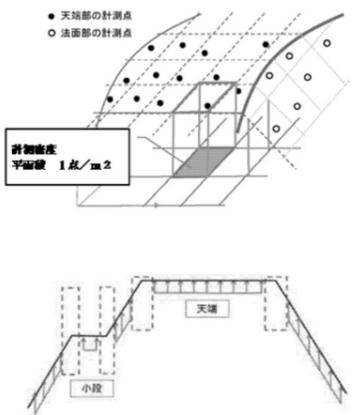
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

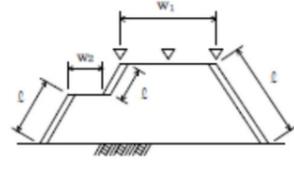
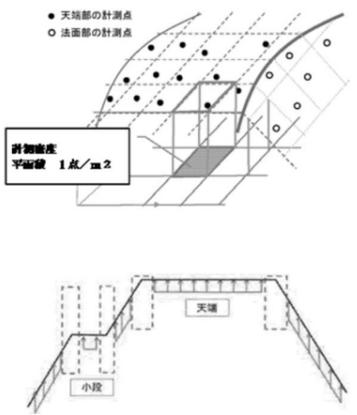
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第4章 土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ	基準高▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。				
						法長L	L < 5m				-100	
							L ≥ 5m				法長-2%	
						幅W1W2					-100	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						天端	標準較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80				±190

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第4章 土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ	基準高▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。				
						法長L	L < 5m				-100	
							L ≥ 5m				法長-2%	
						幅W1W2					-100	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 <u>同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</u> 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						天端	標準較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80				±190

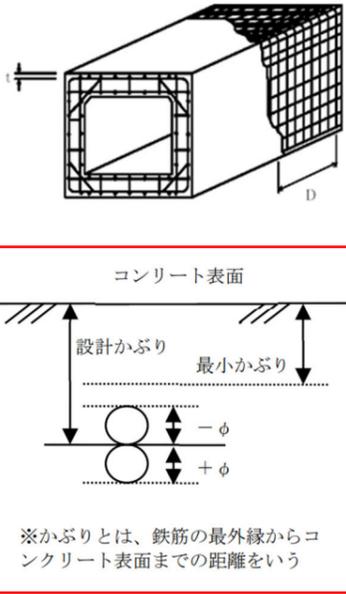
備考

諸基準類との統一

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

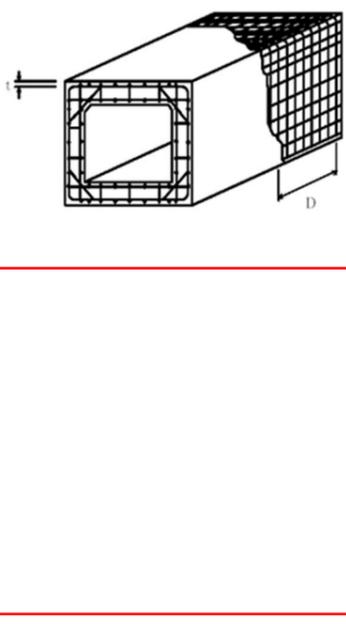
(改定後) 令和5年10月版一部改定

## 2 出来形管理基準 第1編 共通編 第5章 無筋鉄筋コンクリート

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	5 無筋・鉄筋 コンクリート工	5 鉄筋	3 鉄筋の組立		鉄筋の組立	平均間隔 d		$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット 当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶり、コンクリート標準示方書 (設計編: 標準7編2章2.1) 参照。ただし、 道路橋示方書の適用を受ける橋については、 道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材編5.2)による。	 <p style="text-align: center;">コンクリート表面</p> <p style="text-align: center;">設計かぶり      最小かぶり</p> <p style="text-align: center;">-φ +φ</p> <p style="font-size: small;">※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>	
						かぶり t	設計値 かぶり ±φ かつ 最小 かぶり 以上	注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、5-4-6-2床板工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

(旧) 令和4年10月版

## 2 出来形管理基準 第1編 共通編 第5章 無筋鉄筋コンクリート

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	5 無筋・鉄筋 コンクリート工	5 鉄筋	3 鉄筋の組立		鉄筋の組立	平均間隔 d		$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット 当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶり、コンクリート標準示方書 (標準7編2章2.1) 参照。ただし、 道路橋示方書の適用を受ける橋については、 道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材編5.2)による。		
						かぶり t	設計値 ±φ かつ 最小 かぶり 以上	注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、5-4-6-2床板工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	<p>tは根固めブロックの高さ</p>	
								厚さt	-20			
								幅w1、w2	-20			
								延長L1、L2	-200			
							乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
								延長L1、L2	-t/2			
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	沈床工	基準高▽	±150	1組毎			
							幅w	±300				
							延長L	-200				
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							幅w	-100				
							延長L	-200				

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	<p>tは根固めブロックの高さ</p>	
								厚さt	-20			
								幅w1、w2	-20			
								延長L1、L2	-200			
							乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
								延長L1、L2	-t/2			
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	沈床工	基準高▽	±150	1組毎			
							幅w	±300				
							延長L	-200				
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							幅w	-100				
							延長L	-200				

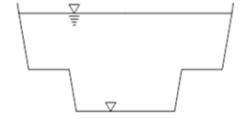
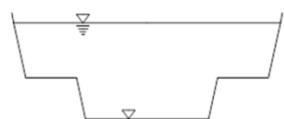
備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

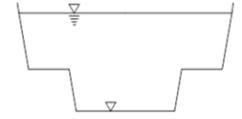
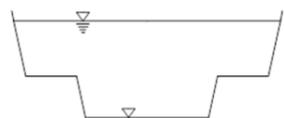
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第2章 浚渫(河川)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
2 河川編	2 浚渫(河川)	2 浚渫工・ポンプ浚渫船	2		浚渫船運転工	基準高▽	200 P s	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
							電気船	500 P s				-1000~+200
								1000 P s				-1200~+200
								ディーゼル船				250 P s
							ディーゼル船	420 P s				-1000~+200
								600 P s				-1000~+200
							1350 P s	-1200~+200				
							幅w	-200				
延長L	-200											
2 河川編	2 浚渫(河川)	3・4 浚渫工	2		浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	上限+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。				
						幅w	-200					
						延長L	-200					

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第2章 浚渫(河川)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
2 河川編	2 浚渫(河川)	2 浚渫工・ポンプ浚渫船	2		浚渫船運転工	基準高▽	基準高▽	規格値	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
							電気船	200 P s				-800~+200
								500 P s				-1000~+200
								1000 P s				-1200~+200
							ディーゼル船	250 P s				-800~+200
								ディーゼル船				420 P s
							600 P s	-1000~+200				
							1350 P s	-1200~+200				
幅w	-200											
延長L	-200											
2 河川編	2 浚渫(河川)	3・4 浚渫工	2		浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	上限+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。				
						幅w	-200					
						延長L	-200					

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第7章 床止め、床固め

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2	7	3	8	2	水叩工 (巨石張り)			2-1-3-9-1多自然型護岸工に準ずる。		
2	7	3	8	3	水叩工 (根固めブロック)			2-1-4-3根固めブロック工に準ずる。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第7章 床止め、床固め

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2	7	3	8	2	水叩工 (巨石張り)			2-1-3-9-1多自然型護岸工に準ずる。		
2	7	3	8	3	水叩工 (根固めブロック)			2-1-4-3根固めブロック工に準ずる。		
2	8	6	31		樹木・芝生管理工			1-3-3-7植生工に準ずる。		
2	8	8	31		天端補修工			1-4-3-6天端敷砂利工に準ずる。		

備考

項目の掲載箇所移行、重複項目の削除

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第8章 河川維持

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	8 河川維持	6 植栽維持工	3		樹木・芝生管理工			1-3-3-7 植生工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8 管理用通路補修工	3		天端補修工			1-4-3-6 天端敷砂利工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	9	1	排水構造物修繕工 (プレキャストU型側溝・管(函)渠)			2-1-8-7 側溝工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	9	2	排水構造物修繕工 (集水樹工)			2-1-8-8 集水樹工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	10		防護柵修繕工 (ガードレール) (ガードパイプ)			1-3-3-11 路側防護柵工に準ずる。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第8章 河川維持

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	8 河川維持	8 管理用通路補修工	3		天端補修工			1-4-3-6 天端敷砂利工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	9	1	排水構造物修繕工 (プレキャストU型側溝・管(函)渠)			2-1-8-7 側溝工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	9	2	排水構造物修繕工 (集水樹工)			2-1-8-8 集水樹工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	10		防護柵修繕工 (ガードレール) (ガードパイプ)			1-3-3-11 路側防護柵工に準ずる。		

備考

項目の掲載箇所移行

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第9章 河川修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2	9	3	2		覆土工			1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。		
2	9	4	2	1	縁切工 (じゃかご工)			2-1-3-14-1 護岸工に準ずる。		
2	9	4	2	2	縁切工 (連節ブロック張り)			1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		
2	9	4	2	3	縁切工 (コンクリートブロック張り)			1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		
2	9	4	2		縁切工 (石張り)			1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。		
2	9	6	2		道路付属施設修繕工 (歩車道境界ブロック)			1-3-3-8 縁石工に準ずる。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第2編 河川編 第9章 河川維持

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2	9	3	2		覆土工			1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。		
2	9	4	2	1	縁切工 (じゃかご工)			2-1-3-14-1 護岸工に準ずる。		
2	9	4	2	2	縁切工 (連節ブロック張り)			1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		
2	9	4	2	3	縁切工 (コンクリートブロック張り)			1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		
2	9	4	2		縁切工 (石張り)			1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。		
2	9	4	2		道路付属施設修繕工 (歩車道境界ブロック)			1-3-3-8 縁石工に準ずる。		

備考

誤植訂正

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第1章 砂防築堤

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4	1	6	6	1	かご工 (じゃかご工)			2-1-3-14-1 護岸付属物工 (じゃかご) に準ずる。		
4	1	6	6	2	かご工 (ふとんかご工)			2-1-3-14-2 護岸付属物工 (ふとんかご) に準ずる。		
4	1	8	3		点検施設工 (階段工)			2-3-6-5 階段工に準ずる。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第1章 砂防築堤

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用

備考

項目の掲載箇所移行

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第2章 渓流保全

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4	2	3	3		コンクリートブロック工 (積みブロック)			1-3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			(略)		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第2章 渓流保全

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4	1	岸工 6	6	1	かご工 (じゃかご工)			2-1-3-14-1護岸付属物工(じゃかご)に準ずる。		
4	1	岸工 6	6	2	かご工 (ふとんかご工)			2-1-3-14-2護岸付属物工(ふとんかご)に準ずる。		
4	1	工 8	3		点検施設工 (階段工)			2-3-6-5階段工に準ずる。		
4	2	3	3		コンクリートブロック工 (積みブロック)			1-3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			(略)		

備考

項目の掲載箇所移行

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	3		明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t1、t2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w1、w2	-50			
						高さ h1、h2	-30			
						深さ h3	-30			
						延長 L	-200			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	4		暗渠工			5-1-7-3地下排水工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	5		集水ます工			5-1-7-5集水ます・マンホール工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	5 抑止杭工	4		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		
						偏心量 d	d/4以内 かつ 100以内			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	3		明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t1、t2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w1、w2	-50			
						高さ h1、h2	-30			
						深さ h3	-30			
						延長 L	-200			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	4		暗渠工			5-1-7-3地下排水工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	5		集水ます工			5-1-7-5集水ます・マンホール工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	5 抑止杭工	4		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		
						偏心量 d	d/4以内 かつ 100以内			

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜対策	6 抑止アンカー工	2・3		抑止アンカー工 プレキャスト法枠工			4-3-3-3集排水ボーリング工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜対策	8 擁壁工	3		場所打擁壁工			5-1-5-7場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜対策	8 擁壁工	4		プレキャスト擁壁工			5-1-5-8プレキャスト擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜対策	8 擁壁工	5		補強土擁壁工			5-1-5-7場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜対策	8 擁壁工	7		井桁ブロック工			5-1-5-8プレキャスト擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜対策	8 擁壁工	8		小型擁壁工			5-1-5-11小型擁壁工に準ずる。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜	6 抑止アンカー工	2・3		抑止アンカー工 プレキャスト法枠工			4-3-3-3集排水ボーリング工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜	8 擁壁工	3		場所打擁壁工			5-1-5-7場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜	8 擁壁工	4		プレキャスト擁壁工			5-1-5-8プレキャスト擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜	8 擁壁工	5		補強土擁壁工			5-1-5-7場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜	8 擁壁工	7		井桁ブロック工			5-1-5-8プレキャスト擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり ・急傾斜	8 擁壁工	8		小型擁壁工			5-1-5-11小型擁壁工に準ずる。		

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	9		落石防護柵工			5-1-8-4 落石防護柵工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	9 地下水遮断工	3		場所打擁壁工			5-1-5-7 場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	9 地下水遮断工	4		小型擁壁工			5-1-5-11 小型擁壁工に準ずる。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	9		落石防護工			5-1-8-4 落石防護柵工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	3		場所打擁壁工			5-1-5-7 場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	4		小型擁壁工			5-1-5-11 小型擁壁工に準ずる。		

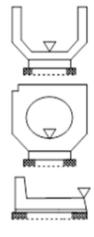
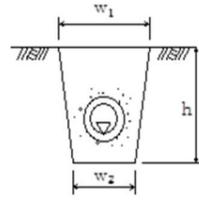
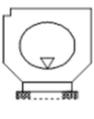
備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

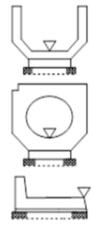
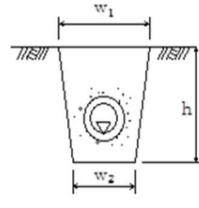
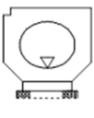
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	4		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 fの規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	4		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200			

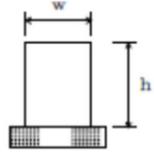
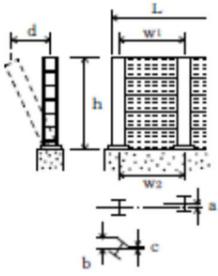
備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

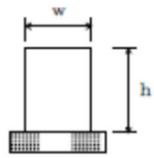
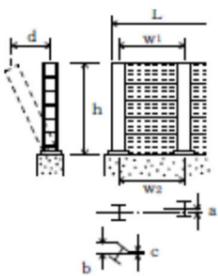
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	1 道路改良	1 2 遮音壁工	5		遮音壁基礎工	幅w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎			
						高さh	-30				
						延長L	-200				
5 道路編	1 道路改良	1 2 遮音壁工	6		遮音壁本体工	支柱	間隔間隔w1、w2	±15	施工延長5スパンにつき1箇所		
							ずれa	10			
							ねじれb-c	5			
							倒れd	$h \times 0.5\%$			
						高さh	+30、-20	1施工箇所毎			
						延長L	-200				

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	1 道路改良	1 2 遮音壁工	5		遮音壁基礎工	幅w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎			
						高さh	-30				
						延長L	-200				
5 道路編	1 道路改良	1 2 遮音壁工	6		遮音壁本体工	支柱	間隔間隔w	±15	施工延長5スパンにつき1箇所		
							ずれa	10			
							ねじれb-c	5			
							倒れd	$h \times 0.5\%$			
						高さh	+30、-20				
						延長L	-200	1施工箇所毎			

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第2章 舗装

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	2 舗装	6 排水工	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200	<u>1ヶ所/1施工箇所</u> なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第2章 舗装

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	2 舗装	6 排水工	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200	<u>1施工箇所毎</u> なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用			
5	3	4	10		躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便欄」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						厚さ t	-20						
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10						
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10						
						敷幅 w3 (橋軸方向)	-50						
						高さ h1	-50						
						胸壁の高さ h2	-30						
						天端長 ℓ1	-50						
						敷長 ℓ2	-50						
						胸壁間距離 ℓ	±30						
						支間長及び中心線の変位	±50						
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高				+10~-20	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
							平面位置				±20		
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下												

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用			
5	3	4	10		躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便欄」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						厚さ t	-20						
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10						
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10						
						敷幅 w3 (橋軸方向)	-50						
						高さ h1	-50						
						胸壁の高さ h2	-30						
						天端長 ℓ1	-50						
						敷長 ℓ2	-50						
						胸壁間距離 ℓ	±30						
						支間長及び中心線の変位	±50						
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高				+10~-20	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
							平面位置				±20		
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下												

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用			
5	3	5	1	1	RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支 承便欄」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用いる ことができる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。 					
						厚さ t	-20						
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-20						
						敷幅 w2 (橋軸方向)	-50						
						高さ h1	-50						
						天端長 ℓ1	-50						
						敷長 ℓ2	-50						
						橋脚中心間距離 ℓ	±30						
						支間長及び中心線の変位	±50						
						支承部アン カーボルト の箱抜き規 格値	計画高				+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の 平面位置は沓座の中心ではなく、アンカ ーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋 軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2 隅で計測。 	
							平面位置				±20		
							アンカーボルト孔の 鉛直度				1/50 以下		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用			
5	3	5	1	1	RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、そ の他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支 承便欄」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用いる ことができる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。 					
						厚さ t	-20						
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10						
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10						
						敷幅 w3 (橋軸方向)	-50						
						高さ h1	-50						
						胸壁の高さ h2	-30						
						天端長 ℓ1	-50						
						敷長 ℓ2	-50						
						胸壁間距離 ℓ	±30						
						支間長及び中心線の変位	±50						
						支承部アン カーボルト の箱抜き規 格値	計画高				+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の 平面位置は沓座の中心ではなく、アンカ ーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋 軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2 隅で計測。 	
							平面位置				±20		
アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50 以下												

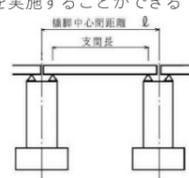
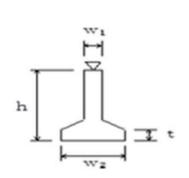
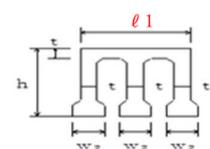
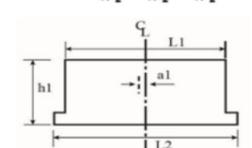
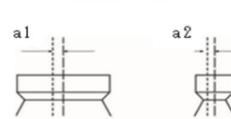
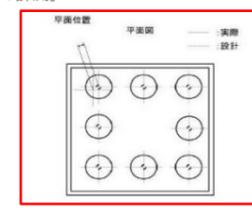
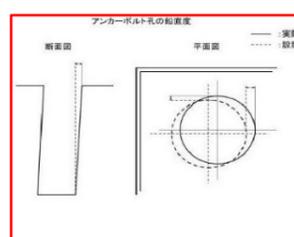
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

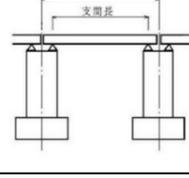
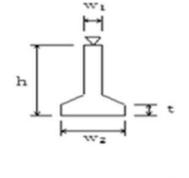
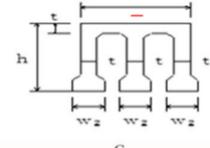
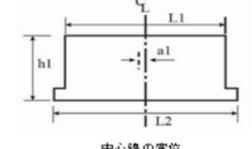
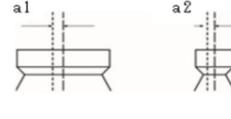
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋台工	1 1	2	RC躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支 承便欄」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用いる ことができる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる 	   中心線の実位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)   		
						厚さ t	-20				
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-20				
						敷幅 w2 (橋軸方向)	-20				
						高さ h1	-50				
						長さ l1	-20				
						橋脚中心間距離 l	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
						支承部アン カーボルト の箱抜き規 格値	計画高				+10~-20
							平面位置				±20
							アンカーボルト孔の 鉛直度				1/50 以下

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋台工	1 1	2	RC躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支 承便欄」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用いる ことができる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる 	   中心線の実位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)   		
						厚さ t	-20				
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10				
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10				
						敷幅 w3 (橋軸方向)	-50				
						高さ h1	-50				
						胸壁の高さ h2	-30				
						天端長 l1	-50				
						敷長 l2	-50				
						胸壁間距離 l	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
						支承部アン カーボルト の箱抜き規 格値	計画高				+10~-20
							平面位置				±20
アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50 以下										

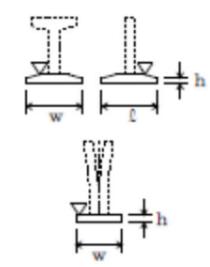
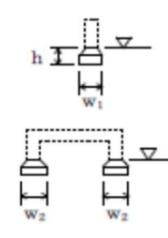
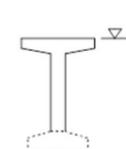
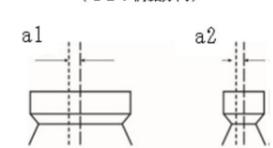
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

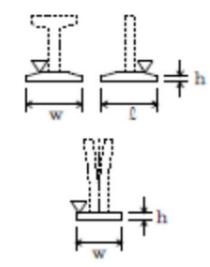
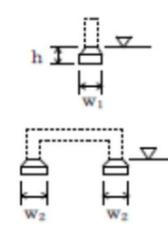
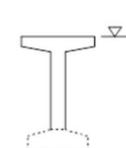
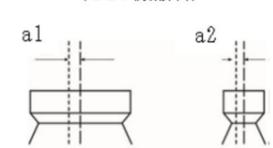
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	1 1	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ l	-50			
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	1 1	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 w1w2	-50			
						高さ h	-50			
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	1 2	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p> 	
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	1 1	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
							—			
							—			
							—			
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	1 1	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 w1w2	-50			
						高さ h	-50			
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	1 2	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p> 	
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5	4	3	4		検査路製作工	部材 部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
5	4	3	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 W (m)	0~+30	製品全数を測定。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1 (mm)	設計値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ2 (mm)	± 2			(実測値) δ: 
5	4	3	6・7		落橋防止装置製作工 鋼製排水管製作工	部材 部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
5	4	3	8		橋梁用防護柵製作工	部材 部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
5	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5	4	3	4		検査路製作工	部材 部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
5	4	3	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 W (m)	0~+30	製品全数を測定。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1 (mm)	— ± 4	両端部及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ2 (mm)	± 2			(実測値) δ: 
5	4	3	6・7		落橋防止装置製作工 鋼製排水管製作工	部材 部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
5	4	3	8		橋梁用防護柵製作工	部材 部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
5	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			

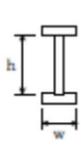
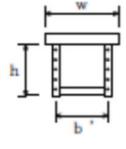
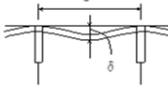
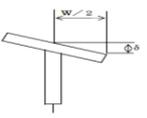
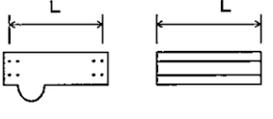
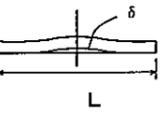
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

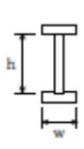
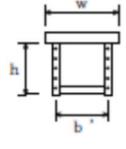
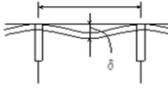
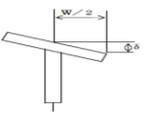
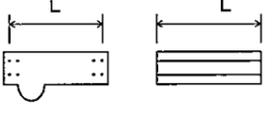
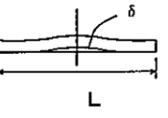
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁	 トラス強材					
							板の平面度 δ (mm)					鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)	
												箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150		
							フランジの直角度 δ (mm)					w/200			
							部材長 L (m)					鋼桁	±3…L ≤ 10 ±4…L > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。	
												トラス・アーチなど	±2…L ≤ 10 ±3…L > 10		
圧縮材の曲がり δ (mm)		L/1000	-	主要部材全数を測定 L：部材長 (mm)											
								規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲がり δ」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。							

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁	 トラス強材					
							板の平面度 δ (mm)					鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm) なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	
												箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150		
							フランジの直角度 δ (mm)					w/200			
							部材長 L (m)					鋼桁	±3…L ≤ 10 ±4…L > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。	
												トラス・アーチなど	±2…L ≤ 10 ±3…L > 10		
圧縮材の曲がり δ (mm)		L/1000	-	主要部材全数を測定 L：部材長 (mm)											
								規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲がり δ」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。							

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	仮組立精度	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$	主桁、主構全数を測定。			
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定			
							主桁の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	-	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L:測線延長 (m)			主げた
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について 10 ~12m間隔を測定。	各主構の各格点を測定。 L:主溝の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			主げた
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h:主桁の高さ (m)	支点及び支間中央付近を測定。h:主桁の高さ (m)		
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1 \delta 2$ のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合、 <b>すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。</b> (例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)。			
<p>※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度<math>\delta</math>」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	仮組立精度	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$	主桁、主構全数を測定。			
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定			
							主桁の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	-	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L:測線延長 (m)			主げた
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について 10 ~12m間隔を測定。	各主構の各格点を測定。 L:主溝の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			主げた
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h:主桁の高さ (m)	支点及び支間中央付近を測定。h:主桁の高さ (m)		
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1 \delta 2$ のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合、 <b>マイナスを認めない。</b>			
<p>※規格値のL、<u>    </u>hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度<math>\delta</math>」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
5	4	3	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	I型鋼桁 トラス弦材						
							±3…… 0.5 < w ≤ 1.0								
							±4…… 1.0 < w ≤ 2.0								
							±(3+w/2) …… 2.0 < w								
							板の平面度 δ (mm)					網桁及びトラス等の部材の腹板 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	h/250 b/150	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)	
							フランジの直角度 δ (mm)					w/200			
部材長 L (m)	網桁	±3…L ≤ 10 ±4…L > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。												
	トラス・アーチなど	±2…L ≤ 10 ±3…L > 10													
	伸縮継手	-5~+10… L ≤ 10 -5~+(5+w/2) …… L > 10													
圧縮材の曲がり δ (mm)	L/1000	-	主要部材全数を測定												
								※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。							

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
5	4	3	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	I型鋼桁 トラス弦材						
							±3…… 0.5 < w ≤ 1.0								
							±4…… 1.0 < w ≤ 2.0								
							±(3+w/2) …… 2.0 < w								
							板の平面度 δ (mm)					網桁及びトラス等の部材の腹板 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	h/250 b/150	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)	
							フランジの直角度 δ (mm)					w/200			
部材長 L (m)	網桁	±3…L ≤ 10 ±4…L > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。												
	トラス・アーチなど	±2…L ≤ 10													
圧縮材の曲がり δ (mm)	L/1000	-	主要部材全数を測定												
								※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。							

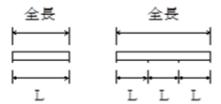
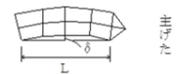
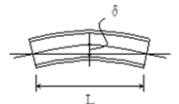
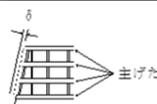
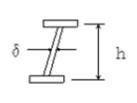
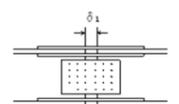
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

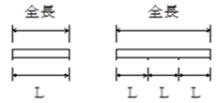
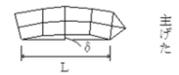
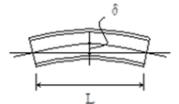
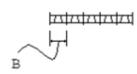
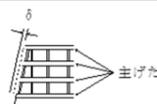
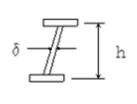
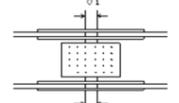
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	架設組立精度	全長、支間長 L (m)	$\pm(20+L/5)$	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長 (m)			
							通り $\delta$ (mm)	$\pm(10+2L/5)$	L:主桁・主溝の支間長 (m)			
							そり $\delta$ (mm)	$\pm(25+L/2)$	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長 (m)			
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長 (m)			
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合、 <b>すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。</b> (例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)。			
							<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 <math>\delta</math>」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>					

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	架設組立精度	全長、支間長 L (m)	$\pm(20+L/5)$	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長 (m)			
							通り $\delta$ (mm)	$\pm(10+2L/5)$	L:主桁・主溝の支間長 (m)			
							そり $\delta$ (mm)	$\pm(25+L/2)$	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長 (m)			
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長 (m)			
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合、 <b>マイナスを認めない。</b>			
							<p>※規格値のw に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「<u>板の平面度 <math>\delta</math>, フランジの直角度 <math>\delta</math></u>」の規格値のh, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。</p>					

備考

基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 1	1	鋳造工 (金属支承工)  (次頁に続く)	上下部構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。				
							中心距離	ボスの突起を基準にした孔位置のずれ					
								≦1000mm				1以下	
								>1000mm				1.5以下	
							アンカーバー用孔(鑄放し) アンカーボルト	ドリル加工孔				≦100mm	+3 -1
												>100mm	+4 -2
						孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13					
						センターボス	ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -0					
						ボス ※5	ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -1					

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 1	1	鋳造工 (金属支承工)	上下部構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。				
							中心距離	センターボスの突起を基準にした孔位置のずれ					
								≦1000mm				1以下	
								>1000mm				1.5以下	
							アンカーバー用孔(鑄放し) アンカーボルト	ドリル加工孔				≦100mm	+3 -1
												>100mm	+4 -2
						孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13					
						センターボス	ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -0					
						ボス ※5	ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -1					

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 1	1	鑄造工 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1 ガス切断寸法を準用する。 ※2 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3 ただし、ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5 組立て後に測定。				
						全移動量 $L$ ※4	$L \leq 300\text{mm}$				$\pm 2$	
							$L > 300\text{mm}$				$\pm L/100$	
						組立絶対高さ(H)	上、下面加工仕上げ				$\pm 3$	
							コンクリート構造用 $t$				$h \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
											$h > 300\text{mm}$	$(h/200+3)$ 小数点以下切り捨て
							普通寸法				鑄放し長さ寸法 ※2、※3	
						鑄放し肉厚寸法 ※2					JIS B 0403-1995 CT15	
						削り加工寸法					JIS B 0405-1991 粗級	
						ガス切断寸法					JIS B 0417-1979 B級	

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 1	1	鑄造工 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1 ガス切断寸法を準用する。 ※2 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3 ただし、ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5 組立て後に測定。				
						全移動量 $L$ ※4	$L \leq 300\text{mm}$				$\pm 2$	
							$L > 300\text{mm}$				$\pm L/100$	
						組立絶対高さ(H)	上、下面加工仕上げ				$\pm 3$	
							コンクリート構造用 $t$				$h \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
											$h > 300\text{mm}$	$(h/200+3)$ 小数点以下切り捨て
							普通寸法				鑄放し長さ寸法 ※2、※3	
						鑄放し肉厚寸法 ※2					JIS B 0403-1995 CT15	
						削り加工寸法					JIS B 0405-1991 粗級	
						ガス切断寸法					JIS B 0417-1979 B級	

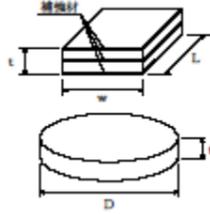
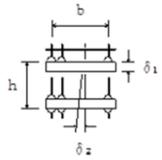
備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

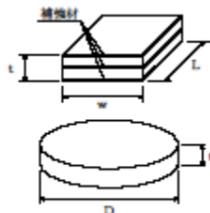
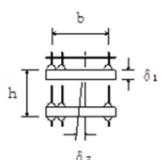
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 1	2	鑄造工 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さL 直径D	$w, L, D \leq 500$	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差。  詳細は道路橋支承便覧参照		
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0~+1%			
							$1500 < w, L, D$	0~+15			
						厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	±0.5			
							$20 < t \leq 160$	±2.5%			
							$160 < t$	±4			
						相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{m}$	1			
							$1000\text{m} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 2		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	b/500	軸心上全数測定。		
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	h/500			
							高さ h (mm)	±5			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 3		仮設材製作工	部材	部材長 L (m)	±3... L ≤ 10 ±4... L > 1	図面の寸法表示箇所にて測定。		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 1	2	鑄造工 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さL 直径D	$w, L, D \leq 500$	0~+5	製品全数を測定。 平面度： <u>ゴム支承本体の四隅の厚さ(t)の最大相対誤差。</u>  詳細は道路橋支承便覧参照		
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0~+1%			
							$1500 < w, L, D$	0~+15			
						厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	±0.5			
							$20 < t \leq 160$	±2.5%			
							$160 < t$	±4			
						相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{m}$	1			
							$1000\text{m} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 2		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	b/500	軸心上全数測定。		
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	h/500			
							高さ h (mm)	±5			
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	1 3		仮設材製作工	部材	部材長 L (m)	±3... L ≤ 10 ±4... L > 1	図面の寸法表示箇所にて測定。		

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5	4	6	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						厚さ t	+20~-10				
						幅 w	+30~-0				
						鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										
5	4	7	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5×(B-2))				
						水平度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				1/100
						同一支承線上の可動支承の 橋軸方向のずれの相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上				

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5	4	6	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						厚さ t	+20~-10				
						幅 w	+30~-0				
						鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
	±10 上記、有効高さがマイナスの場合										
5	4	7	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋承便覧参照			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5×(B-2))				
						支承の 水平度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				1/100
						同一支承線上の可動支承の 橋軸方向のずれの相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上				

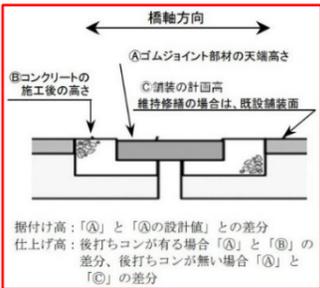
備考

諸基準類との統一

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

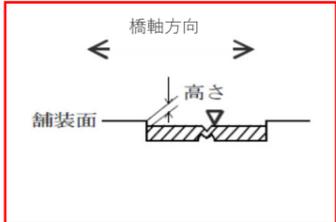
(改定後) 令和5年10月版一部改定

## 2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	4 鋼橋上部	7 支承工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能性 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5×(B-2))				
						水平度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				1/300
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2				

## (旧) 令和4年10月版

## 2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	4 鋼橋上部	7 支承工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能性 注2)	設計移動量 ±10				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5×(B-2))				
						支承の水平度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				1/300
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2				

備考

諸基準類との統一

# 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

## 2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5	4	8	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~2										
5	4	8	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				

## (旧) 令和4年10月版

## 2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5	4	8	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~2										
5	4	8	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			
5 道路編	4 鋼橋上部	9 橋面防水工	3		橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅 100 mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		
5 道路編	4 鋼橋上部	10 道路付属施設工	3		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1箇所/1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	-			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			
5 道路編	4 鋼橋上部	10 道路付属施設工	3		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1箇所/1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	-			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		

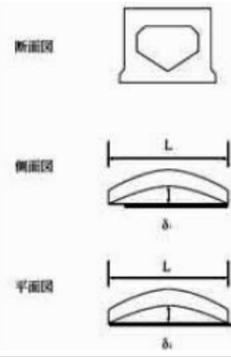
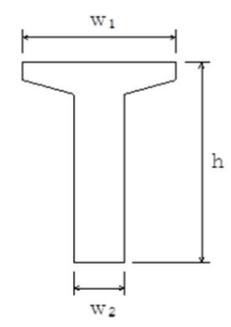
備考

項目の掲載箇所の移行

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

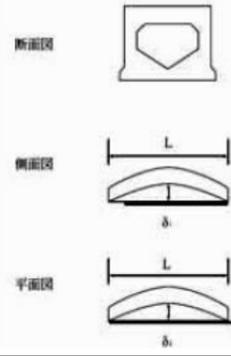
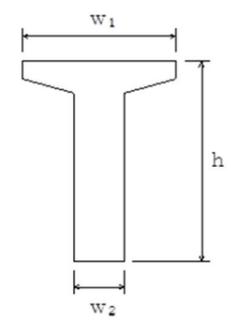
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	2	2	プレテンション桁購入工 (スラブ橋)	桁長 L (mm)	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L / 1000 \cdots$ $L > 10m$	桁全数について測定する橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。		
						断面の外形寸法 (mm)	$\pm 5$			
						橋桁のそり $\delta 1$ (mm)	$\pm 8$			
						横方向の曲がり $\delta 2$ (mm)	$\pm 10$			
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	3		ポストテンション T (I) 桁製作工	幅 (上) w1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。 L : 支間長 (m)		
						幅 (下) w2	$\pm 5$			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 $l$ 支間長	$L < 15 \cdots \pm 10$ $L \geq 15 \cdots$ $\pm (L - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	5		プレキャストブロック 桁組立工	桁長 $l$ 支間長	$L < 15 \cdots \pm 10$ $L \geq 15 \cdots$ $\pm (L - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 L : 支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8L			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	2	2	プレテンション桁購入工 (スラブ橋)	桁長 L (mm)	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L / 1000 \cdots$ $L > 10m$	桁全数について測定する橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。		
						断面の外形寸法 (mm)	$\pm 5$			
						橋桁のそり $\delta 1$ (mm)	$\pm 8$			
						横方向の曲がり $\delta 2$ (mm)	$\pm 10$			
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	3		ポストテンション T (I) 桁製作工	幅 (上) w1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。 L : 支柱長 (m)		
						幅 (下) w2	$\pm 5$			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 $l$ 支柱長	$L < 15 \cdots \pm 10$ $L \geq 15 \cdots$ $\pm (L - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	5		プレキャストブロック 桁組立工	桁長 $l$ 支柱長	$L < 15 \cdots \pm 10$ $L \geq 15 \cdots$ $\pm (L - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 L : 支柱長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8L			

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	6 床版・横組工	2		床版・横組工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅w	+30~0				
						厚さt	+20~-10				
						鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										
5 道路編	5 コンクリート橋上部	7 支承工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能性 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				
						水平度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				1/100
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向ずれの相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2以上				

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	6 床版・横組工	2		床版・横組工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅w	+30~0				
						厚さt	+20~-10				
						鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
	±10 上記、有効高さがマイナスの場合										
5 道路編	5 コンクリート橋上部	7 支承工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能性 注2)	設計移動量 ±10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				
						支承の水平度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				1/100
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向ずれの相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2以上				

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	7 支承工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 —以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				
						水平度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				1/300
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2以上										

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	7 支承工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				
						支承の 水平度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				1/300
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2以上										

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 第6章 トンネル (NATM)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。		
			4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測		
		角度	—							
		削孔深さ	—							
		孔径	—							
		突出量	プレート下面から10cm以内							

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 第6章 トンネル (NATM)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。		
			4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測		
		角度	—							
		削孔深さ	—							
		孔径	—							
		突出量	プレート下面から10cm以内							

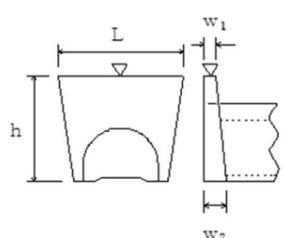
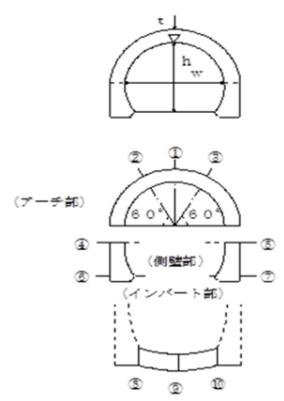
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

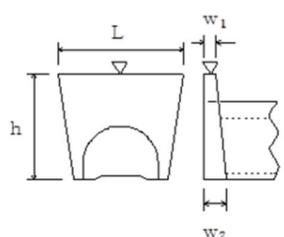
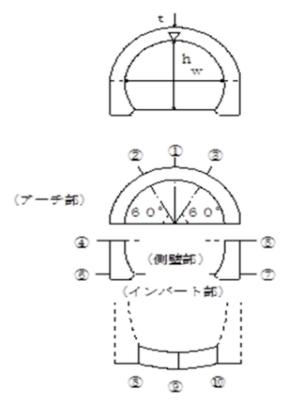
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 第6章 トンネル (NATM)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5	6	7	5		地下排水工			5-1-7-3 地下排水工に準ずる。			
5	6	8	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅w1w2	-30				
						高さ h	h < 3 m				-50
							h ≥ 3 m				-100
						延長 L	-200				
5	6	8	5		明り巻工	基準高 (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40m につき 1箇所を測定。なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。			
						幅 w (全幅)	-50				
						高さ h (内法)	-50				
						厚さ t	-20				
						延長 L	-				

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 第6章 トンネル (NATM)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5	6	7	5		地下排水工			5-1-7-3 地下排水工に準ずる。			
5	6	8	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅w1w2	-30				
						高さ h	h < 3 m				-50
							h ≥ 3 m				-100
						延長 L	-200				
5	6	8	5		明り巻工	基準高 (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40m につき 1箇所を測定。なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。			
						幅 w (全幅)	-50				
						高さ h (内法)	-50				
						厚さ t	-20				
							-				

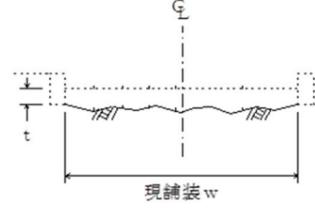
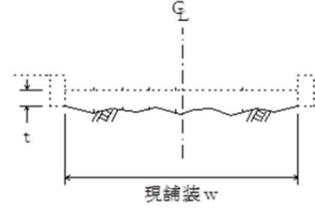
備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

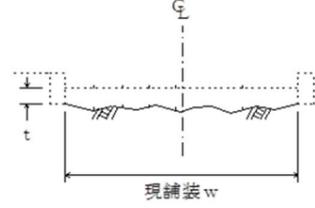
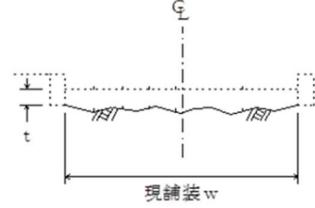
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第13章 道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	2	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工) (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第13章 道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	適用	—
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	2	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工) (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第13章 道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	3	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第13章 道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	適用	—
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	3	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			

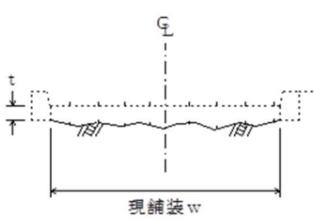
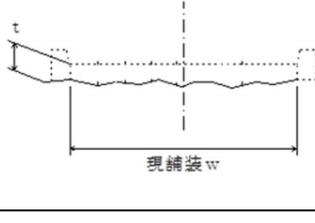
備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

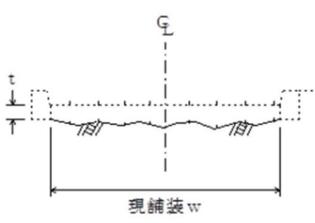
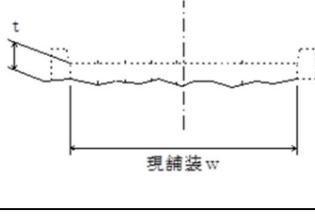
(改定後) 令和5年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第13章 道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	1 3 道路修繕	4 舗装修繕工	6		路上再生路盤工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長 80m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			
5 道路編	1 3 道路修繕	4 舗装修繕工	7		路上表層再生工	舗設工	厚さ t	-9	幅は延長 80m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、1000 m <sup>2</sup> 毎に、現舗装高と舗設後の基準高の差を、車線中心線、車線端及びその中心とする。		
							幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							リペーブの場合再生表層厚 t2	-9			
							平坦性	2.4			
5 道路編	1 3 道路修繕	4 舗装修繕工	8		歩道舗装修繕工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。			

(旧) 令和4年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第13章 道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	1 3 道路修繕	4 舗装修繕工	6		路上再生路盤工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長 80m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			
5 道路編	1 3 道路修繕	4 舗装修繕工	7		路上表層再生工	路盤工	厚さ t	-9	幅は延長 80m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、1000 m <sup>2</sup> 毎に、現舗装高と舗設後の基準高の差を、車線中心線、車線端及びその中心とする。		
							幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							リペーブの場合再生表層厚 t2	-9			
							平坦性	2.4			
5 道路編	1 3 道路修繕	4 舗装修繕工	8		歩道舗装修繕工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。			

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・舗装コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下、砂利 35%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 但し、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・舗装コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材)  JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下、砂利 35%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 但し、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・ コンクリート・舗 装コンクリート・吹 付けコンクリートを 除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレ ディーミクストコン クリートを使用する 場合は除く)	有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5013 (フライアッシュセメント) JIS R 5014 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/年以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 ：JIS A 5308 付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200PPM以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書C	塩化物イオン量：200PPM以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内、セメント：±1%以内 骨材：±3%以内、混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・ コンクリート・舗 装コンクリート・吹 付けコンクリートを 除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレ ディーミクストコン クリートを使用する 場合は除く)	有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5013 (フライアッシュセメント) JIS R 5014 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/年以上		○	
									-
									-
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 ：JIS A 5308 付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200PPM以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書C	塩化物イオン量：200PPM以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	同上	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
									-

備考

諸基準類との統一、項目の掲載箇所の移行

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートガム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)						
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※ 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	同上	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による（但し、偏差0.3%以下）	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による（但し、偏差0.3%以下）	1回/日以上	同上	○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートガム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内、セメント：±1%以内 骨材：±3%以内、混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※ 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	同上	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による（但し、偏差0.3%以下）	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による（但し、偏差0.3%以下）	1回/日以上	同上	○

備考

項目の掲載箇所の移行

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートがム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018、503-2018) 又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びび堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表 参考資料 レディースミクストコンクリート 単位水量測定要領(案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100 m <sup>3</sup> 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20・25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm未満: 許容差±2.5cm <u>スランブ2.5cm: 許容差±1.0cm</u>	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びび堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートがム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018、503-2018) 又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びび堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表 参考資料 レディースミクストコンクリート 単位水量測定要領(案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100 m <sup>3</sup> 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20・25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm未満: 許容差±2.5cm <u>スランブ2.5cm: 許容差±1.0cm</u>	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びび堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・舗装コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ幅等	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上、下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(但し、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・低版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物については、1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日強度の推定値で確認する。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さ5m以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は <b>工事監督員</b> と協議するものとする。	
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、 <b>工事監督員</b> と協議するものとする。		
	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(国土交通省、平成30年10月)による	同左	同左	同左	同左		
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・舗装コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ幅等	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上、下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(但し、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・低版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(但し、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物については、1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日強度の推定値で確認する。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さ5m以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は <b>監督職員</b> と協議するものとする。	
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、 <b>工事監督員</b> と協議するものとする。		
	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	同左		
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 4 ブレキャストコンクリート製品 (その他)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 ブレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	材料	必須	JIS マーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		
3 ブレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎。		○
	施工	必須	JIS マーク確認又は「その他」の試験項目の確認 製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影) 目視検査 (写真撮影)		有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数	
4 ブレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	Ⅲ 付表 5-3 アルカリ骨材反応抑制対策による。	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合 1回以上/週)	製造工場が発行する配合計画書に記載されている「コンクリートの塩化物総量規制 0.30kg/m <sup>3</sup> 以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートのスランプ試験 / スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/月以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回目の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。 JIS A 5363「ブレキャストコンクリート製品-性能試験通則」及びJIS A 5371~5373の推奨仕様 に該当しない製品で圧縮強度で性能評価している製品は圧縮強度試験結果を提出する。	○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 4 ブレキャストコンクリート製品 (その他)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 ブレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	材料	必須	JIS マーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		
3 ブレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎。		○
	施工	必須	JIS マーク確認又は「その他」の試験項目の確認 製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影) 目視検査 (写真撮影)		有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数	
4 ブレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	Ⅲ 付表 5-3 アルカリ骨材反応抑制対策による。	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <u>          </u>	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合 1回以上/週)	製造工場が発行する配合計画書に記載されている「コンクリートの塩化物総量規制 0.30kg/m <sup>3</sup> 以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートのスランプ試験 / スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/月以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回目の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。 JIS A 5363「ブレキャストコンクリート製品-性能試験通則」及びJIS A 5371~5373の推奨仕様 に該当しない製品で圧縮強度で性能評価している製品は圧縮強度試験結果を提出する。	○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 4 ブレキャストコンクリート製品 (その他)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 ブレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142 「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 4 ブレキャストコンクリート製品 (その他)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 ブレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材)  JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142 「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 6 既製杭工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査(鋼管杭) 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下:許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値 $\lambda\pi$ 以下)	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透深傷試験(溶剤除去性染色 浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである) (社)日本非破壊検査協会(放射線透過試験技術)の認定技術者が行うものとする。		
			鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである) (社)日本非破壊検査協会(超音波検査)の認定技術者が行うものとする。	中掘杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10\text{cm}$ の円柱供試体によって求めるものとする。	参考値: 20N/mm <sup>2</sup>				

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 6 既製杭工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査(鋼管杭) 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下:許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値 $\lambda\pi$ 以下)	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透深傷試験(溶剤除去性染色 浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである) (社)日本非破壊検査協会(放射線透過試験技術)の認定技術者が行うものとする。		
			鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである) (社)日本非破壊検査協会(超音波検査)の認定技術者が行うものとする。	中掘杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____			
材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。			

備考

諸基準類との統一、重複項目の削除

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 12 アスファルト舗装

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
12 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	同上	同上	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	同上	同上	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	同上	同上	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧表 3.3.17による	同上	同上	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	同上	同上	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	同上	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 12 アスファルト舗装

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
12 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	同上	同上	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	同上	同上	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	同上	同上	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧表 3.3.17による	同上	同上	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	同上	同上	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	同上	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 12 アスファルト舗装

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎 200m 毎に 1 回		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 12 アスファルト舗装

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	JIS Z 8710	110℃以上 _____ _____ _____	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎 200m 毎に 1 回		

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 13 転圧コンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
13 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書 C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行なう。	○	
				回収水の場合：JISA5308 附属書 C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 <b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
		製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	総使用量が 50m <sup>3</sup> 未満の場合は 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合：土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8% 以下 コンクリート中の単位粗骨量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm 以下	工事開始前、工事中1回/月以上	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50 m <sup>3</sup> 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 13 転圧コンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
13 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書 C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行なう。	○	
				回収水の場合：JISA5308 附属書 C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90% 以上 <b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
		製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	総使用量が 50m <sup>3</sup> 未満の場合は 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合：土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8% 以下 コンクリート中の単位粗骨量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm 以下	工事開始前、工事中1回/月以上	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50 m <sup>3</sup> 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 14 グースアルファルト

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認																																																																																										
14 グースアルファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○																																																																																										
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	15%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			針入度試験	JIS K 2207	15~30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13 g/	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			(旧) 令和4年10月版																																																																																															
			3 品質管理基準 14 グースアルファルト																																																																																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験時期・頻度</th> <th>摘要</th> <th>試験成績表等による確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">14 グースアルファルト舗装</td> <td rowspan="6">材料</td> <td rowspan="6">必須</td> <td>骨材のふるい分け試験</td> <td>JIS A 1102</td> <td>JIS A 5001 表2参照</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td rowspan="18">                     ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。                      ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。                      ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満                      ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）                      ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。                      1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。                 </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>JIS A 1109 JIS A 1110</td> <td>表層・基層 表乾密度：2.45g/cm<sup>3</sup>以上 吸水率：3.0%以下</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>骨材中の粘土塊量の試験</td> <td>JIS A 1137</td> <td>粘土、粘土塊量：0.25%以下</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>粗骨材の形状試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-45</td> <td>細長、あるいは扁平な石片：10%以下</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィラー_____の粒度試験</td> <td>JIS A 5008</td> <td>便覧 表3.3.17による。</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィラー_____の水分試験</td> <td>JIS A 5008</td> <td>15%以下</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">材料</td> <td rowspan="12">その他</td> <td>粗骨材のすりへり試験</td> <td>JIS A 1121</td> <td>30%以下</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td>JIS A 1122</td> <td>損失量：12%以下</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>針入度試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>15~30 (1/10mm)</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>軟化点試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>58~68℃</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>伸度試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>10cm以上 (25℃)</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>86~91%</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>引火点試験</td> <td>JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4</td> <td>240℃以上</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>蒸発質量変化率試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>0.5%以下</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>密度試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>1.07~1.13 g/</td> <td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>									工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	14 グースアルファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	フィラー_____の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	フィラー_____の水分試験	JIS A 5008	15%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	針入度試験	JIS K 2207	15~30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	密度試験	JIS K 2207
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認																																																																																										
14 グースアルファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○																																																																																										
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			フィラー_____の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			フィラー_____の水分試験	JIS A 5008	15%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			針入度試験	JIS K 2207	15~30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13 g/	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○																																																																																										
			備考	諸基準類の改定に伴う変更、諸基準類との統一																																																																																														

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 14 グースアルファルト

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
14 グースアルファルト舗装	プラント	必須	貫入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材 100t未満の場合も実施する。		○	
			リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20秒 (目標値)			○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	150以上			○	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上			○	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度			抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は印字記録の場合: 全数	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度				○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内				○
				温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	アスファルト: 220℃以下 石粉: 常温~150℃	随時		○
舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	JIS Z 8710			随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 14 グースアルファルト

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
14 グースアルファルト舗装	プラント	必須	貫入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材 100t未満の場合も実施する。		○	
			リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒 (目標値)			○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	150以上			○	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上			○	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度			抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は印字記録の場合: 全数	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度				○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内				○
				温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	アスファルト: 220℃以下 石粉: 常温~150℃	随時		○
舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	JIS Z 8710			随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 15 路床安定処理工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			OBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227、[4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53$ mm: JIS A 1214 (砂置換法) JIS A 1210A-B 法 最大粒径 $> 53$ mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 (突砂法)	最大乾燥密度の90%以上	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $< 100$ mmの場合に適用する。	
				または、 「RI」計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	「締固め度による管理」1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100$ mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章RIによる土の密度試験」等による。	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	
				測定点数	5	10	15	
	または、 「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。				
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。			
		現場 OBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
含水比試験		JIS A 1203	設計図書による。	500 m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事あたり3回以上。				
たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施				

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 15 路床安定処理工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			OBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155、[4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53$ mm: JIS A 1214 (砂置換法) JIS A 1210A-B 法 最大粒径 $> 53$ mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 (突砂法)	最大乾燥密度の90%以上	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $< 100$ mmの場合に適用する。	
				または、 「RI」計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	「締固め度による管理」1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100$ mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章RIによる土の密度試験」等による。	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	
				測定点数	5	10	15	
	または、 「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。				
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。			
		現場 OBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
含水比試験		JIS A 1203	設計図書による。	500 m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事あたり3回以上。				
たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施				

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 15 路床安定処理工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
16 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。									
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JISA1214(砂置換法) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧[4]-256(突差法)	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 ただし、1500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当り3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。									
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	「締固めによる管理」1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1,000未満</td> <td>1,000以上 2,000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章R1による土の密度試験」等による。	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満									
	測定点数	5	10	15												
	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。											
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。										
		現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。											
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事あたり3回以上。											
たわみ量		舗装調査・試験法便覧[1]-284(ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施												

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 15 路床安定処理工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
16 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。									
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JISA1214(砂置換法) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧[4]-185(突差法)	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 ただし、1500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当り3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。									
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	「締固めによる管理」1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1,000未満</td> <td>1,000以上 2,000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章R1による土の密度試験」等による。	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満									
	測定点数	5	10	15												
	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。											
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。										
		現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。											
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事あたり3回以上。											
たわみ量		舗装調査・試験法便覧[1]-227(ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施												

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 19 補強土壁工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
19 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。										
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。										
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	同上	同上	同上		○								
		その他	土の粒度試験	同上	同上	設計図書による。										
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53$ mm: JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径 $> 53$ mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256(突砂法)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 又は、設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $\leq 100$ mmの場合に適用する。									
				または、「RI」計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1,000未満</td> <td>1,000以上 2,000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径 $< 100$ mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章RIによる土の密度試験」等による。	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満									
	測定点数	5	10	15												
	または、「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 19 補強土壁工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
19 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。										
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。										
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	同上	同上	同上		○								
		その他	土の粒度試験	同上	同上	設計図書による。										
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53$ mm: JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径 $> 53$ mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 又は、設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $\leq 100$ mmの場合に適用する。									
				または、「RI」計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1,000未満</td> <td>1,000以上 2,000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径 $< 100$ mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章RIによる土の密度試験」等による。	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満									
	測定点数	5	10	15												
	または、「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	材料	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JISR5211 (高炉セメント) JISR5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験(モルタルパー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値煮については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○	
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	材料	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JISR5211 (高炉セメント) JISR5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験(モルタルパー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値煮については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○	
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	製造 (プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1回/日以上	同上	
		その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	同上	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	同上	○	
施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	製造 (プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1回/日以上	同上	
		その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	同上	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	同上	○	
施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下		コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照
			スランプ試験(モルタル及びスランプ5cm未満の場合を除く)	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満: 許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下: 許容差±2.5 cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	同上	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上	同上	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下		コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照
			スランプ試験(モルタル及びスランプ5cm未満の場合を除く)	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満: 許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下: 許容差±2.5 cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	同上	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上	同上	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 22 現場吹付法砕工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法砕工	材料	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他 <small>(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)</small>	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値煮ついでは摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中2回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 22 現場吹付法砕工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法砕工	材料	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値煮ついでは摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中2回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 22 現場吹付法砕工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法砕工	製造 (ﾌﾗﾝﾄ)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	設計図書による	
	その他	スランプ試験（モルタル及びスランプ5cm未満の場合を除く）	JIS A 1101	スランプ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		
	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	同上			
	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	同上			
	ロックボルトの引抜き試験	付表4-11「ロックボルトの引抜き試験」	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 22 現場吹付法砕工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法砕工	製造 (ﾌﾗﾝﾄ)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	設計図書による	
	その他	スランプ試験（モルタル及びスランプ5cm未満の場合を除く）	JIS A 1101	スランプ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		
	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	同上			
	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	同上			
	ロックボルトの引抜き試験	付表4-11「ロックボルトの引抜き試験」	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JISA1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。 (材料が岩砕の場合は除く) ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			OBR試験(路床)	JISA1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
		その他	土の粒度試験	JISA1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JISA1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JISA1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の圧密試験	JISA1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の透水試験	JISA1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			施工	必須	現場密度の測定 又は飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : JISA1214(砂置換法) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)	<b>【砂質土】</b> 【路体】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法)。 【路床】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210)C・D・E法) ただし、JISA1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 <b>【粘性土】</b> 【路体】: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% ・飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% 【路床】: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	【路体】1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 【路床】500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JISA1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。 (材料が岩砕の場合は除く) ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			OBR試験(路床)	JISA1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
		その他	土の粒度試験	JISA1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JISA1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JISA1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の圧密試験	JISA1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の透水試験	JISA1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			施工	必須	現場密度の測定 又は飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : JISA1214(砂置換法) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185(突砂法)	<b>【砂質土】</b> 【路体】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法)。 【路床】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210)C・D・E法) ただし、JISA1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 <b>【粘性土】</b> 【路体】: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% ・飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% 【路床】: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	【路体】1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 【路床】500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認									
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI」計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	<p>■【砂質土】■</p> <p>【路体】: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法)。 【路床】: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA1210)C・D・E法)。 ただし、JISA1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>■【粘性土】■</p> <p>【路体】及び【路床】: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。</p>	<table border="1"> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1,000未満</td> <td>1,000以上 2,000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	測定点数	5	10	15	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は、1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。</p>	<p>・最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章RIによる土の密度試験」等による。</p>	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満										
				測定点数	5	10	15										
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	セメントコンクリート路盤に適用する。											
		その他	平板載荷試験	JISA1215	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。											
		現場CBR試験	JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う												
		含水比試験	JISA1203	設計図書による。	【路体】1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 【路床】500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。												
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティーが悪いとき。												
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284(ベンケルマンビーム)	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施												

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認									
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI」計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	<p>■【砂質土】■</p> <p>【路体】: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法)。 【路床】: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA1210)C・D・E法)。 ただし、JISA1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>■【粘性土】■</p> <p>【路体】及び【路床】: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。</p>	<table border="1"> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1,000未満</td> <td>1,000以上 2,000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	測定点数	5	10	15	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は、1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。</p>	<p>・最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章RIによる土の密度試験」等による。</p>	
				面積(m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満										
				測定点数	5	10	15										
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	セメントコンクリート路盤に適用する。											
		その他	平板載荷試験	JISA1215	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。											
		現場CBR試験	JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う												
		含水比試験	JISA1203	設計図書による。	【路体】1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 【路床】500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。												
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティーが悪いとき。												
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227(ベンケルマンビーム)	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施												

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 26 凍上抑制層

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 凍上抑制層	材料	必須	突き固めによる土の締固め試験	JISA1210 付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
			骨材の洗い試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
			火山灰洗い試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
			火山灰強熱減量試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
			火山灰の凍上試験	JGS0172-2003 凍上性 判定のための土の凍上 試験方法道路土工排水 指針 JHS112	設計図書による	1000m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。		
	施工	必須	現場密度の測定	付表4	90%以上	500m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。 (1回は1穴の試験である)		
		その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	500m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			骨材の洗い試験	付表4	設計図書による	500m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			球体落下試験	付表4	火山灰 D=6.0cm 以下 砂 (シルト分2%未満) D=9.7cm 以下 砂 (シルト分2%以上) D=8.3cm 以下	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。1回の測定 個数は10個とし、上限、下限の各2個を取り 除き6個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によること ができない場合に適用する。なお、試験施工によりD値 を定める場合は、この規格値を適用しない。	
			コーン指数	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		コーン指数が15kg/cm <sup>2</sup> 以下又は同程度以下 の支持力が得られないと視認される部分は 工事監督員と協議の上、コーン指数の測定 (1,000 m <sup>2</sup> に2回)を行う。		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 26 凍上抑制層

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 凍上抑制層	材料	必須	突き固めによる土の締固め試験	JISA1210 付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
			骨材の洗い試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
			火山灰洗い試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
			火山灰強熱減量試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によること ができる。		○
			火山灰の凍上試験	JGS0172-2003 凍上性 判定のための土の凍上 試験方法道路土工排水 指針 JHS112	設計図書による	1000m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。		
	施工	必須	現場密度の測定	付表4	90%以上	500m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。 (1回は1穴の試験である)		
		その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	500m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			骨材の洗い試験	付表4	設計図書による	500m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			球体落下試験	付表4	火山灰 D=6.0cm 以下 砂 (シルト分2%未満) D=9.7cm 以下 砂 (シルト分2%以上) D=8.3cm 以下	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。1回の測定 個数は10個とし、上限、下限の各2個を取り 除き6個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によること ができない場合に適用する。なお、試験施工によりD値 を定める場合は、この規格値を適用しない。	
			コーン指数	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		コーン指数が15kg/cm <sup>2</sup> 以下又は同程度以下 の支持力が得られないと視認される部分は 工事監督員と協議の上、コーン指数の測定 (1,000 m <sup>2</sup> に2回)を行う。		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料  (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 吸水率: [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	同上	JISA5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JISA5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JISA5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JISA5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JISA5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	同上		○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	同上					

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料  (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 吸水率: [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	同上	JISA5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JISA5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JISA5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JISA5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材)  JISA5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	同上		○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	同上					

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20・25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ 8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20・25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ 8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのフリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのフリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須※ (いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験 (モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石・高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ細骨材・銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	同上	JISA5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JISA5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JISA5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JISA5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JISA5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下、砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 但し、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須※ (いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験 (モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石・高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ細骨材・銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	同上	JISA5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JISA5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JISA5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JISA5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JISA5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下、砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 但し、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm スランブ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1 回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m <sup>3</sup> ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)による	付表による	1 日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100m <sup>3</sup> 以上施工する場合： 2 回/日 (午前 1 回、午後 1 回)、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25 mm の場合は 175 kg/m <sup>3</sup> 、40 mm の場合は 165 kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80% を 1/20 以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を 1/4 以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1 回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m <sup>3</sup> ごとに 1 回。 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1 回につき 6 本 (σ7-3 本、σ28-3 本) とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1 回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m <sup>3</sup> ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			その他	コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1107 JIS A 1112	設計図書による。 設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 品質に異常が認められた場合に行う。	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm スランブ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1 回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m <sup>3</sup> ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)による	付表による	1 日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100m <sup>3</sup> 以上施工する場合： 2 回/日 (午前 1 回、午後 1 回)、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25 mm の場合は 175 kg/m <sup>3</sup> 、40 mm の場合は 165 kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80% を 1/20 以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を 1/4 以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1 回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m <sup>3</sup> ごとに 1 回。 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1 回につき 6 本 (σ7-3 本、σ28-3 本) とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1 回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m <sup>3</sup> ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			その他	コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1107 JIS A 1112	設計図書による。 設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 品質に異常が認められた場合に行う。	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる計測	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、工事監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JISA1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる計測	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G504-2013	設計基準強度	目地間 (ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、工事監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JISA1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 30 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須※ (いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験 (モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	同上		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下	同上		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	同上		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	同上	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○	
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 30 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須※ (いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0k g/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験 (モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	同上		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下	同上		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	同上		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	同上	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○	
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 30 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。		
			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5 N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工延長40mごとに1回		
			コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108 土木学会基準 JSCEF561-2013	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。		
	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 30 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <u>仕様書</u>	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。		
			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5 N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工延長40mごとに1回		
			コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108 土木学会基準 JSCEF561-2013	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。		
	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 32 路上再生路盤工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
32 路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI：9 以下	当初及び材料の変化時		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中 1 回/月以上		○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JISA1214)	基準密度の 93%以上 X10 95.0%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m <sup>2</sup> 以下のものは 1 工区 (ロット) 当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAE の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAE の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1 ~ 2 回/日		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 32 路上再生路盤工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
32 路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ② 施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI：9 以下	当初及び材料の変化時		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中 1 回/月以上		○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 [4]-191 (JISA1214)	基準密度の 93%以上 X10 95.0%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m <sup>2</sup> 以下のものは 1 工区 (ロット) 当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAE の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAE の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1 ~ 2 回/日		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 33 路上表層再生工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
33 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	同上	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時	同上	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98.0%以上 X6 98.0%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。) 空隙率による管理でも良い。	
			温度測定	JISZ8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧付録-8	-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎		
		その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内	適宜	同上	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: -0.9%以内	適宜	同上	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 33 路上表層再生工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
33 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		当初及び材料の変化時	同上	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時	同上	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98.0%以上 X6 98.0%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。) 空隙率による管理でも良い。	
			温度測定	JISZ8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧付録-8	-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎		
		その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内	適宜	同上	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: -0.9%以内	適宜	同上	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 34 排水性舗装工・透水性舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JISA1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	同上	同上	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	同上	同上	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 3-3-2（4）による。	同上	同上	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	同上	同上	○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 34 排水性舗装工・透水性舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JISA1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	同上	同上	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	同上	同上	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 3-3-2（4）による。	同上	同上	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	同上	同上	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更、諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 34 排水性舗装工・透水性舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JI SA 1205	4%以下	同上	・回収ダストをフィラーの一部として使用する場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	5.0%以下	同上	同上	○
			製鋼スラグの水侵膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水侵膨張比：2.0%以下	同上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 34 排水性舗装工・透水性舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JI SA 1205	4%以下	同上	・回収ダストをフィラーの一部として使用する場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	5.0%以下	同上	同上	○
			製鋼スラグの水侵膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水侵膨張比：2.0%以下	同上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 34 排水性舗装工・透水性舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	J1 SA 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ (SS) : 30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	同上	同上	○	
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上	同上	同上	○	
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	同上	同上	○	
			伸度試験	JIS K 2207	50cm 以上 (15℃)	同上	同上	○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	同上	同上	○	
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	同上	同上	○	
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	同上	同上	○	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m 以上	同上	同上	○	
			密度試験	JISK2207		同上	同上	○	
	フロント	必須	粒度 (2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。又は、印字記録の場合：全数	同上	○	
			粒度 (75μm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	同上	同上	○	
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JISZ8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 34 排水性舗装工・透水性舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	J1 SA 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ (SS) : 30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	同上	同上	○	
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上	同上	同上	○	
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	同上	同上	○	
			伸度試験	JIS K 2207	50cm 以上 (15℃)	同上	同上	○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	同上	同上	○	
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	同上	同上	○	
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	同上	同上	○	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m 以上	同上	同上	○	
			密度試験	JISK2207		同上	同上	○	
	フロント	必須	粒度 (2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。又は、印字記録の場合：全数	同上	○	
			粒度 (75μm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	同上	同上	○	
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JISZ8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 34 排水性舗装工・透水性舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	JISZ8710		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X10 1000mL/15sec 以上 X10 800mL/15sec 以上(歩道部)	1,000m <sup>2</sup> ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区（ロット）当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせ、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	現場密度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、更に3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 34 排水性舗装工・透水性舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	JISZ8710		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1000mL/15sec 以上 X10 800mL/15sec 以上(歩道部)	1,000m <sup>2</sup> ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区（ロット）当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせ、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	現場密度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、更に3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 35 プラント再生舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
35 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。		○	
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	同上		○	
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに 1 回。 1 日の再生骨材使用量が 500 t を超える場合は 2 回。 1 日の再生骨材使用量が 100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて 2 日に 1 回とする。		○	
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装試験法便覧	5%以下	再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JISK2207 石油アスファルト規格	2 回以上及び材料の変化		○	
	プラント	必須	再生アスファルト混合物 粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36 mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 又は 印字記録の場合：全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○	
			粒度 (75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μm ふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	同上	同上	○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	同上	同上	○	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 35 プラント再生舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
35 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。		○	
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上	同上		○	
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに 1 回。 1 日の再生骨材使用量が 500 t を超える場合は 2 回。 1 日の再生骨材使用量が 100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて 2 日に 1 回とする。		○	
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装試験法便覧	5%以下	再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JISK2207 石油アスファルト規格	2 回以上及び材料の変化		○	
	プラント	必須	再生アスファルト混合物 粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36 mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 又は 印字記録の場合：全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○	
			粒度 (75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μm ふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	同上	同上	○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	同上	同上	○	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 35 プラント再生舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
35 プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視			随時		
			温度測定 (初転圧前)	JISZ8710			随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車道部基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス処理の場合は、基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。但し、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区 (ロット) 当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000 m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、もしくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度 (車道部) は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、更に3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。) ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材料 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 35 プラント再生舗装工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
35 プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視			随時		
			温度測定 (初転圧前)	JISZ8710			随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	車道部基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス処理の場合は、基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。但し、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区 (ロット) 当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000 m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、もしくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度 (車道部) は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、更に3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。) ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材料 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 41 橋梁

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
41 橋梁	材料 (無収縮モルタル)	必須	圧縮強度試験	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSC E-G 541-1999) 「充填モルタルの圧縮強度試験方法」	標準養生 20℃で $\sigma_3=25\text{N/mm}^2$ 、 $\sigma_{28}=45\text{N/mm}^2$ 以上とする。(供試体3本の平均値)	1日1回とし、1回につき $\sigma_3$ 、 $\sigma_{28}$ 強度各3本作成する。		
			コンシステンシー試験 (Jロートによる流下値)	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSC E-F 541-2013) 「充填モルタルの流動性試験方法」	練り混ぜ完了から3分以内の値を基準とし、セメント系 $8\pm 2$ 秒、鉄粉系 $10\pm 3$ 秒とする。	1日2回(午前・午後各1回)以上測定		
			ブリーディング試験	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSC E-F 542-2013) 「充填モルタルのブリーディング率及び膨張率試験方法」	練り混ぜ2時間後のブリーディング率2%以下	製造会社の試験成績表による。	○	
			膨張収縮試験	同上	材令7日で収縮を示してはならない。	同上	○	
			凝結時間試験方法	ASTM-C 403T「ブロクタ一貫入抵抗針を用いるコンクリートの凝結試験方法」に準拠する。付表4	1時間以上10時間以内	同上	○	
			付着強度試験	付表4	材令28日で最大荷重について $3\text{N/mm}^2$ 以上	同上	○	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 41 橋梁

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
41 橋梁	材料 (無収縮モルタル)	必須	圧縮強度試験	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSC E-G 541 ) 「充填モルタルの圧縮強度試験方法」	標準養生 20℃で $\sigma_3=25\text{N/mm}^2$ 、 $\sigma_{28}=45\text{N/mm}^2$ 以上とする。(供試体3本の平均値)	1日1回とし、1回につき $\sigma_3$ 、 $\sigma_{28}$ 強度各3本作成する。		
			コンシステンシー試験 (Jロートによる流下値)	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSC E-F 541 ) 「充填モルタルの流動性試験方法」	練り混ぜ完了から3分以内の値を基準とし、セメント系 $8\pm 2$ 秒、鉄粉系 $10\pm 3$ 秒とする。	1日2回(午前・午後各1回)以上測定		
			ブリーディング試験	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSC E-F 542 ) 「充填モルタルのブリーディング率及び膨張率試験方法」	練り混ぜ2時間後のブリーディング率2%以下	製造会社の試験成績表による。	○	
			膨張収縮試験	同上	材令7日で収縮を示してはならない。	同上	○	
			凝結時間試験方法	ASTM-C 403T「ブロクタ一貫入抵抗針を用いるコンクリートの凝結試験方法」に準拠する。付表4	1時間以上10時間以内	同上	○	
			付着強度試験	付表4	材令28日で最大荷重について $3\text{N/mm}^2$ 以上	同上	○	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 42 ポステンPC桁

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
42 ポステンPC桁	材料	必須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 セメントの物理試験方法	JIS R 5201 ポルトランドセメントによる。	セメント製造会社の試験成績表による。		○
			セメントの化学的性質の測定	JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法				
	施工	必須	コンクリートの材料練り混ぜ時、打設後のコンクリート諸試験	1 セメント・コンクリートによる。		1 セメント・コンクリートの品質管理による。		
			コンクリートのPS導入可能圧縮強度	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験法 (供試体は桁コンクリートと同一状態で養生する)	第5編第5章第4節による。	桁1本当たり1回、1回につき供試体3本作成する。		
			グラウトのコンシステンシー	土木学会「PCグラウト試験方法」	第5編第5章第4節による。 寒中1)ダクト周辺温度…注入前5℃以上 寒中2)グラウト温度…注入時10℃~20℃ 注入後5日間5℃以上	5バッチ毎に1回 1回5バッチに満たないときは、1回/1日	JAロートの使用を標準とする。	
			グラウトの温度					
			グラウトのブリーディング率 グラウトの膨張率			グラウト工事開始前及びグラウト工事中に 1回/1日(3個/回)		
			グラウトの圧縮強度	土木学会「PCグラウト試験方法」 JIS A 1108		グラウト工事開始前及びグラウト工事中に 1回/1日(6個/回)		
			プレストレス管理	荷重計の示度とPC鋼材の伸び	・各ケーブルの推定値に対する標準偏差5% ・主桁1本当たりのPC鋼材数による許容誤差 4 : 5.0% 6 : 4.1% 10以上 : 3.2%	PS導入時各ケーブル毎に測定する。主桁、横桁及び床版緊張管理はケーブル全数とする。	主桁、横桁の緊張管理結果は全数、床版の緊張管理結果は1/10を報告すること。	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 42 ポステンPC桁

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
42 ポステンPC桁	材料	必須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 セメントの物理試験方法	JIS R 5201 ポルトランドセメントによる。	セメント製造会社の試験成績表による。		○
			セメントの化学的性質の測定	JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法				
	施工	必須	コンクリートの材料練り混ぜ時、打設後のコンクリート諸試験	1 セメント・コンクリートによる。		1 セメント・コンクリートの品質管理による。		
			コンクリートのPS導入可能圧縮強度	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験法 (供試体は桁コンクリートと同一状態で養生する)	第5編第5章第4節による。	桁1本当たり1回、1回につき供試体3本作成する。		
			グラウトのコンシステンシー	土木学会「PCグラウト試験方法」	第5編第5章第4節による。 寒中1)ダクト周辺温度…注入前5℃以上 寒中2)グラウト温度…注入時10℃~20℃ 注入後5日間5℃以上	5バッチ毎に1回 1回5バッチに満たないときは、1回/1日	JAロートの使用を標準とする。	
			グラウトの温度					
			グラウトのブリーディング率 グラウトの膨張率			グラウト工事開始前及びグラウト工事中に 1回/1日(3個/回)		
			グラウトの圧縮強度	土木学会「PCグラウト試験方法」 JIS A 1108		グラウト工事開始前及びグラウト工事中に 1回/1日(6個/回)		
			プレストレス管理	荷重計の示度とPC鋼材の伸び	・各ケーブルの推定値に対する標準偏差5% ・主桁1本当たりのPC鋼材数による許容誤差 4 : 5.0% 6 : 4.1% 10以上 : 3.2%	PS導入時各ケーブル毎に測定する。主桁、横桁及び床版緊張管理はケーブル全数とする。	主桁、横桁の緊張管理結果は全数、床版の緊張管理結果は1/10を報告すること。	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 43 区画線

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
43 区画線	施工	必須	塗料等の吐出量試験	20×30cm 角のプリキ板により試験片を現場採取して吐出量分の重量測定を行う。 付表 4-12		区画線の種類別実延長10Km毎に1枚の試験片を採取、測定を行う。 試験片表面には日時、採取箇所、区画線種別、気温、塗料温度、測定値を記入する。	吐出量は任意の様式に取りまとめる。	
			施工速度の測定	低速タコメーター記録紙による。		全施工延長分について、記録する。(タコメーター記録紙を提出する)		

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 43 区画線

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
43 区画線	施工	必須	塗料等の吐出量試験	20×30cm 角のプリキ板により試験片を現場採取して吐出量分の重量測定を行う。 付表 26~27		区画線の種類別実延長10Km毎に1枚の試験片を採取、測定を行う。 試験片表面には日時、採取箇所、区画線種別、気温、塗料温度、測定値を記入する。	吐出量は任意の様式に取りまとめる。	
			施工速度の測定	低速タコメーター記録紙による。		全施工延長分について、記録する。(タコメーター記録紙を提出する)		

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

3 品質管理基準 48 側こう構造物工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
48 側こう構造物工		必須	圧縮強度試験	コアを採取するか、又は製品製造に用いたコンクリートで1日3回以上、1回に1個の標準供試体を作り、製品と同じ条件で養生したもので行う。(試料は試験のときまで2時間以上水中につけておく。)	設計図書による	納入時強度は1,000個又はその端数を1組とし、1組について任意に抜取った3個のコア又は標準供試体について行い、3個とも合格しなければならない。1個又は2個だけ合格しないときは再試験を行うことが出来る。再試験はその組から更に3個の試料をとって行い、全数合格しなければならない。	任意の様式に取りまとめる。	

(旧) 令和4年10月版

3 品質管理基準 48 側こう構造物工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
48 側こう構造物工		必須	圧縮強度試験	20×30cm 角のブリキ板により試験片を現場採取して吐出量分の重量測定を行う。 付表 26~27	設計図書による	納入時強度は1,000個又はその端数を1組とし、1組について任意に抜取った3個のコア又は標準供試体について行い、3個とも合格しなければならない。1個又は2個だけ合格しないときは再試験を行うことが出来る。再試験はその組から更に3個の試料をとって行い、全数合格しなければならない。	任意の様式に取りまとめる。	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>Ⅱ 土木工事施工管理基準 7 写真管理基準</p>	<p>Ⅱ 土木工事施工管理基準 7 写真管理基準</p>	
<p>7-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。  また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>7-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理  「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工))(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。  また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>諸基準類との統一</p>

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第1編 共通編 第5章 無筋鉄筋コンクリート 第5節 鉄筋

7 写真管理基準  
第1編 共通編 第5章 無筋鉄筋コンクリート 第5節 鉄筋

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						締固め状況	転圧機械または地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200mまたは1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	8		凍上抑制層	下層路盤工に 同じ	下層路盤工に 同じ	
1 共通 編	5 無 筋 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	3		鉄筋の組立	平均間隔	コンクリート打設毎に1回（重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						かぶり	コンクリート打設毎に1回（重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立時〕	
							鉄筋の組立て ※ 新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						締固め状況	転圧機械または地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200mまたは1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	8		凍上抑制層	下層路盤工に 同じ	下層路盤工に 同じ	
1 共通 編	5 無 筋 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	3		鉄筋の組立	平均間隔	コンクリート打設毎に1回（重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						かぶり	コンクリート打設毎に1回（重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立時〕	
							鉄筋の組立て ※ 新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と <del>株</del> 工事	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第2編 河川編 第3章 樋門・樋管 第5節 水路工

7 写真管理基準  
第2編 河川編 第3章 樋門・樋管 第5節 水路工

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2	3	4	5	2	ヒューム管 PC管 コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔巻立前〕	
2	3	4	5	6	PC函渠	据付状況 ※幅 ※高さ	100m又は1施工箇所 に1回(※印は場所 打部分のある場合) 〔埋戻し前〕	
2	3	4	6		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
2	3	4	7		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
2	3	5	2		側溝工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕	
2	3	5	3		集水ます工	※厚さ ※幅 ※高さ  施工状況	河川延長100m又は1 施工箇所に1回(※ 印は現場打ちがある 場合) 〔型枠取外し後〕 〔埋戻し前〕	
2	3	5	7		柵渠工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕	
2	3	5	9		暗渠工	幅 深さ	100m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕	

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2	3	4	5	2	ヒューム管 PC管 コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔巻立前〕	
2	3	4	5	6	PC函渠	据付状況 ※幅 ※高さ	100m又は1施工箇所 に1回(※印は場所 打部分のある場合) 〔埋戻し前〕	
2	3	4	6		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
2	3	4	7		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
2	3	5	2		側溝工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕	
2	3	5	3		集水ます工	※厚さ ※幅 ※高さ  施工状況	河川延長100m又は1 施工箇所に1回(※ 印は現場打ちがある 場合) 〔型枠取外し後〕 〔埋戻し前〕	
2	3	5	7		柵渠工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕	
2	3	5	9		暗渠工	幅 深さ	100m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第2編 河川編 第8章 河川維持

7 写真管理基準  
第2編 河川編 第8章 河川維持

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2	8	8	10		ガードレール ガードパイプ		1-3-3-11 路測防護柵工に準ずる。	
—	—	—	—		—		—	
2	8	9	3		付属物塗装工	材料使用量 (塗料缶) 素地調整状況 (塗替) 塗装状況	全数量 〔使用前後〕 スパン毎、部材別 〔施工前後〕 各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
2	9	3	2		覆土工		1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。	
2	9	3	3		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。	
2	9	4	2	1	じゃかご工	法長 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
2	9	4	2	2	連節ブロック張り		1-3-5-3 コンクリートブロック工 に準ずる	
2	9	4	2	3	コンクリートブロック張 り		1-3-5-3 コンクリートブロック工 に準ずる。	
2	9	4	2	4	石張工		1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。	

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2	8	8	10		ガードレール ガードパイプ		1-3-3-11 路測防護柵工に準ずる。	
2	8	7	4		コンクリート舗装補修工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工に準ずる。	
2	8	9	3		付属物塗装工	材料使用量 (塗料缶) 素地調整状況 (塗替) 塗装状況	全数量 〔使用前後〕 スパン毎、部材別 〔施工前後〕 各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
2	9	3	2		覆土工		1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。	
2	9	3	3		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。	
2	9	4	2	1	じゃかご工	法長 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
2	9	4	2	2	連節ブロック張り		1-3-5-3 コンクリートブロック工 に準ずる	
2	9	4	2	3	コンクリートブロック張 り		1-3-5-3 コンクリートブロック工 に準ずる。	
2	9	4	2	4	石張工		1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。	

備考

重複項目の削除

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第4編 砂防編 第1章 砂防えん堤

7 写真管理基準  
第4編 砂防編 第1章 砂防えん堤

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
—	—	—	—					
—	—	—	—					
—	—	—	—					
—	—	—	—					
4	2	3	5		法留基礎工		1-3-4-3 法留基礎工に準ずる。	
4	2	3	6		護岸付属物工	幅 高さ	1 施工箇所 〔施工後〕	
4	2	3	7		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。	
4	2	4	3		床固め本体工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4	2	4	4		垂直壁工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4	2	4	5		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4	2	4	6		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
4	1	8	4		コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工に準ずる。	
4	1	8	5		薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工に準ずる。	
4	2	3	5		法留基礎工		1-3-4-3 法留基礎工に準ずる。	
4	2	3	6		護岸付属物工	幅 高さ	1 施工箇所 〔施工後〕	
4	2	3	7		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。	
4	2	4	3		床固め本体工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4	2	4	4		垂直壁工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4	2	4	5		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4	2	4	6		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜

7 写真管理基準  
第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	5 抑止杭工	4		合成杭工	偏心量	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
			5		シャフト（深礎）工		1-3-4-6 深礎工に準ずる。	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	6 抑止アンカー工	2 3		抑止アンカー工 P C法砕工	削孔深さ 配置誤差	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	7 法面工	2		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。	
					吹付工		1-3-3-6 吹付工に準ずる。	
					法砕工		1-3-3-5 法砕工に準ずる。	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	7 法面工	11 かご工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	
				2	ふとんかご	高さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1 工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1 工事に1回	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	4		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1 施工箇所につき1回 〔埋戻前〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	5 抑止杭工	4		合成杭工	偏心量	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
			5		シャフト（深礎）工		1-3-4-6 既製杭工に準ずる。	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	6 抑止アンカー工	2 3		抑止アンカー工 P C法砕工	削孔深さ 配置誤差	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	7 法面工	2		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。	
					吹付工		1-3-3-6 吹付工に準ずる。	
					法砕工		1-3-3-5 法砕工に準ずる。	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	7 法面工	11 かご工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	
				2	ふとんかご	高さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1 工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1 工事に1回 〔型枠取外し後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	4		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1 施工箇所につき1回 〔埋戻前〕	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜

7 写真管理基準  
第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	5		補強土壁工	高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
			6		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
			7		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	
						法長 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
			8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	
法長 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕							
9		落石防護柵工	高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕				
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	4		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	5		固結工		1-3-7-9 固結工に準ずる。	
			6		矢板工		1-3-3-4 矢板工に準ずる。	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	1 付属物設置工	3		防止柵工		1-3-3-10 防止柵工に準ずる。	
			6		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	5		補強土壁工	高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
			6		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
			7		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	
						法長 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
			8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	
法長 厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕							
9		落石防護柵工	高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕				
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 <u>〔型枠取外し後〕</u>	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	4		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 <u>〔型枠取外し後〕</u>	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	5		固結工		1-3-7-9 固結工に準ずる。	
			6		矢板工		1-3-3-4 矢板工に準ずる。	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	1 付属物設置工	3		防止柵工		1-3-3-10 防止柵工に準ずる。	
			6		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回〔施工後〕	

備考

諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第5編 道路編 第1章 道路改良

7 写真管理基準  
第5編 道路編 第1章 道路改良

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
5	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1 施工箇所に1回 〔製作後〕		
5	1	3	2	2	工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕		
						ケレン材料 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
5	1	4	2		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。		
						3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)		1-3-3-6 吹付工に準ずる。
									4
5	1	4	8	9	アンカー工 PC法枠工	削孔深さ	1 施工箇所に1回 〔削孔後〕		
						配置誤差	1 施工箇所に1回 〔施工後〕		
5	1	4	10	か ご 工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
					2	ふとんかご	高さ	100m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
5	1	5	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		
5	1	5	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		
5	1	5	7		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1 施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」による場合は1工事 に1回		
						幅 高さ 厚さ	100m又は1 施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」による場合は1工事 に1回		
5	1	5	8		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1 施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
5	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1 施工箇所に1回 〔製作後〕		
5	1	3	2	2	工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕		
						ケレン材料 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
5	1	4	2		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。		
						3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)		1-3-3-6 吹付工に準ずる。
									4
5	1	4	8	9	アンカー工 PC法枠工	削孔深さ	1 施工箇所に1回 〔削孔後〕		
						配置誤差	1 施工箇所に1回 〔施工後〕		
5	1	4	10	か ご 工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
					2	ふとんかご	高さ	100m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
5	1	5	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		
5	1	5	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		
5	1	5	7		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1 施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」による場合は1工事 に1回		
						幅 高さ 厚さ	100m又は1 施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」による場合は1工事 に1回 <u>〔型枠取外し後〕</u>		
5	1	5	8		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1 施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		

備考

誤植訂正、諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第5編 道路編 第2章 舗装

7 写真管理基準  
第5編 道路編 第2章 舗装

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
5	1	11	7		照明柱基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回（施工前は必 要に応じて） 〔施工前後〕	
5	1	12	4		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
				5	遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回（施工前は必 要に応じて） 〔施工前後〕	
				6	遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5	2	5	4		コンクリート舗装工		1-3-6-6 コンクリート舗装工に準ずる。	
5	2	5	5	1	下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	
5	2	5	5	2	上層路盤工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	
5	2	5	5	3	上層路盤工 セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
5	1	11	7		照明柱基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回（施工前は必 要に応じて） 〔施工前後〕	
5	1	12	4		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
				5	遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回（施工前は必 要に応じて） 〔施工前後〕	
				6	遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5	2	5	4		コンクリート舗装工		1-3-4-4 コンクリート舗装工に準ずる。	
5	2	5	5	1	下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	
5	2	5	5	2	上層路盤工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	
5	2	5	5	3	上層路盤工 セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定

(旧) 令和4年10月版

7 写真管理基準  
第5編 道路編 第2章 舗装

7 写真管理基準  
第5編 道路編 第2章 舗装

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち 構築 工	6	1	防水	幅	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
			6	2	防水保護工	厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
			6	3	防水壁	高さ 幅 厚さ	1施工箇所 に1回〔施工後〕	
5 道路 編	10 共同 溝	6 プレ キャスト 構築 工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕	
5 道路 編	11 電線 共同 溝	3 電線 共同 溝 工	2		管路工	敷設状況	100m又は1施工箇所 に1回〔敷設後〕	
			3		プレキャストボックス工	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔据付後〕	
			4		現場打ちボックス工	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕	
5 道路 編	11 電線 共同 溝	4 付帯 設備 工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕	

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち 構築 工	6	1	防水	幅	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
			6	2	防水保護工 防水壁	厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
			6	3	防水壁	高さ 幅 厚さ	1施工箇所 に1回〔施工後〕	
5 道路 編	10 共同 溝	6 プレ キャスト 構築 工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕	
5 道路 編	11 電線 共同 溝	3 電線 共同 溝 工	2		管路工	敷設状況	100m又は1施工箇所 に1回〔敷設後〕	
			3		プレキャストボックス工	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔据付後〕	
			4		現場打ちボックス工	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕	
5 道路 編	11 電線 共同 溝	4 付帯 設備 工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕	

備考

誤植訂正



## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
付表 (参考資料)	付表 (参考資料)	
1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等 <b>工事看板等設置基準 (土木系工事) によること。</b>	1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等 <u>(本文略) (図略)</u>	基準の新設に伴う変更
2. 河川工事に伴う工事標識の設置基準等 <b>工事看板等設置基準 (土木系工事) によること。</b>	2. 河川工事に伴う工事標識の設置基準等 <u>(本文略) (図略)</u>	基準の新設に伴う変更
4. 試験方法 4-1 突固め試験方法 1. (略) 2. 規定粒径以上のれきを含む土の密度補正法 この補正法は、規定粒径以上のれきを多く含む土の室内突固め試験値に対する補正法を示したものである。この補正法は、Walker-Holtz の理論によったもので、地盤工学会編土質試験法、締固め試験の章に従うものとする。規定粒径以上のれきを含む土の乾燥密度は次の式によって計算する。 $\rho_d = \frac{1}{\frac{(1-P)}{\rho_{b1}} + \frac{(1+w)\rho_s/\rho_w}{\rho_s} P}$ ここに、 $\rho_d$ : 土のみの乾燥密度 $\rho_s$ : れき (規定粒径以上) 粒子の密度 $w$ : れき (規定粒径以上) の含水比 $\rho_w$ : 水の密度 $P$ : れきの混合比 $P = \frac{m_{s2}}{m_{s1} + m_{s2}}$ $m_{s1}$ : 土の固体の部分の質量 $m_{s2}$ : れきの固体の部分の質量 [注] 補正標準値の適用範囲は混れき率 30~40%以下とする。	4. 試験方法 4-1 突固め試験方法 1. (略) 2. 規定粒径以上のれきを含む土の密度補正法 この補正法は、規定粒径以上のれきを多く含む土の室内突固め試験値に対する補正法を示したものである。この補正法は、Walker-Holtz の理論によったもので、地盤工学会編土質試験法、締固め試験の章に従うものとする。規定粒径以上のれきを含む土の乾燥密度は次の式によって計算する。 $\rho_d = \frac{1}{\frac{(1-P)}{\rho_{b1}} + \frac{(1+w)\rho_s/\rho_w}{\rho_s} P}$ ここに、 $\rho_d$ : 土のみの乾燥密度 $\rho_s$ : れき (規定粒径以上) 粒子の密度 $w$ : れき (規定粒径以上) の含水比 $\rho_w$ : 水の密度 $P$ : れきの混合比 $P = \frac{m_{s1}}{m_{s1} + m_{s2}}$ $m_{s1}$ : 土の固体の部分の質量 $m_{s2}$ : れきの固体の部分の質量 [注] 補正標準値の適用範囲は混れき率 30~40%以下とする。	誤植訂正
4. 試験方法 4-9 無収縮モルタル試験方法 1. ~ 2. (略) 3. 試料 (1)~(2) (略) (3) 付着強度試験方法 ア 試験用器具 器具は、幅 15 cm × 長さ 15 cm × 高さ 15 cm の水密性のある型枠、突き棒、鉄板製の支台、球座その他を使用する。 イ~エ (略)	4. 試験方法 4-9 無収縮モルタル試験方法 1. ~ 2. (略) 3. 試料 (1)~(2) (略) (3) 付着強度試験方法 ア 試験用器具 器具は、幅 15 cm × 長さ 15 cm _____ の水密性のある型枠、突き棒、鉄板製の支台、球座その他を使用する。 イ~エ (略)	誤植訂正

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>4. 試験方法</p> <p>4-14 六価クロム溶出試験</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 試験の種類及び方法</p> <p>本試験要領における六価クロム溶出試験は、以下の方法で構成される。</p> <p>2-1 セメント及びセメント系固化材の地盤改良に使用する場合の試験</p> <p>本試験では現地盤内の土と混合して施工される地盤改良を対象とする。</p> <p>(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 1」という）</p> <p>環境庁告示 46 号溶出試験は、土塊・団粒を粗砕した 2 mm 以下の土壌を用いて 6 時間連続振とうした後に、六価クロム溶出量を測定する方法である。（注 1）この試験は、固化材が適切かどうかを確認することを目的に行う。</p> <p>(2) 施行後に実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 2」という）</p> <p>改良された地盤からサンプリングした試料を用い、実際に施工された改良土からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。</p> <p>(3) 施行後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法 3」という）</p> <p>タンクリーチング試験、塊状にサンプリングした試料を溶媒水中に静置して六価クロム溶出量を測定する方法である（添付資料 2 を参照）。この試験は、改良土量が 5,000m<sup>3</sup>（注 2）程度以上または改良体本数が 500 本程度以上の改良工事のみを対象に、上記（2）で溶出量が最も高かった箇所について、塊状の試料からの六価クロム溶出量を確認する目的で行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2-2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合の試験</p> <p>本試験は、以下に示すような再利用を目的とした改良土を対象とする。</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>表-1 (略)</p> <p>(1) 配合設計、プラントにおける品質管理、もしくは改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 4」という）この試験は、固化材が適切かどうか、もしくは再利用を行う改良土からの溶出量が土壤環境基準値以下であるかを確認する目的で行う。本試験は改良土の発注者（以下、「供給する者」という）に試験結果を提示しなければならない。また、利用者は発注者からの試験結果の提示を受けなければならない。環境庁告示 46 号溶出試験の方法は 2-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 施工後に実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 5」という）</p> <p>2-1 (2) に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。</p> <p>(3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法 6」という）</p> <p>2-1 (3) に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する</p> <p>3. 供試体作成方法及び試験の個数</p> <p>工事の目的・規模・工法によって必要となる供試体作成方法及び試験の数は異なるが、以下にその例を示す。</p>	<p>4. 試験方法</p> <p>4-14 六価クロム溶出試験</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 試験の種類及び方法</p> <p>本試験要領における六価クロム溶出試験は、以下の方法で構成される。</p> <p>2-1 セメント及びセメント系固化材の地盤改良に使用する場合の試験</p> <p>本試験では現地盤内の土と混合して施工される地盤改良を対象とする。</p> <p>(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 1」という）</p> <p>環境庁告示 46 号溶出試験は、土塊・団粒を粗砕した 2 mm 以下の土壌を用いて 6 時間連続振とうした後に、六価クロム溶出量を測定する方法である。（注 1）この試験は、固化材が適切かどうかを確認することを目的に行う。</p> <p>(2) 施行後に実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 2」という）</p> <p>改良された地盤からサンプリングした試料を用い、実際に施工された改良土からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。</p> <p>(3) 施行後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法 3」という）</p> <p>タンクリーチング試験、塊状にサンプリングした試料を溶媒水中に静置して六価クロム溶出量を測定する方法である（添付資料 2 を参照）。この試験は、改良土量が 5,000m<sup>3</sup>（注 2）程度以上または改良体本数が 500 本程度以上の改良工事のみを対象に、上記（2）で溶出量が最も高かった箇所について、塊状の試料からの六価クロム溶出量を確認する目的で行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2-2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合の試験</p> <p>本試験は、以下に示すような再利用を目的とした改良土を対象とする。</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>表-1 (略)</p> <p>(1) 配合設計、プラントにおける品質管理、もしくは改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 4」という）この試験は、固化材が適切かどうか、もしくは再利用を行う改良土からの溶出量が土壤環境基準値以下であるかを確認する目的で行う。本試験は改良土の発注者（以下、「供給する者」という）に試験結果を提示しなければならない。また、利用者は発注者からの試験結果の提示を受けなければならない。環境庁告示 46 号溶出試験の方法は 2-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 施工後に実施する環境庁告示 46 号溶出試験（以下、「試験方法 5」という）</p> <p>2-1 (2) に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。</p> <p>(3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法 6」という）</p> <p>2-1 (3) に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。</p> <p>3. 供試体作成方法及び試験の個数</p> <p>工事の目的・規模・工法によって必要となる供試体作成方法及び試験の数は異なるが、以下にその例を示す。</p>	<p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p>

## 札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>3—1 セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合</p> <p>(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（「試験方法 1」に対して） （本文略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) タンクリーチング試験（以下、「試験方法 3」に対して） （本文略）</p> <p>3—2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等を再利用する場合</p> <p>(1) 配合設計、土質改良プラントの品質管理、改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（「試験方法 4」に対して） 1)～2)（略） (2)～(3)（略）</p> <p>4. ～5. （略）</p>	<p>3—1 セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合</p> <p>(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（「試験方法 1」に対して） （本文略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) タンクリーチング試験（以下、「試験方法 3」に対して） （本文略）</p> <p>3—2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等を再利用する場合</p> <p>(1) 配合設計、土質改良プラントの品質管理、改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験（「試験方法 4」に対して） 1)～2)（略） (2)～(3)（略）</p> <p>4. ～5. （略）</p>	<p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p>
<p>5. コンクリートの耐久性向上対策</p> <p>5—3 アルカリ骨材反応抑制対策</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 現場における対処の方法</p> <p>(1) 現場でコンクリートを製造して使用する場合 現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、1. (1)～1. (3) のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。</p> <p>(2) レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合 レディーミクストコンクリート生産者と協議して 1. (1)～1. (3) のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。 なお、1. (1)、1. (2) を優先する。</p> <p>(3) コンクリート工場製品を使用する場合 プレキャスト製品を使用する場合製造業者に 1. (1)～1. (3) のうちどの対策によっているのかを報告させ適しているものを使用する。</p> <p>3. （略）</p> <p>4. 外部からのアルカリの影響について</p> <p>1. (1) および 1. (2) の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。 そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。</p> <p>(1) 既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合</p> <p>(2) 1. (1)、1. (2) の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合</p> <p>(3) 橋桁等、被害をうけると重大な影響をうける場合</p> <p>5. （略）</p>	<p>5. コンクリートの耐久性向上対策</p> <p>5—3 アルカリ骨材反応抑制対策</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 現場における対処の方法</p> <p>(1) 現場でコンクリートを製造して使用する場合 現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2. (1)～2. (3) のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。</p> <p>(2) レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合 レディーミクストコンクリート生産者と協議して 2. (1)～2. (3) のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。 なお、2. (1)、2. (2) を優先する。</p> <p>(3) コンクリート工場製品を使用する場合 プレキャスト製品を使用する場合製造業者に 2. (1)～2. (3) のうちどの対策によっているのかを報告させ適しているものを使用する。</p> <p>3. （略）</p> <p>4. 外部からのアルカリの影響について</p> <p>2. (1) および 2. (2) の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。 そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。</p> <p>(1) 既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合</p> <p>(2) 2. (1)、2. (2) の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合</p> <p>(3) 橋桁等、被害をうけると重大な影響をうける場合</p> <p>5. （略）</p>	<p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p> <p>誤植訂正</p>

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版																																				
<p>付表 (参考資料)</p> <p style="text-align: right;">Ⅲ 付表 (参考資料)</p> <p>立会願 (様式 88)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p> <p>(監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p>下記項目について、立会をお願いします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">工 事 名</th> <th style="width:85%;">内 容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">項 目</td> <td style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>希望日時</td> <td style="text-align: right;">_____ 年 月 日 時</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p> <p>上記項目について、_____ 年 月 日立会を実施した。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">工事主任</td> <td style="width:15%;">工 事 員</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">現場代理人</td> <td style="width:15%;">主任 (監理) 技術者</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主 旨) 本様式は、受注者が監督職員の立会を受ける必要がある場合に監督職員に提出するものである。</p> <p>(作成上の注意) 1. 本様式は現場代理人が保管することとし、工事主任はその写しを受け取ること。 2. この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。</p> <p style="text-align: center;">付 表 133</p>	工 事 名	内 容	項 目	内 容			希望日時	_____ 年 月 日 時	工事主任	工 事 員		現場代理人	主任 (監理) 技術者						<p>付表 (参考資料)</p> <p style="text-align: right;">Ⅲ 付表 (参考資料)</p> <p>立会願 (様式 88)</p> <p style="text-align: right;">令和_____ 年 月 日</p> <p>(監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p>下記項目について、立会をお願いします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">工 事 名</th> <th style="width:85%;">内 容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">項 目</td> <td style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>希望日時</td> <td style="text-align: right;">令和_____ 年 月 日 時</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">令和_____ 年 月 日</p> <p>上記項目について、令和_____ 年 月 日立会を実施した。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">工事主任</td> <td style="width:15%;">工 事 員</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">現場代理人</td> <td style="width:15%;">主任 (監理) 技術者</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主 旨) 本様式は、受注者が監督職員の立会を受ける必要がある場合に監督職員に提出するものである。</p> <p>(作成上の注意) 1. 本様式は現場代理人が保管することとし、工事主任はその写しを受け取ること。 2. この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。</p> <p style="text-align: center;">付 表 133</p>	工 事 名	内 容	項 目	内 容			希望日時	令和_____ 年 月 日 時	工事主任	工 事 員		現場代理人	主任 (監理) 技術者					
工 事 名	内 容																																				
項 目	内 容																																				
希望日時	_____ 年 月 日 時																																				
工事主任	工 事 員		現場代理人	主任 (監理) 技術者																																	
工 事 名	内 容																																				
項 目	内 容																																				
希望日時	令和_____ 年 月 日 時																																				
工事主任	工 事 員		現場代理人	主任 (監理) 技術者																																	
備考	諸基準類との統一																																				

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和5年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版																																																																																																
<p style="text-align: center;">付表 (参考資料)</p> <p style="text-align: right;">Ⅲ 付表 (参考資料)</p> <p style="text-align: center;">段階確認 (様式 89)</p> <p style="text-align: center;">_____ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(監督員) 様</p> <p style="text-align: center;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th colspan="3">実施希望日</th> <th colspan="3">_____ 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工種</th> <th>細目等</th> <th>品質規格</th> <th>区域等</th> <th>数量等</th> <th>呼称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: center;">工事主任</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施日時</td> <td>_____ 年 月 日 時から</td> <td>実施者名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)         </td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上         </td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等  <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)         </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>_____ 年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて  <input type="checkbox"/> いる。 <input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> 詳細については、別途指示する。</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日 工事主任</p> <p>(主 旨)          本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に監督職員に提出するものである。          (作成上の注意)          1. 該当する口内にレを記入すること。          2. 本様式は現場代理人が保管することとし、工事主任はその写しを受け取ること。          3. この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。</p> <p style="text-align: center;">付 表 134</p>	工事名	実施希望日			_____ 年 月 日			工種	細目等	品質規格	区域等	数量等	呼称	備考															実施日時	_____ 年 月 日 時から	実施者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)			特記事項				<p style="text-align: center;">付表 (参考資料)</p> <p style="text-align: right;">Ⅲ 付表 (参考資料)</p> <p style="text-align: center;">段階確認 (様式 89)</p> <p style="text-align: center;">令和_____ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(監督員) 様</p> <p style="text-align: center;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th colspan="3">実施希望日</th> <th colspan="3">令和_____ 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工種</th> <th>細目等</th> <th>品質規格</th> <th>区域等</th> <th>数量等</th> <th>呼称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: center;">工事主任</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和_____ 年 月 日 時から</td> <td>実施者名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)         </td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上         </td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等  <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)         </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>令和_____ 年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて  <input type="checkbox"/> いる。 <input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> 詳細については、別途指示する。</p> <p style="text-align: right;">令和_____ 年 月 日 工事主任</p> <p>(主 旨)          本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に監督職員に提出するものである。          (作成上の注意)          1. 該当する口内にレを記入すること。          2. 本様式は現場代理人が保管することとし、工事主任はその写しを受け取ること。          3. この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。</p> <p style="text-align: center;">付 表 134</p>	工事名	実施希望日			令和_____ 年 月 日			工種	細目等	品質規格	区域等	数量等	呼称	備考															実施日時	令和_____ 年 月 日 時から	実施者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)			特記事項			
工事名	実施希望日			_____ 年 月 日																																																																																													
工種	細目等	品質規格	区域等	数量等	呼称	備考																																																																																											
実施日時	_____ 年 月 日 時から	実施者名																																																																																															
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																																																
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																																																																																
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																																																
特記事項																																																																																																	
工事名	実施希望日			令和_____ 年 月 日																																																																																													
工種	細目等	品質規格	区域等	数量等	呼称	備考																																																																																											
実施日時	令和_____ 年 月 日 時から	実施者名																																																																																															
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																																																
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																																																																																
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																																																
特記事項																																																																																																	
備考	諸基準類との統一																																																																																																